

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

トルコ：ギュレン運動

第3版

2022年2月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

審査	5
1. 序説	5
1.1 申請の根拠	5
1.2 留意点	5
2. 論点の検討	5
2.1 信ぴょう性	5
2.2 適用除外	6
2.3 条約上の理由	6
2.4 危険性	7
2.5 保護	17
2.6 国内移住	18
2.7 証明	19
国別情報	20
3. ギュレン運動	20
3.1 フェトフッラー・ギュレン及びギュレン運動の歴史	20
3.2 ギュレン運動の目的	23
3.3 支持者の加入及び人数	27
4. 2016年のクーデター未遂	28
4.1 2016年7月15日の出来事	28
4.2 非常事態	29
4.3 ギュレン運動への関与疑惑	30
4.4 テロ組織に指定されたギュレン運動	31
5. 法制	32
5.1 政治的意見、集合及び表現の自由	32
5.2 テロ対策法制	33
5.3 テロ対策法制の用途	34
5.4 第7262号法の用途	36
6. 特定集団に対する政府の行動	38
6.1 基本情報	38
6.2 AKP党員	42
6.3 国軍	42
6.4 Bylockの利用者及びその他の危険要因を有する個人	46
6.5 公務員及び外交官	49

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.6 市民社会と人権擁護者	50
6.7 反体制派	55
6.8 教育及び学究的環境	56
6.9 容疑段階のギュレニストの家族	56
6.10 ジャーナリストと表現の自由	60
6.11 裁判官及び弁護士	63
6.12 警察.....	66
6.13 トルコ国外のギュレニスト容疑者	66
7. その他の政府の行動	69
7.1 解雇及び停職	69
7.2 事業所の閉鎖	70
7.3 強制失踪	71
7.4 渡航制限	72
8. 逮捕及び拘禁	74
8.1 基本情報	74
8.2 再逮捕の発生	75
8.3 未決拘禁	75
8.4 拘禁時の扱い	78
8.5 虐待対応措置	82
8.6 拘禁施設	84
9. 司法手続	85
9.1 司法の独立性	85
9.2 適性手続	88
9.3 弁護士との接見機会	89
9.4 裁判.....	89
9.5 罪状及び量刑.....	91
9.6 政治犯	93
9.7 E-Devlet及びUYAP	94
10. 救済手段	97
10.1 憲法裁判所	97
10.2 非常事態措置調査委員会	98
11. 社会的障害	102
11.1 汚名	102
付属書A	104
調査委託事項	105

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

審査

更新日：2020年2月2日

1. 序説

1.1 申請の根拠

1.1.1 個人の実際の又は帰せられたギュレン運動への関与を理由に、政府関係者から迫害又は深刻な危害を受けることのおそれ

[目次に戻る](#)

1.2 留意点

1.2.1 本ノートの目的上、「ギュレン運動」という用語を用いるが、トルコ国内では、「ヒズメト (Hizmet)」（「奉仕活動」）と呼ばれており、トルコ政府は「Fetullahçı Terör Örgütü (FETÖ)」（「フェトフッラー派テロ組織」）と称されるテロ組織とみなしている。この組織は、「Paralel Devlet Yapılanması (PDY)」（「並列国家構造」）とも呼ばれることもある。

2. 論点の検討

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、難民地位の評価に関する庇護指令を参照。

2.1.2 意思決定者は、英国のビザ又はその他の形態の在留許可が以前に申請されたか否かも調査しなければならない。庇護申請が査証と一致する場合は、庇護申請者の聞き取り調査の前に調査すべきである（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護指令」を参照）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要も考慮すべきである（言語分析に関する庇護指令を参照）。

公式 - 機密：ここから

この頁の情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

公式 - 機密 : ここまで

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（又は複数）の適用可能性の検討に向けて重大な理由の有無を検討しなければならない。事例はそれぞれ、個別の事実及び理非について検討しなければならない。

2.2.2 当該個人が難民条約の適用から除外される場合は、当該個人は難民の地位よりも除外の適用範囲が広い）人道的保護の付与からも除外される。

2.2.3 適用除外及び制限付き在留許可に関する詳細な指針は、難民条約の第1条F項及び第33条2項に基づく適用除外、人道的保護及び制限付き在留許可に関する庇護指令を参照すること。

公式 - 機密 : ここから

この頁の情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 - 機密 : ここまで

[目次に戻る](#)

2.3 条約上の理由

2.3.1 ギュレン運動は、イスラムの価値観を根源とする、フェトフッラー・ギュレン氏が鼓舞する世界規模の文化及び教育イニシアティブを表すのに用いられる用語である。これは、政党でも宗教でもない。ギュレン運動は、トルコ国内に多数の賛同者を擁すると考えられている。一部は、その数を数百万人と推計する（ギュレン運動を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3.2 この運動の構成員は、数百の学校、学習塾、病院及び救助機関を含む様々な組織を設立した。支持者及びギュレン系教育機関の卒業生は、警察や治安当局及び司法当局に至る複数組織において有力な地位に就いていたと考えられている（ギュレン運動を参照）。

2.3.3 フェトフッラー・ギュレンは、警察及びその他の国家機関の部内者を通じてトルコ政府の転覆を図るテロ組織を結成及び指導したとして、与党である公正発展党（AKP）議員及びエルドアン大統領（President Erdoğan）から長い間、非難されてきた（「ギュレン運動への関与疑惑」及び「テロ組織に指定されたギュレン運動」を参照）。

2.3.4 トルコ当局の見解を所与として、ギュレン運動は政党ではないが、申請の根拠が実際の又は誤認されたギュレン運動への関与である個人は、難民条約上の理由の解釈上、「政治的意見」を持つとみなされるべきである。

2.3.5 ただし、難民として認定されるためには、運動とのつながりを立証するだけでは不十分である。各事案において取り込まれるべき問題は、特定の個人は実際の又は誤認された運動への加入を理由に、迫害の現実的な危険性に遭遇するか否かである。

2.3.6 条約上の理由に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位評価に関する指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.4 危険性

a. 政府の扱い

2.4.1 トルコ政府は2016年7月15日のクーデター未遂事件をギュレン運動の構成員に因るものとした（クーデター未遂の責任を問われたギュレニストを参照）。

2.4.2 トルコ政府は、2016年5月に、ギュレン運動を違法テロ組織であると宣言し、最高控訴院は2017年6月に、ギュレン運動は武装テロ組織であると裁定した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

これは英国政府のテロ組織の非合法化にほぼ匹敵するものであり、トルコ国内の裁判所はこれに基づいて判決を下す可能性が高い（テロ組織に指定されたギュレン運動及び付属書 A を参照）。

2.4.3 クーデター未遂から数日後に、トルコで非常事態宣言が発出された。これは、**2018年7月18日**に解除されるまで、**3か月ごと**に延長された。トルコ政府はこの非常事態宣言下で、欧州人権条約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の義務の適用を制限した。この適用制限は非常事態の終了時に全て撤廃されたが、議会は非常事態下で公布された **36** の法令をほぼ全て恒久的に採択した（非常事態を参照）。

2.4.4 国内法では、武装テロ組織を結成又は指揮すること若しくはかかる組織に所属することは刑事犯罪であるが、テロ組織とみなされるものの明確な定義は記載されていない。このため、この法律は極めて広義に解釈することが可能で、明瞭さの欠如は、トルコ政府が敵対勢力、特に、弁護士、人権擁護者、ジャーナリスト及び野党政治家を標的するのに利用されている。政治的意見、集合、結社及び表現の自由は法の認めるところであるが、政府はテロ対策法を定期的に発動して上記の自由を非合法化している。当局は **2019年1月**から **3月**にかけて、テロリストのプロパガンダと目されるソーシャルメディアアカウント **10,000** 個以上の調査を司法当局に委ねた。これにより、**3,600** 人を超える利用者がそのソーシャルメディア活動を理由に告発された。トルコ人権協会（**Turkey's Human Rights Association**）の議長は **2020年12月**に、テロ組織への加入を理由に、毎年およそ **300,000** 人が訴追されていると述べた（テロ対策法制の用途を参照）。

2.4.5 **2021年9月**のトルコ内務相の発表によれば、クーデター未遂以降にギュレン運動への関与疑惑を理由に捜査対象になった者は **622,646** 人に上り、このうち **301,932** 人は拘禁され、**96,000** 人が収監された。同相によれば、この運動への関与疑惑で現在、**25,467** 人が国内刑務所に収監されているということであった（基本情報及び序説を参照）。

2.4.6 トルコ当局は、ギュレン運動との潜在的関与レベルに従って立場を区別すると述べた。**2020年3月**に、容疑段階のギュレニストの上訴を調査する最高控訴院はこのレベルを以下のように特定した。

1. ギュレン運動に善意による（財政的）支援を提供する個人。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2. ギュレン関連組織で就労しかつ、ギュレン運動のイデオロギーに精通する忠誠者。
3. ギュレンのイデオロギーを採用し、周囲に宣伝するイデオロギー信奉者。
4. ギュレン運動が提供する多様な形態の奉仕活動を監視する捜査官。
5. ギュレン運動政策の策定及び実施責任を負う当局者。
6. 様々な階層間の窓口となり、免職権限を有するエリート集団。
7. ギュレン運動によって直接選出され、ギュレン運動の上層部に君臨する 17 名の個人。

同控訴院は、第 3 レベルに属す個人も訴追対象になると付言した。一部の消息筋は、この詳細区分がどの程度適用されるかを疑問視している。最も標的にされやすいのは、警察官、軍幹部、外交官及び弁護士のような権威又は影響力を有する職責者であると思われるが、実施される措置は恣意的で予測不可能であるように見える（基本情報を参照）。

2.4.7 2020 年 12 月に、国連人権高等弁務官事務所は、人権擁護活動家、ジャーナリスト、学者、裁判官及び報道機関に対する威嚇、嫌がらせ及び暴力について「深刻な懸念」を表明し、上記の拘禁及び訴追を中止するようトルコ政府に強く要請した（基本情報を参照）。

2.4.8 トルコ議会は 2020 年 12 月に、「大量破壊兵器拡散の資金供与防止」に関する新しい法律第 7262 号を可決した。この法令におけるテロリズムの定義は曖昧であり、同法は、テロ資金供与の対象になりやすい可能性がある個人を対象にしたものというよりは、むしろ、目的を問わずあらゆる市民社会団体の募金に適用される。これは、市民社会に対する「萎縮効果」の懸念をもたらした。その後の法改正により、当局は、市民社会協会の広範囲の構成員を排除し、これを、当該協会の構成員の承認を必要としない被信託者と入れ替えられるようになる（第 7262 号法及び第 7262 号法の用途を参照）。

2.4.9 クーデター未遂事件以降、市民社会の環境は更に困難になり、何人もの人権擁護者が刑事捜査及び訴追に遭遇している。事件から 2020 年までに、テロ関連の理由、主に、ギュレン運動への関与疑惑で 1,500 か所を超える NGO が閉鎖された。2020 年に、欧州評議会の人権弁務官は、人権擁護者をテロリストと決めつける政治家

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び人権擁護者を沈黙させるために刑事訴追を濫用する裁判所について懸念を表明した。2020年10月に、欧州評議会の議員会議は、人権擁護者に対する「司法当局の嫌がらせ」の終止を求める決議を公表した。人権擁護者の状況に関する国連特別報告者は2021年6月に、人権擁護者14人が10年又は10年以上の禁錮刑に服しており、このうち1人は、本人及びその同僚の公正な審理を要求するハンガーストライキ決行中の2020年8月に身柄を拘束されたまま死亡したことについて、トルコ政府に懸念を表明する旨を述べた（市民社会と人権擁護者及び罪状及び量刑を参照）。

2.4.10 クーデター未遂事件から2021年7月までに、政府は、ギョレン運動への関与疑惑を理由に、13,000人を超える公務員を免職した。免職された公務員は、15日以内に公営住宅から退去させられ、公職への復帰は不可能になる（公務員及び外交官を参照）。

2.4.11 2021年5月時点で、ギョレニスト、PKK又は左翼主義と目されて解雇された学者は6,000人を超える。同じ理由で閉鎖された学校及び大学は3,000校を超える（教育及び学究的環境及び、基本情報を参照）。

2.4.12 2020年末時点で収監されているジャーナリストはおよそ37人から79人で、その多くは、反体制的報道又はギョレン運動とのつながりで告発され、テロリストとみなされた。これにより、拘禁期間を通じて面会する機会が制限される結果になった。クーデター未遂に続く非常事態宣言下で国内119か所の報道機関が閉鎖された。この数字には、新聞社、雑誌社、テレビ局、ラジオ局及び通信社が含まれる。一部の推計によれば、政府が2016年以降に閉鎖した報道機関は200か所を超えるということである。ギョレン運動とのつながりを疑われたジャーナリストは、取材許可証の取得を妨害される可能性がある。これは、活動を制限されることを意味する（ジャーナリストと表現の自由を参照）。

2.4.13 クーデター未遂事件以降、司法当局者のほぼ3分の1が政府によって停職処分を受けた、拘禁された又は免職された。テロ関連罪で訴追された弁護士は1,500人を超え、441人は禁錮刑を言い渡された。弁護士の中には、例えば訴追などの政府の報復措置を恐れてギョレン派の容疑を受けた個人の弁護を引き受けたがらない者もいた。2020年に、欧州評議会の人権弁務官は弁護士に対する懸念を提起し、弁護士はその専門的職業の遂行においてかつ人権擁護者として標的にされていることがわかった

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と述べた。欧州評議会議員会議は 2020 年 10 月に、弁護士逮捕及びその業務の非合法化を非難し、テロ関連罪で拘禁された弁護士が公正な裁判を要求するハンガーストライキに訴えたことに懸念を示した（裁判官及び弁護士を参照）。

2.4.14 2020 年 6 月までにクーデター未遂事件への関与疑惑で逮捕された元軍関係者はおおよそ 6,000 人に上る。2021 年 7 月までに、23,000 人を超える軍幹部がギュレン運動との連携疑惑を理由に免職された。この数字には、あらゆる階級の幹部が含まれる（国軍を参照）。

2.4.15 警察部隊は、ギュレン運動への関与疑惑で当局の標的にされやすい上位 3 つの専門的職業の 1 つである。クーデター未遂事件から 2020 年 12 月までに、31,000 人を超える警察官がギュレン運動への関与疑惑を根拠に免職された（警察を参照）。

2.4.16 ギュレン運動への関与疑惑は、当局が反体制派を標的にするために利用する可能性がある。過去にギュレン運動に関係したことがある一部の AKP 幹部は、その政治的な人脈により訴追を免れることができた（反体制派及び AKP 党員を参照）。

2.4.17 政府は 2020 年 9 月までに、ギュレン運動とのつながりを理由に告発された事業所おおよそ 1,000 社に対し、差押え処分を下した又は管理者を任命した。かかる事業所の価額は 120 億ドルと推定される（事業所の閉鎖を参照）。

2.4.18 携帯電話に ByLock アプリを搭載することも当局から悪い意味で注視され得る要因である。このアプリはギュレン派が利用しているとみなされているためである。2017 年 12 月に明らかにされたところによれば、おおよそ 11,500 人が、別のアプリをダウンロードした時点で、当該アプリがその携帯電話に自動的にダウンロードされていた。これにより、おおよそ 1,000 人もの被拘禁者が釈放される結果に至った。2019 年 3 月時点で、ByLock アプリケーションの利用疑惑で告発された者は 95,310 人に上り、このうち、34,837 人の被疑者はこのアプリケーションを利用してメッセージを投稿したことがなかった。2020 年 7 月に、国内 2 か所の裁判所で、ByLock アプリをダウンロードした事実は、ギュレン運動とのつながりを示す証拠になるという判決が個別に下された。これに対し、欧州人権裁判所は 2021 年 7 月に、ByLock アプリケーションの利用は、それ自体は犯罪ではなく、逮捕の十分な証拠にならないと裁定した ByLock

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の著作権者はテロ関連罪で告発され、現在拘禁されている（ByLock の利用者及びその他の危険要因を有する個人を参照）。

2.4.19 ギュレン運動への関与疑惑につながり得るその他の要因には、ギュレン運動との関係が疑われたことを理由に政府が閉鎖したアスヤ（Asya）銀行の利用、ザマン紙の定期購読、ギュレン運動関連の書籍の所有、ギュレン系の学校に在籍した又は子どもを通わせた事実、ギュレン運動とつながりがある労働組合又は業界団体への加入、ギュレン運動とつながりがある企業又は NGO との雇用関係、公職又は軍における急速な昇進、ギュレン派 NGO に献金した事実、警察又は要人警護機関の報告（非公開）、ソーシャルメディアの閲覧及びインターネットの閲覧履歴の分析、フェトフッラー・ギュレンが居住するペンシルバニア州への頻繁な渡航、同僚又は隣人からの通報などがある（ByLock の利用者及びその他の危険要因を有する個人及びジャーナリストと表現の自由を参照）。

2.4.20. 政府は、ギュレン運動への関与疑惑を理由とする被解雇者のリストを公表し、国家社会保障システムの中で識別している。これにより、一部の被解雇者は官民部門のいずれかを問わず再就職先を見つけることがほかよりも困難になり、汚名を着せられる可能性がある。被解雇者は収入、社会的便益、医療保険及び退職手当を失う可能性がある（解雇及び停職を参照）。

2.4.21 司法省は 2020 年 7 月に、トルコ政府が 105 か国に対し、ギュレン支持者合計 807 人の引渡しを要請したことを発表した。2021 年 3 月時点で、27 か国から 116 人が国外追放された。このうち 40 人は強制失踪者となった。複数の報告によれば、ギュレン運動への関与疑惑で引き渡された個人は、長期の禁錮刑、拷問及び虐待を被る可能性があるということである（トルコ国外のギュレニスト容疑者を参照）。

2.4.22 2016 年から 2020 年末までの間に、およそ 24 件の強制失踪事案が発生した。アンカラ県内の警察の留置場で所在が再確認された男性 2 人は、拉致及び拷問された上、ギュレン運動との関係を告白する供述書に署名させられたと証言した。上記の事案の調査は行われず、警察はこの申立てを否認している（強制失踪を参照）。

2.4.23 国内移動及び海外渡航の自由は憲法の定めるところであるが、政府はギュレン運動とのつながりで告発された一部の民間人に対し、海外渡航を制限している。当

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

局はクーデター未遂事件の発生後、**230,000** 通を超えるパスポートを停止し、数えきれないほどのパスポートを紛失又は盗難扱いにした。ギュレニストと目される個人がパスポートを取り消される前に、必ず告発又は有罪判決を受けているとは限らない。法的調査又は係争段階にある個人は、パスポートを停止される可能性がある。容疑段階のギュレニストの血縁者も、パスポートを取り消された。海外在住のギュレニスト容疑者は、トルコ領事館ではパスポートの更新又は子どものパスポートの発給はできないため、トルコに帰国しなければならず、その結果として逮捕の危険性があるということである。**2020年6月に、2019年に解除された57,000人に加え、28,075人**に対するパスポートの発給制限が解除されたが、現時点で何人が渡航を禁止されているかは不明である（渡航制限を参照）。

2.4.24 政府は、容疑段階のギュレニストの家族にもテロ対策法制を利用している。例えば、ギュレン運動への関与容疑で告発された何万人もの被告は、親戚を含む家族の渡航を制限された。容疑段階のギュレニストを発見できない時にその妻が逮捕される事案が複数あった。ただし、これがどの程度日常的になり得るかは不明である。地位の高いギュレニストの血縁者は、悪い意味で注目される危険性が最も高い（容疑段階のギュレニストの家族を参照）。

2.4.25 テロ対策法の下では、警察は罪状なしに最長**12**日間まで個人を拘束することができる。未決拘禁は広範囲にかつ、特に、テロ行為の容疑者に対する刑罰の一環として利用された。**2018**年の法律の可決以降、本人再調査はこれまでのように**30**日ではなく**90**日ごとに実施されるようになった。**2020**年**7**月時点で、未決拘禁者は**48,752**人であった。**2021**年**2**月に、トルコ憲法裁判所は、ギュレン運動への加入を理由にテロ罪で逮捕された元ニュース編集長の**4**年半にわたる未決拘禁時に人権侵害はなかったと裁定した。しかし、この男性は欧州人権裁判所の**2021**年**4**月の判決後直ちに釈放された。調査対象者は、再逮捕される危険性がある（再逮捕の発生及び未決拘禁を参照）。

2.4.26 欧州評議会の拷問及び非人間的又は品位を傷付ける扱い又は刑罰防止委員会（CPT）は、**2019**年**5**月の訪土後、被拘禁者が申し立てた虐待の過酷性は**2017**年の調査結果と比べて軽減されたが、これにもかかわらず、申立ての頻度は依然として「憂慮すべきレベル」にあるという印象を指摘した（拘禁時の扱いを参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.27 複数の報告によれば、ギュレン運動への所属を疑われた個人は、拘禁中に虐待を受ける可能性が高いということである。これには、長期間の隔離拘禁、不要な脱衣所持品検査、屋外／監房外活動に対する厳格な制限、刑務所の図書館への出入り禁止及び治療の遅延／拒否などがあった。テロ関連罪の容疑者の面会者も、家族との面会制限及び脱衣所持品検査のような看守による品位を傷つける処遇等の虐待を受けた。信ぴょう性の高い複数の報告により、外務省の元職員が拷問を受けたことが伝えられたが、警察当局は否定した（拘禁時の扱いを参照）。

2.4.28 複数の報告によれば、検察官は常に、拘禁中の拷問及び虐待の申立ての有意義な調査を実施するとは限らず、関与した治安部隊職員及び警察官に対する刑事免責が文化になっているということである。2019年に政府が公開した拷問及び虐待の申立ての調査は2,767件であった。このうち、1,372件は検察官による措置が講じられず、933件は刑事訴訟に至り、462件はそれ以外の決定が下された。政府は拷問の申立ての調査については、データを公表しなかった。人権協会は2020年1月から11月までに、警察又は拘置所以外の場所での身柄拘束中に受けた拷問の不服申立て573件を受理した。2020年6月の内務相の報告によれば、内務省が2019年10月以降に受理した拷問及び虐待の不服申立ては396件に上るとのことである。野党CHPの主張によれば、2020年5月から8月までに、223人が拷問又は非人間的扱いを報告したということである（虐待対応措置を参照）。

2.4.29 欧州評議会のCPTの調査結果によれば、警察の拘置施設は、おおむね清潔で修繕状態も良好であったが、数日間より長期の拘禁には適していないということである。監房の多くは日光が入らず、被拘禁者が新鮮な空気に触れる機会に関する取決めはなかった。また、監房は過密状態で、被拘禁者の多くが食料、水及び衛生用品を全く又は十分に与えられていないと申し立てた（拘禁施設を参照）。

2.4.30 公正な公開審理を受ける権利は憲法の定めるところであるが、欧州評議会の人権弁務官が2020年2月に報告したところによれば、司法行政及び司法の独立性は特に非常事態に起因して、ここ数年で「著しく」低下したということである。弁務官は、政治的影響力の拡大及び司法の独立性の侵害に注目した。特定の集団、特に、ギュレン運動への関与で告発される被告の場合は、公正な裁判の保障は縮小されている。欧州評議会の議員会議は2020年10月に、上記の問題に関する決議を公表した（司法の独立性を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.31 適性手続の保障は非常事態期間を通じてほぼ損なわれ、この権利は現時点では復活していない。特に、テロ容疑の事案では適性手続及び証拠の基準が不十分であり、被告は、最長で7年間にわたって長期的に未決拘禁される。テロ関連の裁判では、当局は、法律の規定に従って24時間以内に拘禁状態の詳細を弁護士に伝えることを頻繁に怠った。弁護士の報告によれば、依頼人の事件書類を読む機会を数週間又は数か月間にわたって阻まれたこともあり、これによって依頼人を弁護することができなかつたということである。当局は、国家安全保障関連の訴訟では特に、弁護側が異議を申し立てられない秘密の証拠又は証人を利用した（適性手続、弁護士との接見機会及び裁判を参照）。

2.4.32 ギュレン運動はトルコではテロリスト組織とみなされているため、構成員と目される個人はテロ対策法制の下に判決を下される。政府は、ギュレニストと目される個人を政治囚とみなさない。被告人のうち、クーデター未遂事件に実際に参加した者はごく少数であった。裁判所の判決は概して、運動への加入容疑に立脚し、公務員の場合は、不当な公職就任が根拠とされた。アスヤ銀行の利用又はザマン紙の定期購読のような、ギュレン運動での行動歴が比較的控え目であるとみなされた一部の被告は、ギュレン派の通信プラットフォームの制作責任者のような積極的に関与した者よりも寛大な刑罰を受ける可能性がある。ただし、判事によっては、関与レベルについて差別化しないことがある。2021年7月時点で、ギュレニストの容疑で終身刑を言い渡された被告は2,500人を超える（罪状及び量刑及び政治犯を参照）。

2.4.33 トルコ当局によれば、ある個人のギュレン運動への関与レベルに応じて区別されるということであり、結論としては、フェトフッラー・ギュレンに最も近い個人は、関与レベルが相対的に低い個人よりも刑罰を受ける危険性が大きくなる。証拠が示すように、当局から悪い意味で注目される危険性に特にさらされる個人には、まず、軍職員、警察、司法当局者及び外交官、次いで、報道機関、教員及び学者並びに、人権擁護者が含まれる。Bylockアプリが携帯電話に入っている事実だけを、訴追の十分な証拠とみなすことはできない。政府は批判的な勢力を標的にするためにギュレン主義の告発も利用することがあるため、ギュレン運動への関与がない事実は、危険性の決定要因とみなし得ない。裁判所が言い渡す刑罰は恣意的になる可能性があり、刑の重さが常に関与に対する認識レベルによって異なるとはかぎらない、同じ／極めて類似する経歴を持つ個人が当局から極めて異なる処遇を受ける可能性もあるため、1人の個人がどのような処遇を受け得るかを予測するのは困難である。刑罰は恣

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

意的になる可能性があるため、どの事案も、その特有の事実において検討されなければならず、意思決定者は、ギュレン運動での注目度が低い個人でも迫害に遭遇し得ることを考慮するべきである。

2.4.34 ギュレニストと目される個人は、強制失踪の危険性にさらされる。ただし、これは比較的起こりにくく、かかる事案は 2016 年以降 24 件である。容疑段階のギュレニストは、刑罰の一環として用いられる未決拘禁の危険性がある。状況は 2017 年以降改善されたが、拘禁中の虐待の申立て件数はこの 4 年間で増大した。容疑段階のギュレニストは危険性にさらされる集団の 1 つである。ギュレニストと目される個人の場合も、拘禁中の適性手続の保障が遵守されず、審理期間を通じて司法の独立性、適性手続及び許容証拠基準が欠如する危険性が高くなる。

2.4.35 最高裁判所は、ギュレン運動を武装テロ組織であると裁定した。トルコ政府が民主的に選出された政府に対するクーデター未遂に関与した個人及びこれを積極的に支援した個人に措置を講じ、あらゆる合法的かつ適切な手段でこれを行うことは合法である。憲法裁判所の刑事犯罪室が 2020 年 7 月に示した定義によれば、ギュレンに関連する組織で労働する個人を含め、当該組織の目的及びイデオロギーを支持するが、政策の策定又は宣伝活動を行わない個人の場合は、刑事訴追を受けることはない。事案の特殊な事情に基づいて、虐待の現実的な危険にさらされること及び、実際の又は誤認された政治的信念を理由にこれが迫害になることを立証する責任は当該個人にある。

2.4.36 刑事犯罪に対する訴追又は刑罰を免れる個人は、通常、難民ではない。ただし、当局の訴追行為に虐待が含まれる場合、例えば、起訴が迫害の手段又は弁解である、又は特定の集団のみが特定の犯罪で起訴され、その差別の結果が十分に深刻な場合には、起訴は迫害になる可能性がある。残忍、非人間的な又は品位を傷つける刑罰（実行された犯罪と全く釣り合わない刑罰を含む）も迫害になる可能性がある。

2.4.37 欧州人権条約の第 6 条（公正な裁判を受ける権利）の違反に基づいて当該個人が資格を得るためには、当該個人はその権利の重大な侵害の現実的な危険性を実証する必要がある。意思決定者は、申し立てられた母国での扱いが、保護された権利の重大な侵害又は重大な否定に結果としてなるほど深刻であることを当該個人が実証し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

たかどうかを考慮すべきである。詳細な情報については、人権に関する申立ての検討に関する庇護指令を参照。

2.4.38 ギュレニストと目される個人の家族成員も当局から悪い意味で注視される危険性にさらされ、逮捕及びパスポートの停止に遭遇する可能性がある。家族に対する危険性は、おおむね、血縁者のギュレン運動への関与レベルに応じて増大する。

2.4.39 危険性評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護指令を参照。

b. 社会的処遇

2.4.40 ギュレン運動への加入で告発される個人の名前は公表される。これは、多大な社会的汚名及び制約につながる可能性がある（汚名を参照）。

2.4.41 ギュレン運動への関与を理由に免職処分を受けた公共部門の職員の多くは、その活動に関する疑惑及び汚名を理由に民間部門で就職することができなかった。雇用主は自身がギュレン運動の支持者又は構成員とみなされることを恐れて、ギュレニストを疑われる個人の雇用を希望しない場合がある。ただし、民間部門で就職できた者もいる。解雇処分は、迫害の基準を満たすものではない（解雇及び停職及び汚名を参照）。

2.4.42 ギュレニストの家族成員は、汚名を受けないように、その血縁者の運動への関与から明確に遠ざかる必要がある（容疑段階のギュレニストの家族を参照）。

2.4.43 危険性評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位評価に関する庇護指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

2.5.1 当該個人が十分な根拠のある政府による迫害の恐れを有する場合は、当該個人は、おおむね、当局から保護を得ることはできない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.5.2 被拘禁者は申し立てた人権侵害事案の補償を憲法裁判所に申請することができる。ただし、手続は裁判所の未処理案件により遅延し、検察官及び下級裁判所は、憲法裁判所の判決及び判例を遵守することに抵抗したため、この手続の有効性は損なわれた。2020年9月時点で、憲法裁判所が受理した申請は30,584件で、このうち人権法違反と裁定されたのは20%であった（憲法裁判所を参照）。

2.5.3 国内のあらゆる救済策を使い尽くした国民は、欧州人権裁判所（ECtHR）に救済を申請する権利を与えられる。クーデター未遂事件以降、トルコ人の申請はECtHRの受理件数の36%を占める。しかし、トルコ政府がこの10年間で実施したECtHRの判決は60%に満たない（憲法裁判所を参照）。

2.5.4 ECtHRが対応不能になるのを避けるために、トルコ政府は、非常事態宣言期間に大統領令で解雇された個人に一定レベルの司法審査を行う非常事態措置調査委員会（Inquiry Commission on the State of Emergency Measures）を設置した。2020年7月3日時点で、同委員会に126,300件の申請が提示され、108,200件の事案に裁定が下され、96,000件は棄却された - つまり、当初の大統領令の決定が支持された - 上訴の申請が承認されたのは12,200件であった。委員会に決定の根拠の提示を求める要件はない。司法当局の過度な政治化によって有効な救済策が提供できないこと及び、委員会の事案棄却率の高さがこれを証明していることが懸念される。しかも、委員を任命したのは、非常事態措置を採択した当局であった。不服申立て者は委員会の決定に関係なく、解雇処分以前に就労していた同じ組織に復職することはできず、補償を受けることもできない。委員会に棄却された申請は、裁判制度により憲法裁判所に上訴することが許される。その後は、理論上は、ECtHRに申請することが許される（非常事態措置調査委員会を参照）。

2.5.5 政府の保護の利用可能性評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 国内移住

2.6.1 当該個人が政府による迫害又は深刻な危害の十分に根拠がある恐怖を有する場合は、その危険から逃れる目的で移住できる可能性は極めて低い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.6.2 国内移住に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.7 証明

2.7.1 申請が却下される場合は、2002年国籍、移住及び庇護法の第94条に基づいて、「明らかに根拠がない」と証明できる可能性はない。

2.7.2 証明に関する詳細な指針については、2002年国籍、移住及び庇護法の第94条(明らかに根拠がない申請)に基づく保護及び人権に関する申立ての証明を参照。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

第3節の更新日：2021年10月7日

3. ギュレン運動

3.1 フェトフッラー・ギュレン及びギュレン運動の歴史

3.1.1 ドイツェ・ヴェレ（DW）が2018年4月に公表した記事によれば、

「[フェトフッラー]・ギュレンは1941年に生まれ、人生の前半は1人のイマームにすぎなかった。ギュレン運動がオンラインで公表した略歴によると、1981年に説教師を辞した後、同氏の主眼は宗教活動から社会活動に移行し、その多くは新規事業、特に報道ベンチャー企業及び教育プロジェクト - その当時民営化に参入した分野の立ち上げに関わるものであった。

「ギュレンの市民社会への影響力は、その支持と同様に1980年代から1990年代にかけて着実に拡大した。ギュレンがその組織で昇進させた又はギュレンが創設した学校で無償教育を受けた者の多くは、伝えられるところによれば、この賛否が分かれる説教師に個人的負い目を感じるようになったということである。

「ギュレンは1999年に米国のペンシルバニア州に移住し、それ以来そこで暮らしている。

「同氏の支持者は、70代を迎えた同氏の米国在住について健康上の理由を挙げているが、ギュレンの米国移住の決意を自主亡命とみなす向きもある。ギュレンは、政府 - その当時、トルコの世俗上流階級の支配下にあり、軍の加勢を受けていた - を弱体化させたとして捜査対象になった時点でトルコから脱出した。ギュレンは2000年に、様々な諸官庁の公務員を取り込んで政府の転覆を企図したとして欠席裁判で有罪判決を受けた（申略）。」¹

3.1.2 この記事の続きによれば、

¹ DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018年4月6日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「より強い信任を得た 2007 年の再選後、エルドアンを党首とする **AKP** は、そのイスラム主義イデオロギーを掲げて以前より積極的に発言するようになった。**AKP** はおそらくギュレンに対する罪状を 1 年以内に撤回し、この聖職者と以下に記載する全地球的運動と協力する意欲を示すと思われる。

「ギュレンは、自主亡命から数年間で見事な企業帝国を築き上げた。同氏の国内外の報道機関ネットワークは次第に勢力を拡大しつつある。同氏の学校は、トルコ国内の敬虔だが起業家志向の次世代の支持者を育成しており、ギュレン系の銀行は、西側諸国と、一部の国の金融業務がイスラム原理に準拠する中東間の円滑な資金移動及び移転を実現した。

「ギュレン派の結束は中央アジアにも拡大し、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタンのような旧ソビエト共和国及びトルコ語を公用語とするその他の諸国はあらゆる種類の支援を歓迎し、トルコとの特別に強い親近感を感じている。ほぼ 10 年にわたってこの運動を研究して来た人類学者の **Kristina Dohrn** が **DW** に述べたところによれば、この運動は『教育に主眼を置く全地球的な保守的ネットワーク』に進化した。

「ギュレンはこの期間を通じて、トルコだけで数千人もの熱心な支持者を公務に就かせており、そのネットワークは拡大の一途を辿っている。敵対者はこの運動を地下組織の拡大とみなしたが、同氏の支持者は、民主主義の拡大及び政府の意思疎通手段を介した様々な社会団体間の対話を目指しているだけだと主張した。

「ギュレンとの仕事上の協力関係は、エルドアンが独裁的手法を強化する上で必ずしも最善の選択ではなかったが、国内外でのこの説教師の影響力を前にして、この関係は明らかな政略結婚になりつつある。ギュレンはエルドアンの野望の高まりを受け入れる適切な基盤を有していた。他方、ギュレンの企業取引の多くは不透明とみなされていたため、事業利益に対する政府の保護を得るための連携は同氏にとっても同様に好都合であるように見えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「両者間の協力がどの程度であったかの詳細は不明だが、ギュレンの正式な無罪判決以降、トルコの政府上層部は、ペンシルバニア州セイラーズバーグの同氏の屋敷を頻繁に訪問した。

「ギュレン系の出版社及びテレビ局は - ギュレン系組織は常に、政治活動への関与を追求しないと断言していた事実に対して、エルドアンは 2011 年の選挙運動を突然支援する姿を見せた。ギュレンの支援を得て、AKP はその年、得票率において絶対過半数を若干割り込む結果で、何とか再選を果たした（中略）。」²

3.1.3 DW が続いてエルドアンとギュレンの決裂について述べたところによれば、

「2011 年の総選挙でやはり最大議席を獲得したにもかかわらず、エルドアン率いる AKP は、3 期目の単独政権からわずか 1 年のうちに何度か挫折した。旧体制の政府構造の腐敗を一掃してきた AKP は、エルドアン自身の家族を含め、党幹部まで及ぶ党全体の不祥事に突然巻き込まれた。

「しかし、政府はこのスキャンダルを、ギュレンの無限の影響力を抑制するエルドアンの決定を受けてギュレンが陰で操った疑いがあると主張した。エルドアン政権は、ペンシルバニア州全体に及ぶギュレンの影響力を制限したいと考え、国内のギュレン系大学予備校ネットワークも同時に閉鎖していた。

「2013 年の汚職発覚はトルコの近代史上最大のスキャンダルに数えられ、ゲジ公園の抗議運動を引き起こす結果になった。エルドアンは強権的方法でこれを鎮圧した。エルドアンは暴力に訴えて抗議者と交戦し、結果的に 22 人の命を奪っただけでなく、絶対的な協力者であったギュレンにも敵意を示し、この抗議運動を支援することで、2 度目の政府の弱体化及び転覆を企図したとして同氏を非難した。この結果、反体制的イスラム主義者としてのギュレンのイメージ - 『国家の国家』又は『並列国家』を形成したとエルドアンが非難した国家の敵は動かぬものになった。」³

3.1.4 記事は次に以下の様に解説した。

² DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018 年 4 月 6 日

³ DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018 年 4 月 6 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2015年までに「(中略)ギュレン系の報道機関は今ではAKP政府に敵対する存在で、エルドアンは覇権を脅かそうとしており、エルドアンは、ギュレンに対する政府の実力行使の意思を確固たるものにしたいと考えるようになった。国内の一部のギュレン系企業は、この3年間で飛躍的に増加した速さで閉鎖された。[2016年]7月15日のクーデター未遂事件後、エルドアンは国内のギュレン系報道機関及びその他の事業所を全て閉鎖した。」⁴

目次に戻る

3.2 ギュレン運動の目的

3.2.1 ギュレン運動に関する情報を提供するギュレン運動のウェブサイトの解説によれば、

「ギュレン運動(トルコ語でヒズメト)は、イスラム教の精神的及び人間主義の伝統を根幹とし、フェトフッラー・ギュレン氏の思想及び行動主義に鼓舞された世界規模の民間イニシアティブである。

「ギュレン運動は、信仰を基本とする、非政治的な教育運動であり、その原則は創造の愛、同胞に対する賛同、慈悲心及び利他主義といった、イスラム教の普遍的価値観に由来する。」⁵

3.2.2 フェトフッラー・ギュレンの公式ウェブサイトとされるウェブサイト fgulen.com は、2020年4月付で以下の情報を提供した。

「フェトフッラー・ギュレンは、正当な主流派トルコ人ムスリム学者であり、思想家であり、作家、詩人、世論指導者そして、教育活動家であり、異宗教及び異文化間の対話、科学、民主主義及び崇高な精神を支持し、暴力及び宗教の政治イデオロギー化に反対する。フェトフッラー・ギュレンは、衝突ではなく、平和な世界に向けた文明の協力を推進する(中略)

「我々は、フェトフッラー・ギュレンと同氏の見識に鼓舞された、フェトフッラー・

⁴ DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018年4月6日

⁵ ギュレン運動、ギュレン運動とは何か、日付不詳

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ギュレン運動と呼ばれる市民社会運動を、以下の理由で重要であり注目に値すると考える。

・**フェトフッラー・ギュレンの権威及び影響力**：フェトフッラー・ギュレン氏は国内のイスラム教徒及び世界各国のイスラム教徒の間で、世界のイスラム教徒人口の**87～90%**が所属するスンニ派の伝統を継ぐ、正当な主流イスラム教学者として知られ、尊敬されている。同氏は、思想家、詩人、多作な作家、教育活動家、そして、世論指導者でもある。トルコ国内の同氏の読者は数百万人と推計される。同氏の著書は英語、アラビア語、ロシア語、ドイツ語、スペイン語、ウルドゥー語、ボスニア語、アルバニア語、マレー語及びインドネシア語を含む多数の言語に翻訳されており、これに伴って国外での影響力は次第に拡大しつつある。印刷出版物に加え、同氏の思想は、同氏の見解に賛同する民放ラジオ及びテレビネットワークを通じて、かつてないほど世界各国の多数の人々に提供されている。

・**暴力、テロ及び自爆攻撃に反対する公的立場**：フェトフッラー・ギュレンは、暴力と宗教的レトリックの結合に反対する立場を堅持することで知られている（中略）

・**異宗教間の対話の開拓者**：フェトフッラー・ギュレンは、**9/11**の悲劇が起こるかなり前から、**10**年間にわたって異宗教及び異文化間の対話を積極的に推進している。トルコでは、多数派イスラム教徒と様々な少数宗派間の関係における前向きな環境をもたらしたことで高い評価を得ている（中略）。

・**文明間の協力**：フェトフッラー・ギュレンは、衝突ではなく対話、相互理解及び価値観の共有の拡大を通じて文明間の協力を推進する。同氏は市民社会の世論指導者として、欧州連合加盟に向けたトルコ政府の努力を支援し、この関係は両当事者間に恩恵をもたらすと述べている。

・**信仰の精神的次元の強調**：精神修養の教育を早くから受けたこともあり、フェトフッラー・ギュレンはイスラム教の精神性（西側ではスーフィズムとして知られる）を強調し、この強調から生まれた同胞者に対する包摂的な態度で知られている。（中略）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

・ **科学と信仰の調和**：フェトフッラー・ギュレンは科学と信仰を両立し合うだけでなく、補完し合うものとみなしている。（中略）

・ **知的次元**：同氏は、西側の伝統を受け継ぐ代表的思想家と親交があり、著書や講演活動を通じて友好的に意見を交わすことができる。

・ **民主主義派**：フェトフッラー・ギュレンは、民主主義を唯一存続可能な政治的統治体制とみなしている。同氏は宗教の政治イデオロギー化を非難する一方で、全ての国民が国内の政治生活において情報に基づく責任ある立場に置かれることを奨励する。（中略）

現場で機能する社会問題の解決策：フェトフッラー・ギュレンの人生で最も目を引く特徴は、同氏の展望と思想が言葉に留まらず、市民プロジェクトとしてグローバルに実現されていることである。一部の推計によれば、フェトフッラー・ギュレンの精神に触発され、地元の企業、利他的な教育者及び熱心な親の支援を受けて世界各国で設立された、K-12 学校、大学及び語学学校などの教育委機関は数百校に上る。このような学校の顕著な例としては、トルコ南東部、中央アジア、アフリカの数か国、極東及び東ヨーロッパの学校などがある。（中略）フィリピン、トルコ南東部及びアフガニスタンのような紛争多発地域では特に、こうした教育機関は貧困軽減及び教育の機会拡大に役立っており、この結果、テロ集団の訴求力も減少する。

・ **その他の市民社会プロジェクト**：フェトフッラー・ギュレンの思想及び激励に触発されたその他の市民社会プロジェクトには、救援組織、持続可能な開発団体、報道機関、職能団体及び医療機関などがある。⁶

3.2.3 ミドルイースト・アイ (Middle East Eye) が 2016 年 7 月に公表した、ギュレン運動の概要を述べた記事によれば、

「ギュレンのイデオロギー及び活動を極めて肯定的に論評している『ギュレン運動：対話と教育による社会的一体性の構築』の著者 Gurkan Celik は、『ギュレン運動は、

⁶ Fgulen.com、フェトフッラー・ギュレンの紹介、2010 年 4 月 8 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

教育、メディア、事業及び国民生活における倫理の重要性を強調した点で、他のイスラム運動より抜きん出ている』と述べた。

「ギュレン運動は、政治的イデオロギーとしてイスラムの教えを利用することに反対すると言っており、自らを協力と対話を支持する穏健派勢力と訴えている。

「ギュレンと連携するロンドンに拠点を置く非営利団体ヒズメット研究所（Centre for Hizmet Studies）によると、ギュレン派運動は、世界 160 か国以上で、教育、対話、救済事業及びメディアの分野で活動している。

「ジャーナリスト・作家財団（Journalists and Writers Foundation）及び価値観共有同盟（Alliance for Shared Values）を含め、ギュレンと連携する複数の非営利団体を設立する傍ら、ギュレン運動はセミナーや会議も開催した。」⁷

3.2.4 同記事によれば、

「トルコ人コラムニスト **Mustafa Akyol** の最近の著述によれば、しかし、学校、慈善団体、非政府組織の設立とは別に、ギュレン派支持者には『邪悪な側面』もある。

「**Akyol** によれば、複数の報道及び調査で示されたように、ギュレニストは『国内の秘密組織の裏側に潜んでいる。これは国家に対する官僚統制の確立を目的に数十年にわたって進められてきた計画である』

「昨年、アンカラ県は、ギュレン運動の世界的活動を調査し、違法とされる行為を暴くために **Amsterdam & Partners LLP** 法律事務所と契約した。

「共同設立者ロバート・アムステルダムはその当時、『トルコの司法及び警察当局への進出及び、海外での政治的ロビー活動を含め、ギュレンネットワークの活動は、トルコの民主主義の未来を憂慮する全ての個人が関係するべき問題だ』と述べた。」⁸

⁷ ミドルイースト・アイ、分析：トルコのギュレンとエルドアンの関係の詳細分析、2016年7月21日及び26日

⁸ ミドルイースト・アイ、分析：トルコのギュレンとエルドアン関係の詳細分析、2016年7月21日及び26日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.2.5 ミドルイースト・アイの続きによれば、「ギュレンは、主に、トルコ国内に学校を建設しかつ、諸外国に公立及び私立の高等教育機関を徐々に設立するという方法で、その影響力を拡大した。」ギュレン系教育ネットワークに関する詳細な情報については、この記事で閲覧できる。⁹

3.2.6 2017年6月のニューヨークタイムズ紙によれば、

「ギュレン及びその支持者は、トルコのナショナリズム、高い教育水準及び - 多くのムスリム同胞団と異なる - 選択的な欧米寄りの世界観を併せ持つ保守的なイスラムの生活様式を支持した。支持者の唱道活動及び、教育及び就業の機会の約束によって、恵まれない階層及びエリート層両方のトルコ人及びクルド人の多くが運動に加入したいと思うようになった。ギュレン派は米国を初めとする諸外国に学校を建設し、支持者はそこで教師として働いた。支持者は銀行、非営利団体、出版社、大学、新聞社、テレビ局及び学生の大学入試準備を指導する有償の学習塾チェーンも設立した。ギュレニストは教育を最優先課題だと言っている。」¹⁰

3.2.7 2021年5月のBBCの報道によれば、「フェトフッラー・ギュレンは支持者に精神的指導者とみなされており、トルコの第2の有力者と評されることもある。」

¹¹

[目次に戻る](#)

3.3 支持者の加入及び人数

3.3.1 2000年のガーディアン紙の記事によれば、ギュレンは「数十万人に及ぶ」支持者を擁する。¹² 2016年7月のミドルイースト・アイの記述によれば、正確な数は不明であるが、ギュレンには世界各国に数百万もの支持者がいると言われている。

⁹ ミドルイースト・アイ、分析：トルコのギュレンとエルドアンの関係の詳細分析、2016年7月21日及び26日

¹⁰ New York Times、トルコ政府の粛清の実情、2017年4月13日

¹¹ BBC、フェトフッラー・ギュレンの甥が逮捕され、トルコに引き渡される、2021年5月31日

¹² ガーディアン紙、トルコ政府、人気を博すイスラム教指導者を、国家反逆罪で告発、2000年9月1日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

¹³2016 年に関する USSD 世界信教の自由報告書によれば、「報道関係者の推計によると、イスラムの教えに鼓舞された市民、文化及び教育運動と自称する、イスラム教聖職者フェトフラー・ギュレンが主導する運動の影響を受けた人々は 20 万人から 400 万人に達する可能性がある。」¹⁴

3.3.2 DW が 2018 年 4 月の記事の中で述べたところによれば、「ギュレンの共同体の規模に関する推計は様々に異なり、300 万人の世界規模の支持層と述べる保守的な数字がある一方で、国際ニュースウェブサイト『Politico』はトルコだけでも人口の 10%、つまり、およそ 750 万人の支持層があると評価した。」¹⁵

3.3.3 豪州外務貿易省 (DFAT) が 2021 年 9 月に公表したトルコに関する国別情報報告書によれば、

「ギュレン運動には、明白な公開された構造、中心的階層及び加入の明確な証拠がない。伝えられるところによれば、この運動にはフェトフラー・ギュレンにつながる活動家及び助言者から成る内部集団と、ギュレンの教え及び運動の理想を支持する者、たいていはギュレンの教育プログラムの卒業生で構成される外部集団がある。この中核集団から更に離れた存在が、この運動の系列である生産物及びサービスを - 系列であることを時として知らずに使用している、そうでない場合は、この集団とのイデオロギー的又は政治的なつながりがない一団である (中略) 2016 年 7 月のクーデター未遂以前、国際監視団は、トルコ国内のギュレニストの数を数百万人と推定していた。」¹⁶

目次に戻る

第 4 節の更新日 : 2021 年 10 月 7 日

4. 2016 年のクーデター未遂事件

4.1 2016 年 7 月 15 日の出来事

¹³ ミドルイースト・アイ、分析：トルコのギュレンとエルドアンの関係の詳細分析、2016 年 7 月 21 日及び 26 日

¹⁴ USSD、世界信教の自由報告書 2016、2017 年 8 月 15 日

¹⁵ DW、協力者から生贄に：フェトフラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018 年 4 月 6 日

¹⁶ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.35)、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.1.1 DW が 2016 年のクーデター未遂事件について述べたところによれば、「2016 年 7 月 15 日に、およそ 10,000 人規模の反乱兵士集団がクーデター計画を開始し、国内の長びく危機状態の中、指導力の欠如に立ち向かうと主張した。このクーデターは組織力も実行力も不十分で 12 時間に満たずに失敗した。しかし、その夜に 250 人以上が命を失い、国のインフラの多くが多大な被害を被った。」¹⁷

4.1.2 2017 年 7 月のアナドル通信社の報道によれば、このクーデター未遂で、250 人が死亡したほか、およそ 2,200 人が負傷した¹⁸。

4.1.3 BBC はこのクーデター未遂事件をこの記事で更に詳しく報道した。¹⁹

[目次に戻る](#)

4.2 非常事態

4.2.1 2020 年 9 月に公表された豪州 DFAT の国別報告書の報告によれば、

「2016 年 7 月 15 日のクーデター未遂の後、政府は 3 か月間の全国非常事態を宣言し、2016 年 7 月 20 日に議会の承認を得た。声明で発表された非常事態の目的は『フェトフッラー・ギュレンテロ組織（FETO : Fethullah Gulen Terror Organisation）との戦いにおいて必要な措置を最も迅速かつ効果的に講じること及び、可及的速やかに正常な状態に戻すこと』であった。非常事態は 3 か月ごとに 7 回にわたって延長された末、2018 年 7 月 18 日の深夜に終結した。議会はこの非常事態下で発令された 36 の法令をほぼ全て恒久的に採択した。大統領制では、法令を發布する権限は大統領が保持する。

「（中略）この非常事態は治安部隊にも、国家機関内でギュレン運動支持者とされる

¹⁷ DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018 年 4 月 6 日

¹⁸ アナドル通信社、クーデター未遂から 1 年目の節目を迎えたトルコ政府、2017 年 7 月 15 日

¹⁹ BBC、トルコのクーデター未遂：これだけは知っておきたい、2016 年 7 月 17 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人々を弾圧する幅広い権限を与えた。当局は、ギュレン支持者と目される個人又は、PKK 又は他の組織の構成員とされる個人を含め、様々なテロ容疑で **441,195** 人を訴追した。」²⁰

4.2.2 2020 年 3 月に公表された普遍的定期審査に関する作業部会の国連人権理事会 (HRC) 報告書では、トルコ政府はクーデター未遂事件後の状況について以下のように報告した。

「2016 年 7 月 21 日に[クーデター未遂]に遭遇し、トルコ議会は非常事態を承認した。トルコ政府は、人権及び基本的自由の保護に関する条約（人権に関する欧州条約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく義務の適用を制限する権利に訴えた。ただし、この非常事態期間を通じて、トルコ政府は人権に関する国際的義務に沿って行動し、国際組織との協力関係を維持してきた。一部の国際連合特別報告者及び欧州評議会の監視団はこの期間にトルコを訪問した。非常事態は **2018 年 7 月 19** 日に終結され、適用制限措置は全て撤廃された。」²¹

[目次に戻る](#)

4.3 ギュレン運動への関与疑惑

4.3.1 DW が 2018 年 4 月の記事の中で述べたところによれば、「政府は、クーデター未遂事件の裏にはギュレン運動があると即座に主張した。

「クーデター未遂後に捕獲された兵士の一部は、伝えられるところによれば、ギュレンから命令を受けたと告白したということだが、この事件以来、拷問の申立てが多数寄せられている状況では、この告白がどのような状況下で行われていたかは計り知れない（中略）

「クーデター事件から数日後に、トルコ政府は非常事態を宣言した。これは国内におけるいわゆる FETO の影響力を『追放』する意図で（中略）以来延長されている。アンカラ当局はギュレンを米国から強制的に引き渡させようと画策し、また、複数の外

²⁰ DFAT、国別情報報告書 – トルコ (2.61)、2020 年 9 月 10 日

²¹ UN HRC、UPR に関する作業部会の報告書：トルコ、2020 年 3 月 24 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国政府に、海外で活動するギュレン系組織の閉鎖を要請した。パキスタンを初めとする一部の政府はこの要請に応じたが、ドイツなどの他の国は応じていない。（中略）

「ギュレンはこうした中、クーデター未遂への関与を断固として否定した。同氏の支持者は、ギュレンは、エルドアン大統領が反対勢力の弾圧に向けて途方もない権力をその地位に結集できるように生贄にされようとしていると主張した。支持者は、さらに、自分達は、言論及び信教の自由を阻む政府の方針の犠牲者だと主張している。エルドアンは、ギュレンの支持者は全てテロリストであると主張し、ギュレン運動の支持者と目される個人を連鎖的に投獄した。」²²

4.3.2 英国下院外務委員会の 2016-17 期の第 10 回報告書には、外務英連邦省、欧米担当閣外大臣 Alan Duncan 卿による委員会への回答が記載された。それによると、

「ギュレン派組織がクーデター未遂の首謀者であるかどうかを尋ねたところ、[Alan Duncan 卿]は、重要な関与という点では、ほぼそうだと答えざるを得ないと思うと答えた。（中略）ギュレン派がクーデター未遂に関与した程度について正されると、大臣はこれはトルコ政府及び社会の極めて込み入った状況であり、これを分析し、真相にたどり着くには恐らく何年もかかるだろうと答えた。」²³

[目次に戻る](#)

4.4 テロ組織に指定されたギュレン運動

4.4.1 国内メディア、Sabah 紙が 2017 年 6 月 17 日に公表した記事の報道によれば、最高控訴院は、ギュレン運動はテロ組織であると裁定した。これは、この運動に関連する今後の事案の前例になる。これは英国政府のテロ組織の非合法化にほぼ匹敵するものであり、トルコ裁判所はこれに基づいて判決を下す可能性が高い。詳細な情報については、付属書 A を参照。

4.4.2 USSD が 2016 年の出来事を扱うテロに関する国別報告書の中で述べたところによれば、「[2016 年]5 月 26 日に、トルコの国家安全保障会議は、自主亡命したイス

²² DW、協力者から生贄に：フェトフッラー・ギュレン、神話の裏側の人物、2018 年 4 月 6 日

²³ 下院外務委員会、英国とトルコの関係、2017 年 3 月 25 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ラム教聖職者フェトフッラー・ギュレンの宗教運動をテロ組織に指定し、『フェトフッラーテロ組織』（『FETO』）と呼んだ（中略）湾岸協力会議は、[2016年]10月13日に、『FETO』をテロ組織に指定した。イスラム協力機構は、[2016年]10月19日に同様に指定した。」²⁴

[目次に戻る](#)

[第5節の更新日：2021年10月7日](#)

5. 法制

5.1 政治的意見、集会及び表現の自由

5.1.1 2020年9月に公表された豪州 DFAT の国別情報報告書によれば、

「憲法には政治的意見、集会及び表現の自由を保障する条項が多数あるが、この条項はほぼ全て、国家安全保障上の理由により上記の権利の制限を認める条項に記載されている。トルコは、多様な政治的見解やイデオロギーが議会、他の政府レベル及びコミュニティにおいて反映及び表明される社会を維持している。非常事態下では特に、トルコ国民が政府に対して個人的に又は集団で反対意見を表明できる権利に対する制限が著しく増えた（中略）」²⁵

5.1.2 欧州委員会が2020年10月に公表したトルコに関する2020年報告書の中で述べたところによれば、

「非常事態に起因する基本的権利及び採択された関連法の侵害は是正されず、以前の[欧州委員会]の報告書で特定された未解決問題については、更に退歩しつつある。最も顕著なのは、公正な裁判を受ける権利及び適性手続の権利、表現の自由、集会及び結社の自由、人権擁護者の保護、特に刑務所内での虐待及び拷問を受けない自由である。」²⁶

5.1.3 本項目に関する詳細な情報については、市民社会と人権擁護者、司法手続及び、拘禁時の扱いを参照。

²⁴ USSD、テロリズムに関する国別報告、2017年7月19日

²⁵ DFAT、国別情報報告書 – トルコ（3.33）、2020年9月10日

²⁶ 欧州委員会、トルコに関する2020年報告書（21頁）、2020年10月6日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次に戻る

5.2 テロ対策法制

5.2.1 2019年のテロリズムに関する USSD 報告書によれば、

「トルコ政府は、テロリズムを広義に定義しており、憲法秩序及び国内外の治安を脅かす犯罪を複数盛り込んでいる。テロ組織が用いる強制力又は暴力的方法を行使する個人を正当化、賞賛又は扇動する表現は憲法で非合法化されている。

「トルコ政府は、テロ行為と戦う高度な法執行能力を有し、組織間の情報共有を簡素化する努力を続けている。」²⁷

5.2.2 2018年8月の、オンラインニュースメディア **European Interest** のウェブサイトの記述によれば、トルコのテロ対策法制は、2つの個別の法律で構成される。これは、トルコ刑法（5237号）及びテロ対策法（3713号）である。²⁸

5.2.3 刑法第314条によれば、

「第314条 武装組織

- (1) 本条項の第4部及び5部に記載する犯罪の実行を意図して武装組織を結成又は指揮する全ての個人は、10年以上15年以下の刑期で禁錮刑に処されるものとする。
- (2) 第1段落で定義される組織の一員になる個人は全て、5年以上10年以下の刑期で禁錮刑に処されるものとする。
- (3) 犯罪の実行を意図する組織の結成に関するその他の規定もこの犯罪に適用されるものとする。」²⁹

²⁷ USSD、テロリズムに関する国別報告書 2019：トルコ、2020年6月24日

²⁸ **European Interest**、トルコの厳格なテロ対策法、2018年8月23日

²⁹ 2016年2月15日に **CoE** が公表したトルコの刑法（法令オンラインウェブサイト）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.2.4 テロリズムとの戦いに関する法律の本文は以下で閲覧できる。トルコの対テロリズム法：第 3713 号法³⁰。注：多数の条項は廃止された。³¹

5.2.5 この法制が実際にどう利用されたかに関する情報については、テロ対策法制の用途を参照。

[目次に戻る](#)

5.3 テロ対策法制の用途

5.3.1 **European Interest** のウェブサイトが 2018 年 8 月に公表した、トルコのテロ対策法制の利用に関する記事によれば、

「国内刑法第 314 条第 1 節（第 314 条/1）は、武装テロ組織の結成及び／又は指揮を非合法化しており、第 2 節（第 314 条/2）は、武装組織への加入を非合法化する。トルコの刑法では、上記の 2 つの犯罪は、7 年 6 か月以上 22 年 6 か月以下の禁錮刑に処される。

「問題は、トルコの刑法には、武装組織及び武装集団並びに、加入罪とみなされるものの定義が記載されていないことである。武装テロ組織及び武装テロ組織加入罪とみなされるものの法的定義及び基準の欠如により、上記の条項は、恣意的に適用又は濫用されやすくなる。国家安全保障及びテロリズム関連の犯罪規定の曖昧な定式化及びこれらに対する裁判官及び検察官による明らかに広義の解釈は、全ての批判側、特に、弁護士、人権擁護者、ジャーナリスト及び野党議員を司法当局の嫌がらせの被害者にする可能性がある。トルコ政府は、刑法のこの不明瞭な領域を積極的に利用して、反体制派を調査し、訴追し、有罪にする。7 月 15 日のクーデター未遂事件以降、これは一般的な慣行になり、クーデター未遂からこれまでに刑法第 314 条に定めるテロ犯罪で調査され、訴追されかつ／又は有罪判決を受けた者は 402,000 人にも上る。」³²

³⁰ トルコ政府、テロリズムとの戦いに関する法律（法令オンラインウェブウェブサイト）

³¹ **European Interest**、トルコの厳格なテロ対策法、2018 年 8 月 23 日

³² **European Interest**、トルコの厳格なテロ対策法、2018 年 8 月 23 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.3.2 テロリズムに関する USSD 報告書 2019 によれば、

「政府は、表現の自由、集会の自由及びその他の人権の行使を非合法化する法律を発動した。内務省によれば、当局は、2019年の1月から3月だけで、テロリスト関連の宣伝行為と目されるソーシャルメディアアカウント 10,000 個以上の調査を司法当局に委嘱し、3,600 人以上の利用者がソーシャルメディア活動を理由に訴追される結果になった。」³³

5.3.3 DW が 2020 年 12 月に公表した記事によれば、

「トルコのテロ罪はたいがい、市民社会活動家、ジャーナリスト及び政治家を鎮圧する方法の1つとして反体制派に対して適用される。何千人ものジャーナリスト、弁護士、野党議員及びその他の個人が具体的な証拠を提示されないまま収監されている。クーデター未遂事件後の非常事態命令期間を通じて閉鎖された人権 NGO は数百に上る。

「トルコ人権協会議長のオズトゥルク・トゥルクタン (Ozturk Turkdogan) の指摘によれば、トルコ刑法 (TCK) 第 314 条/2 の下にテロ組織への加入を理由に訴追される民間人は、毎年平均 300,000 人にも上るとのことである。」³⁴

5.3.4 2021 年 6 月 9 日に UN HRC が述べたところによれば、

「UN の専門家は本日、トルコ政府に対し、収監された人権擁護者の釈放及び曖昧なテロ犯罪を利用して人権のために立ち上がる人々を犯罪者にするのをやめることを強く要請した。

「人権擁護者の状況に関する国連特別報告者、Mary Lawlor は『テロ対策法が、トルコの人権擁護者の発言を阻みその正当な人権擁護活動を妨害するために広範囲に利用されていることを深く懸念する。』と述べた。

³³ USSD、テロリズムに関する国別報告書 2019：トルコ、2020年6月24日

³⁴ DW、トルコ政府、『テロ撲滅』に向けて NGO の統制を強化、2020年12月29日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Lawlor によれば、「武装組織の幹部及び構成員に関連するトルコの刑法第 314 条及び、テロ対策法第 7 条は、人権擁護者を犯罪者にし、長期の禁錮刑を言い渡すために利用されている。

「同氏によれば、『トルコでは、人権擁護者、人権侵害の被害者、警察による暴力及び拷問の被害者及び単に反対意見を表明する多くの民間人を代表する職務を理由に、人権派弁護士が特に標的になっている。』

「『トルコ政府は、人権擁護者及び弁護士から自由を剥奪することにより、人権に関する国際法の柱の一部 - 表現の自由、結社の自由及び自身の職業を合法的に実践する権利 - を侵害している。』（中略）

「専門家の要請は、拷問及びその他の残忍な、非人間的又は品位を傷つける扱い又は刑罰に関する特別報告者、Nils Melzer、裁判官及び弁護士の独立に関する特別報告者、Diego García-Sayá、身体及び精神的健康の権利に関する特別報告者、Tlaleng Mofokeng、平和的集会及び結社の自由の権利に関する特別報告者、Clément Nyaletsossi Voule によって承認された。」³⁵

5.3.5 本項目に関する詳細な情報については、テロ対策法制を参照。この集団に関する詳細な情報については、市民社会と人権擁護者、ジャーナリストと表現の自由及び裁判官と弁護士を参照。

[目次に戻る](#)

5.4 第 7262 号法の用途

5.4.1 2020 年 12 月に DW が公表した第 7262 号法に関する記事によれば、「この新しい法制は、テロリズム資金供与防止法の下に審理を受ける個人を扱うものであり、テロ対策法にも関係する。この法律のテロリズムの定義は全く曖昧で、問題が多く、国際基準からかけ離れている。アムネスティ・インターナショナル・トルコ支部

³⁵ UN HRC、トルコ：人権擁護者（中略）を拘禁するための法の濫用の中止の要請、2021 年 6 月 9 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の理事長、Tarik Beyhanによれば、多くの人権擁護者がこの法律の下に起訴されている。」³⁶

5.4.2 2021年7月に、欧州評議会のベネチア委員会は、2020年12月に可決された「大量破壊兵器拡散の資金供与防止」に関するトルコの第7262号法の人権に関する国際基準に対する適合性に関する意見書を作成した。この意見書によると、

「ベネチア委員会は、テロリズムに関連してトルコ政府が直面する脅威を理解している。しかし、テロリズム撲滅に向けて講じられる措置は、『民主主義社会において必要』なものでありかつ、人権に関する義務及び法の支配と適合するものでなければならぬ。ベネチア委員会は、2016年7月のクーデター未遂事件の結果、テロ対策法が頻繁かつ広範囲に適用され、トルコの市民社会の深刻な影響を及ぼしていることを懸念をもって見守る。」³⁷

5.4.3 意見書の続きによれば、

「ベネチア委員会は、トルコに関する2019年のFATF[金融活動作業部会]報告書で提示された勧告及び、同法で引用された関連するUNSC[国連安全保障理事会]の決議で提示された勧告を遵守する意思をトルコ議会から伝えられた。しかし、ベネチア委員会は、新規の規定はその目標及び活動記録に関係なく全ての協会に適用されており、基本的人権、特に、結社及び表現の自由に対する権利及び公正な裁判を受ける権利に広範囲にわたって影響を及ぼす結果を招いていることを理由に、第7262号法の第7条から17条において議会が選択した解決方法は、その適用範囲を超えていることに懸念をもって留意する。

「ベネチア委員会は、協会の団体活動支援に関する規定がその結社の自由の重大な制限という結果をもたらすおそれがあるという見解を有する。委員会は、協会の資金がテロ活動の資金供与に利用される危険性があることを認めるが、団体活動の支援に関する新しい法規定は、適用範囲が不特定である点で、必要性及び比例原則の要件を満たさないように思われる。他方、団体支援法の改正規定の言い回しの曖昧性、明確かつ客観的な申請許可基準がないオンライン募金企画に対する政府の統制及び、当局の

³⁶ DW、トルコ政府、『テロ撲滅』に向けてNGOの統制を強化、2020年12月29日

³⁷ CoE、ベネチア委員会、適合性に関する意見書（中略）（第7項）、2021年7月6日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

制裁措置の広範な適用範囲は、**NGO** の正当な資金調達活動に悪影響を及ぼす可能性があり、それゆえに、結社の自由の権利を侵害する可能性がある。

「危険性評価に対する透明性の欠如及び、テロ組織による資金供与の対象になりやすいとみなされる特定の **NGO** に対してではなく、市民社会部門全体に対するその不特定な適用は、『危険性評価』の実施を名目とする、市民社会活動を妨害するための監査計画の濫用という結果になる可能性がある。監査計画制度は、必要性和比例の境界を侵害するものである。導入される措置は極度に範囲が広いようであり、監査義務違反に対する制裁措置が増えたことにも起因して **NGO** に萎縮効果を与えるものになるだろう。

「結社法の改正により、当局は、司法審査を行わずに広範囲の構成員を排除し、これを、当該協会の構成員の承認を必要としない被信託者と入れ替えられるようになる。従って、この改正が導入されると、1人の又は複数個人で構成される協会には協会及びその構成員の利益を最優先して行動する承認も明確な保障もなくなるため、協会がその独自の業務を遂行する権利の重大な侵害になる。」³⁸

5.4.4 法律 7262 号の潜在的影響に関する詳細な情報については、市民社会と人権擁護者を参照。

目次に戻る

第 6 節の更新日：2021 年 12 月 20 日

6. 特定集団に対する政府の行動

6.1 基本情報

6.1.1 2019 年の出来事に関する USSD テロリズムに関する報告書 2019 によれば、

「たいていは、乏しい証拠及び最低限の適性手続に基づいて、『FETO』又はテロ関連のつながりの疑いを理由に（中略）政府はトルコ国内の民間人及び外国人居住者を相次いで拘禁及び逮捕した。政府は、『FETO』との関係性が疑われることを理由に

³⁸ CoE、ベネチア委員会、適合性に関する意見書（中略）（第 83、85-87 項）、2021 年 7 月 6 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

自国で訴追するために、テロ関連罪を根拠に外国に居住するトルコ人の引渡しも定期的に要求した。政府は2019年を通じて、軍関係者、治安職員及び公務員の免職も相次いで実施した。」³⁹

6.1.2 2020年の人権状況に関する米国国務省の国別報告書（USSD HR Report 2020）によれば、

「2020年7月に、政府は、2016年のクーデター未遂事件から4年目の節目にあたり、クーデター未遂事件からこれまでに、ギュレン運動への所属又は関係が疑われることを理由に597,783人に対して訴追手続を行い、282,790人を拘禁し、94,975人を逮捕したと発表した。2020年を通じて、政府は39,719人に訴追手続を実施し、21,000人を拘禁し、3,688人を逮捕した。2020年7月の司法省の報告によると、政府はクーデター未遂事件以降、ギュレニストに的を絞った作戦をおよそ10万件実施してきた。伝えられるところによれば、政府が拘禁及び捜査した民間人の大多数は、ギュレン運動又はPKKへの加入及びこの宣伝活動を含め、複数のテロ関連罪の容疑が理由であった。」⁴⁰

6.1.3 フリーダムハウスが2020年の出来事を扱う「世界の自由2021」の中で述べたところによれば、「司法省によると、ギュレン運動に関連するテロ犯罪の捜査対象者は、2020年半ば時点で130,000人を超え、およそ60,000人が公判中である。」⁴¹

6.1.4 2020年12月4日に、国連人権高等弁務官、ミシェル・バチェレ（Michelle Bachelet）は、トルコ外務相に書簡を提出し、「（中略）人権擁護者、ジャーナリスト、学者、裁判官及び報道機関に対する威嚇、嫌がらせ及び暴力を伝える同様の多数の報告について深く懸念する。トルコ政府は、人権問題に対する自由な論評及び報告を阻害する手段として上記を拘禁及び訴追するべきではないと強く勧告する。」と述べた。⁴²

6.1.5 2021年5月のBBCの報道によれば

³⁹ USSD、テロリズムに関する国別報告書2019：トルコ、2020年6月24日

⁴⁰ USSD、HR Report 2020（第1節D）、2021年3月31日

⁴¹ フリーダムハウス、世界の自由2021、トルコ、2021年3月3日

⁴² UN HRC、M Bachelet、OHCHRのトルコ外務相への書簡、2020年12月4日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「[2016年のクーデター未遂事件]から数年間にわたり、レジェップ・タイップ・エルドアン大統領は、国家機関の粛清を実施し、教員及び裁判官を含め、フェトフッラー・ギュレンとの関係で告発された 100,000 人を超える公務員に免職又は停職処分を下した。

「策謀容疑を受けた被告の審理が多数実施され、裁判所は 2,500 件を超える終身刑を公布した。

「トルコ政府は、海外 - 特に、アフリカ及びバルカン諸国のギュレン運動に所属した容疑で告発された多数の民間人も逮捕した。」⁴³

6.1.6 2021年3月に、オランダ外務省はトルコに関する出身国情報総合報告書（2021年3月の Netherlands MFA 報告書）を公表し、政府から悪い意味で最も注視されやすい集団及び政府が講じる可能性がある行動について述べた。それによると、

「ギュレン運動への関与歴は現トルコ当局から不利な処遇を受ける理由になり得る。トルコ政府によるこの不利な処遇は、犯罪捜査、出国禁止、解雇、逮捕及び／又は刑事訴追、資産凍結、疾病保険の停止又は旅券の没収といった様々な形態を取る可能性がある（中略）

「トルコ当局によれば、（容疑段階の）ギュレン支持者集団をギュレン運動への関与程度に基づいて区別するということである。2020年3月に、ギュレン関連事案の上告可能性を全面的に調査する憲法裁判所第16刑事局（Criminal Chamber）は、関与レベルは7段階あると述べた。

「1. 第1階層は、ギュレン運動に善意で（財政）支援を提供する者で構成される。

「2. 第2階層は、ギュレン関連組織で就労しかつ、ギュレン派運動のイデオロギーに精通する忠誠者集団である。

⁴³ BBC、フェトフッラー・ギュレンの甥が逮捕され、トルコに引き渡される、2021年5月31日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「3. 第3階層は、ギュレンのイデオロギーを採用し、周囲に宣伝するイデオロギー信奉者である。

「4. 第4階層は、ギュレン運動が提供する様々な形態の奉仕活動を監視する検査官である。

「5. 第5階層は、ギュレン運動政策の策定及び実施責任を負う当局者。

「6. 第6階層は、各階層間の連絡窓口となり、被用者を解職する権限を有するエリート集団

「7. 第7階層は、ギュレンにより直接選出され、ギュレン運動の最上層部に君臨する17人。

「憲法裁判所第16刑事局によれば、第3階層の構成員は刑事訴追される。ある機密筋は、第2及び第3階層は見かけ上1つであることを特に理由として、個人のギュレン運動への関与を審査する際に上記の小分類がどの程度利用可能かについて疑問を抱いている。

「機密筋の情報が示すところによれば、AKPの少数の高官を除き、ギュレン派家系の個人はほぼ全て訴追される可能性がある。ただし、ギュレン運動の一部の専門職業集団は他の集団よりも更に否定的な注目を受けることが予想される。ある消息筋によれば、ギュレン系の警察官、陸軍将校及び外交官は特に、トルコ当局から不利な処遇を受けており、これはギュレン派家系の学者及び学生には必ずしも当てはまらない。別の消息筋によれば、（容疑段階の）ギュレニストを刑事訴追する場合は、トルコ当局はまず、軍関係者、次に警察官、その次に、法律専門家、次いで、特に、報道関係者及び教育関係者で構成されるその他のカテゴリーに焦点を当てる。

「（容疑段階の）ギュレン派家系の兵士が、特に、当局から悪い意味で注視されることは複数の事例から明らかである（中略）2020年11月の、トルコ政府の新生情報機関AAの報告によれば、2018年の非常事態以降、5,587人の兵士がギュレン運動との関係（の容疑）を理由に免職されたということである。これによって、2016年のクーデター未遂以降に免職された兵士の数は合計20,566人になった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「釈放されたが、依然として司法調査の対象である個人は、トルコ当局から様々な方法で妨害される可能性がある。上記の個人は場合によっては、旅券の停止宣告及び／又は出国禁止を受けることがある。調査対象者は、失業する又は復職できない可能性がある。ある機密筋によれば、調査対象者は再逮捕される危険性もある。」⁴⁴

6.1.7 上記の集団の扱いに関する詳細な情報については、AKP 党员、国軍、公務員、市民社会と人権擁護者、教育及び学究的環境、ジャーナリストと表現の自由、裁判官及び弁護士及び警察を参照。上記の項目に関する詳細な情報については、解職及び停職及び渡航制限を参照。

[目次に戻る](#)

6.2 AKP 党员

6.2.1 2021 年 3 月の Netherlands MFA 報告書によれば、「機密筋によると、ギュレン運動と以前結び付きがあった一部の AKP 幹部党员は、その政治的人脈のおかげで刑事訴追を免れることができた。」⁴⁵

[目次に戻る](#)

6.3 国軍

6.3.1 欧州委員会が 2020 年 10 月に公表されたトルコに関する 2020 年報告書の中で述べたところによれば、「2020 年 6 月の時点で、ギュレン運動とのつながりを疑われたために免職された軍当局者は合計 19,583 人に上り、2019 年だけで 3,600 余人が免職処分を受けたということである。クーデター未遂への関与疑惑を理由に逮捕された退役軍人は 6,000 余人に上る。」⁴⁶

6.3.2 2020 年 9 月の豪州 DFAT の記述によれば、「当局がギュレン支持者とされる新たな『クラスター』を特に国軍及び外務省で確認したことに伴い、2019 年から 2020 年にかけて、公務員の免職が相次いで発生した。」⁴⁷

⁴⁴ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

⁴⁵ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

⁴⁶ 欧州委員会、トルコに関する 2020 年報告書（15 頁）、2020 年 10 月 6 日

⁴⁷ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.38）、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.3.3 2020年11月のBBCの報道によれば、

「トルコの裁判所は、2016年のクーデター未遂に関わる最大規模の裁判の1つにおいて、軍関係者及びほか337人に終身刑を言い渡した。

「レジェップ・タイイップ・エルドアン大統領の転覆を企図した罪で告発された被疑者およそ500人の中には、空軍飛行士及び軍司令官も含まれた。伝えられるところによれば、飛行士及び司令官はアンカラ県近郊のアキンジ空軍基地からこの計画を指示したとされる（中略）

「審理は2017年8月に始まった。罪状にはエルドアン大統領の暗殺計画及び主要国家機関の制圧などがあった。国内最大の - アンカラ県近郊のスインジャン区の - 裁判所は評決に備えて判事が増員された。

「エルドアン氏に陰謀を図った軍当局者は、アキンジ空軍基地で空軍機を奪取した上で、参謀長 Gen Hulusi Akar 及びほか何人かの軍関係者を人質に取った。

「元空軍司令官 Akin Ozturk は、この陰謀で果たした役割を理由に、昨年終身刑を言い渡された。

「起訴状によれば、F-16の飛行士25人は、3回の爆撃を受けた大国民議会及び治安部隊の重要な建物を含め、アンカラ県の標的物に爆弾を投下した。この爆撃で、アンカラ県で68人が死亡し、200人以上が負傷した。

「ドック内で待機していたうち25人は将官で、10人は民間人であった。

「軍関係者10人以上 - F-16戦闘機パイロットを含む - 及び民間人4人はそれぞれ、79件の『加重』終身刑を受けた。『加重』終身刑は、通常の終身刑よりも厳格な拘置期間を要求される。

「ギュレン氏及び、クーデター計画の共同首謀者であるとして告発された神学講師 Adil Oksuz を含む6人は欠席裁判で審理された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「『加重』終身刑を言い渡された被疑者の中には、Adil Oksuz を支援した罪で告発された実業家の Kemal Batmaz が含まれた。」⁴⁸

6.3.1 2021年3月のBAMFの記述によれば、

「複数の報道によると、以前は知られていなかった国軍内のFETÖ構造についてイズミル県検察庁が実施した捜査の一環として、2021年2月24日に容疑者148人に逮捕状が発行された。このうち103人は現役兵士であった。今後18人以上の被疑者に逮捕状が請求される見込みである。さらに、47の県で摘発が行われた。容疑者は、潜伏中のFETÖのイマーム - FETÖの幹部 - と公衆電話で会話をした罪で告発されている。容疑者のうち12人は陸軍関係者、47人は空軍関係者、18人は海軍関係者、38人は憲兵隊員、19人は沿岸警備隊員とされる。検察庁によると、国軍には、クーデター未遂事件の参加者をはるかに超える数のギュレニストがいるということである。国軍内に潜伏する又は活動していないFETÖ支部は依然として、大きな危険をもたらすと言われている。」⁴⁹

6.3.2 2021年4月の、ロシアの英語放送局RTの報道によれば、

「トルコ検察当局は被疑者532人の逮捕を命令した。ほぼ全員が軍関係者で、米国を拠点とするイスラム教聖職者、フェトフラー・ギュレンと関係があると考えられており、2016年のクーデター未遂事件を実行したとしてアンカラ県当局に告発されていた。

「国営アナドル通信社の月曜日の報道によれば、この逮捕は、ギュレンの信奉者に対する新たな大規模作戦を通じて、イスタンブール及びイズミル大都市自治体の検察官によって命令された。この作戦は国内62県及びトルコの支配下にある北キプロスで実施された。

⁴⁸ BBC、2016年のクーデター企図で数百人が終身刑（中略）2020年11月26日

⁴⁹ BAMF、短報（11頁）、2021年3月1日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「容疑者 532 人のうち 459 人は高官を含む軍関係者であった。このうち少なくとも 4 人は大佐、1 人は中佐であった。既に拘禁された容疑者の人数はすぐに明らかにされなかった。」⁵⁰

6.3.3 2021 年 7 月付の記事の中で、亡命したトルコ人報道記者がドイツで立ち上げた、主に匿名で書き込まれるニュースウェブサイト **Turkish Minute** が報じたところによれば、

「国営アナドル通信社の報道によれば、トルコで発生したクーデター未遂事件から 5 年目の節目として、トルコ国防相は、ギョレンとの関係を理由にクーデター未遂からこれまでに追放されたトルコ軍 (TSK) の職員は 23,364 人に上ると発表した (中略)

「アカル[フルシ・アカル (Hulusi Akar)]国防相は、23,364 人のうち何人が TSK で軍務に就く公務員であったかを特定しなかったが、ほぼ全員があらゆる階級の軍関係者であった。」⁵¹

6.3.4 ドイツ連邦移住・難民庁 (BAMF) が 2021 年 11 月 8 日に公表した情報によれば、

「報道によれば、ギョレン派テロ組織、**FETÖ** とのつながりを疑われた容疑者 100 人に検察当局が逮捕令状を発行したのを受けて 2021 年 11 月 2 日に 40 の県で実施された摘発で、少なくとも 43 人が逮捕された。伝えられるところによれば、容疑者は **FETÖ** の憲兵隊総司令部への潜入活動に加担したということである。2021 年 11 月 3 日に国内 6 県でその後実施された作戦では、**FETÖ** とつながりがあったとして容疑者 12 人以上が逮捕された。国軍に潜入した容疑で告発された被疑者 17 人に、逮捕状が発行された。治安部隊は 1 人を除く容疑者全員を拘禁することに成功した。上記の出来事とは別に、2021 年 11 月 6 日にヴァン県東部で実施された作戦で **FETÖ** のテロ容疑者 9 人が逮捕された。県の治安部隊の情報によれば、容疑者のうち 2 人は未決拘禁されており、ほか 7 人は渡航制限付きで保釈された。」⁵²

⁵⁰ RT、(中略) トルコ政府、関係を疑われた容疑者 500 人以上の逮捕を命令

⁵¹ Turkish Minute、ギョレンとの関係で軍関係者 23,364 人が免職

⁵² BAMF、短報 (19 頁)、2021 年 11 月 8 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.3.5 ギュレニスト容疑者に言い渡された判決に関する詳細な情報については、実刑判決を参照。軍関係者の扱いに関する詳細な情報については、基本情報を参照。

[目次に戻る](#)

6.4 Bylock の利用者及びその他の危険要因を有する個人

6.4.1 豪州 DFAT の 2020 年 9 月の報告によれば、

「人権監視団は、個人をギュレン運動に結び付ける明確な基準を政府が公表していないことに懸念を示した。一部の事例では、ギュレン運動との結び付きを示す証拠は、唯一 **Bylock** メッセージアプリケーションの使用であった（中略）当局は、アスヤ銀行（ギュレン運動との結びつきを疑われたために政府が閉鎖した）との金融取引、ギュレン運動と関係する労働組合又は協会への加入、官公庁又は軍隊におけるスピード昇進、ギュレン運動と関連する学校に子供を通わせたこと、警察又はシークレットサービスからの報告（非公開）、ソーシャルメディアの閲覧及びインターネットの閲覧履歴の分析、又は同僚あるいは近隣住民から寄せられた情報を根拠に逮捕及び免職を実行する場合もあった。逮捕者の多くは自分に不利な証拠を閲覧する機会を与えられず、自己弁護する機会も与えられなかった。」⁵³

6.4.2 オランダ MFA の 2021 年 3 月の報告書によれば、トルコ政府が容疑段階のギュレニストの告発及び訴追に用いる基準として、複数の消息筋は以下を特定した。

- ・ 「アスヤ銀行に銀行口座を持つ者
- ・ 「通称 **Bylock** アプリを携帯電話に入れている者
- ・ 「ザマン紙を定期購読している者
- ・ 「ギュレン系の学校で教育を受けた者
- ・ 「ギュレン系学校に子供を通わせたことがある者
- ・ 「ギュレン運動に所属する企業、報道機関又は **NGO** と雇用契約を結ぶ者

⁵³ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.39)、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ・「ギュレン系 NGO に寄付したことがある者
- ・「ギュレンを支持する発言を公の場で行ったことがある者（例えば、ソーシャルメディア上でギュレンを支持するメッセージを投稿するなど）」⁵⁴

6.4.3 同報告書によれば、「2019年10月半ば過ぎに、政府寄りの新聞ヒュッリイェト紙によると、MIT[国家情報機構]は、Bylockの利用者1000人分のリストをアンカラ県の主任検察官に提供したということである。53人に逮捕状が発行された。2020年7月に、最高裁判所及び憲法裁判所は、個別の判決2件において、ByLockアプリをダウンロードする行為は、ギュレンとのつながりを示す十分な証拠になるという判決を下した。」⁵⁵

6.4.4 2021年7月に、Turkish Minute が、2016年のクーデター未遂に関与する暗号メッセージアプリ、Bylockの著作権者の逮捕について報告したところによれば、

「トルコの国営通信社の水曜日の報道によると、2021年6月に、Bylockの著作権を所有するトルコ系アメリカ人がトルコ当局に出頭後、逮捕された。

「国営放送アナドル通信社の報道によれば、当局者の話では、米国市民権を獲得後、デビッド・ケインズ (David Keynes) と改名した『Alpaslan Demir』は、2021年6月9日に裁判所に出頭し、その後収監された。

「トルコ政府は、2016年7月15日のクーデター未遂以降、かつて広く利用されていたオンラインアプリ Bylock を、このメッセージアプリが失敗に終わった反乱に関係することを示す証拠がないにもかかわらず、宗教奉仕活動を行うギュレン運動の支持者間の秘密の連絡手段であるとみなし、この結果、何千人もの利用者が逮捕されることになった（中略）

「2019年3月の内務省の声明によると、Bylockアプリケーションの使用疑惑で、95,310人が告発された。国家情報機関は、判決の根拠として裁判所が利用している専門的報告書の中で、被疑者60,473人はBylockを使って1回以上メッセージを投稿し

⁵⁴ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

⁵⁵ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

たことがあったが、被疑者 **34,837** 人は、このアプリケーションを使ってメッセージを投稿したことがなかったと述べた（中略）

「アナドル通信社によれば、[ケインズ]は未決勾留されており、**15** 年以下の禁錮刑が見込まれるテロ関連罪で告発された。アナドル通信社によれば、ケインズは、罪を告白する者により寛大な処置を付与する『懺悔法』の下に警察に自主した（中略）」⁵⁶

6.4.5 2020 年 9 月の豪州 DFAT の報告書の詳細によれば、「**2017** 年 **12** 月に、アンカラの検察当局は、**Bylock** のアプリケーションの使用した容疑でおよそ **11,500** 人が誤って告発されたことを認めた。これはギュレニストが書き込んだ別のアプリケーションをダウンロードした結果、知らない間に携帯電話が **Bylock** のサーバーに接続されたことが原因であった。この認定により、テロリズムとの関係容疑で逮捕された被拘禁者およそ **1,000** 人の釈放が見込まれる。」⁵⁷

6.4.6 2021 年 7 月に **Turkish Minute** が公表した記事の続きによれば、

「欧州人権裁判所（ECtHR）は先週[2021 年 7 月]、元警察官の裁判において、**Bylock** アプリケーションの使用そのものは犯罪ではなく、逮捕の十分な証拠にならないと裁定した。ストラスブール法廷のこの裁定は、**Bylock** の利用者の詳細を述べた国家情報機構（MIT）の報告書を主たる根拠に、テロ関連罪で逮捕及び実刑判決を受けた数千人の希望の源となった。

「ECtHR は元警察官、**Tekin Akgün** の裁判において、トルコ公正発展党（AKP）政権が立ち上げた、ギュレン運動の容疑段階及び実際の支持者に対する大規模弾圧の一環として **2016** 年 **10** 月に未決勾留された **Akgün** の未決拘禁において、トルコ政府は、欧州人権条約の第 5 条 §1（自由と安全の権利）及び第 5 条 §3（妥当な期間内に裁判を受ける又は公判前の保釈の権利）並びに、第 5 条 §4（拘禁の合法性に対する迅速決定を受ける権利）に違反したと裁定した。

⁵⁶ **Turkish Minute**、トルコ政府の **Bylock** 著作者逮捕にまつわる疑問、2021 年 7 月 28 日

⁵⁷ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.70）、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「『ほかの証拠又は情報がない限り、申請者が **Bylock** の利用者であることを単に供述した当該の供述書は、それだけでは、申請者が容疑を受けた犯罪になり得るように **Bylock** を実際に利用したことを客観的なオブザーバーに納得させられる正当な疑惑があることの示唆にはなり得ない。

「2018年10月に、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会も、トルコで発生した、**Bylock** の使用を根拠とする拘禁、逮捕及び有罪判決は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第19条、21条及び22条の違反であると述べた。」⁵⁸

6.4.7 2021年3月のオランダ MFA の報告書の詳細によれば、「ある個人がトルコとギュレンが居住するペンシルバニア州を頻繁に行き来している場合は、トルコ政府はこの事実を、この個人が2016年のクーデター未遂事件に関与したことを示す証拠とみなす可能性がある。」⁵⁹

[目次に戻る](#)

6.5 公務員及び外交官

6.5.1 欧州評議会の人権弁務官、Dunja Mijatović は、2019年7月1日から5日にかけてトルコの視察訪問を実施し、2020年2月に視察結果報告書（欧州評議会報告書2020）を公表した。それによると、

「非常事態下で発布された法令を通じて実施された措置について、弁務官は、公務員の解雇問題を、これに付随して自動的に発生する見せかけの刑事制裁という結果及び道徳的人格に影響を及ぼす措置と切り離して考える。弁務官は、非常事態宣言に関連してトルコ当局が実施した是正措置の効果についておおむね懸念を有する一方で、この是正措置は、刑法上の制裁及び道徳的人格に不適切であると考えている。」⁶⁰

6.5.2 2020年9月の豪州 DFAT の記述によれば、「当局がギュレン支持者とされる新たな『クラスター』を特に国軍及び外務省内で確認したことに伴い、2019年から

⁵⁸ Turkish Minute、トルコ政府の **Bylock** 著作者逮捕にまつわる疑問、2021年7月28日

⁵⁹ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

⁶⁰ Coe、欧州評議会報告書2020（4頁）、2020年2月19日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2020年にかけて、公務員の免職が相次いで発生した。」⁶¹ 同報告書によれば、「異なる複数の法令によると、免職される公務員は『15日以内に公営住宅から退去するものとする』と具体的に述べている。」⁶²

6.5.3 2021年5月に、トルコ人権協会及び世界拷問防止機構が報告したところによれば、「第7145号法により、関連行政当局は裁判所の決定を待たずに、テロ組織への『加入、所属、関係又は接触』容疑を根拠に、第7145号法の公布から更に3年間、つまり、2021年7月まで公務員を免職することができる。」⁶³

6.5.4 2021年7月に Turkish Minute が述べたところによれば、「トルコ政府は、クーデター未遂事件以降、ギュレンとの関係の疑惑を理由に、130,000人を超える公務員を免職処分にした。」⁶⁴

6.5.5 2021年3月のオランダ MFA の報告書によれば、免職されたギュレニストは、公務に復帰することができない。⁶⁵

6.5.6 外務省職員の扱いに関する詳細な情報については、強制失踪、拘禁時の扱い及び基本情報を参照。

目次に戻る

6.6 市民社会と人権擁護者

6.6.1 2019年7月に人権弁務官が実施したトルコ視察訪問に基づく欧州評議会報告書 2020 によれば、

「弁務官は、民主主義社会における市民社会団体及び人権擁護者の重要性を強調した上で、一連の後ろ向きの動向及び、特に、非常事態期間中及び非常事態後に講じられた措置は萎縮効果を創出し、トルコ国内の人権擁護者に対する更に敵対的な環境の形

⁶¹ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.38)、2020年9月10日

⁶² DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.40)、2020年9月10日

⁶³ IHD、OMCD、トルコ第2部：ラインに関するトルコの市民社会（中略）（36頁）、2021年5月

⁶⁴ Turkish Minute、ギュレンとの関係で軍関係者 23,364人が免職

⁶⁵ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

成に寄与したと見ている。弁務官は、市民社会団体に影響を及ぼす法規則、行政及び
手続上の多数の障害を特定しており、これに取り組むべきだと考える。弁務官は、市
民社会団体に対する公的資金の調達、同団体との協議及び協力並びに調査及び監査に
関する透明かつ客観的な基準及び手続の欠如も指摘している。

「弁務官は、人権擁護者を標的にし、テロリスト呼ばわりする、敵意に満ち溢れた否
定的政治発言について憂慮する。この発言は、行政当局及び司法当局による偏った行
動をとる結果を頻繁に招く。弁務官は、特に後者について、人権擁護者を沈黙させる
ための、刑事訴追の濫用を意味する市民社会活動を妨害するための、また、市民社会
の参加を妨害するための様々な司法当局の行動に留意する。」⁶⁶

6.6.2 2020年10月に、欧州評議会報告書議員会議が公表した決議によれば、

「(中略) 会議は、特に、クーデター未遂後の、基本的権利が侵害された人権擁護者
の状況、学者、ジャーナリスト及び弁護士が遭遇する状況を引き続き深く憂慮する。
会議はトルコ当局に対し、人権擁護者に対する司法当局の嫌がらせを中止させるよう
要請する。会議は引き続き、『ビュユック島裁判』における元アムネスティ・インタ
ーナショナルトルコ支部長、タネル・クルチ (Taner Kiliç) を含む人権擁護者4人の
有罪判決後の状況を特に懸念する。この禁錮刑は、市民社会にとって更なる一撃であ
り、否定しない場合でも、表現の自由拡大に向けた当局の意思の明言を著しく損なう
ものになる(中略)」⁶⁷

6.6.3 アムネスティ・インターナショナルが2020年に関する年次報告書の中で述べ たところによれば、

「多数の人権擁護者がその人権活動について刑事捜査及び訴追を受けた。

「2020年7月に、11人の人権擁護者のビュユック島裁判で、裁判所は最終的に、
『フェトフラー・ギュレン派テロ組織 (FETÖ) への加入』でタネル・クルチ
(Taner Kiliç) を有罪とし、6年3か月の禁錮刑を言い渡し、イディル・エセル (Idil
Eser)、ギュナル・クルシュン (Gunal Kursun) 及びオズレム・ダル克蘭 (Ozlem

⁶⁶ Coe、欧州評議会報告書2020(4頁)、2020年2月19日

⁶⁷ 議員会議、反体制派に対する新たな弾圧(中略)、2020年10月23日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Dalkiran) に対しては、『FETÖ の意図的かつ自主的ほう助』で 1 年 13 か月の実刑を言い渡した。ほかの被告人 7 人は無罪になった。2020 年 12 月 1 日に、地方控訴裁判所は、破棄院に控訴した被告 4 人の有罪判決を支持した。」⁶⁸

6.6.4 2020 年 9 月 7 日にヒューマンライツ・ウォッチ (HRW) がオスマン・カヴァラ (Osman Kavala) の裁判について報告したところによれば、

「カヴァラは、当初、2013 年のイスタンブールのゲズィ公園での抗議運動を口実を利用して国家転覆を企図しかつ、2016 年 7 月 15 日の軍事クーデター計画に関与したとする虚偽の陳述で 2017 年 11 月から拘禁されている。2020 年 2 月 18 日に、カヴァラ及びその共同被告人 8 人は、ゲズィ公園の裁判で『暴力による国家転覆の企図』罪について無罪になった。

「しかし、カヴァラは釈放されず、裁判所は、2016 年 7 月 15 日のクーデター未遂事件関連の同氏に対する調査が継続中であることを理由に、2017 年 11 月 1 日に初めて拘禁した理由の 1 つ、すなわち、『暴力による憲法秩序の転覆企図』罪で即座に再拘禁命令を出した。トルコのレジェップ・タイイップ・エルドアン大統領は、同氏が再拘束される以前から、カヴァラの無罪判決を公然と批判していた。裁判所は数週間後に、別の罪状、『諜報活動罪』で、ただし、クーデター未遂事件と同じ調査書類の下にかつ、同じ証拠に依拠して、同氏の 2 度目の拘禁を命令した。」⁶⁹

6.6.5 アムネスティ・インターナショナルも 2020 年に関する年次報告書の中で、オスマン・カヴァラの訴訟について報告した。それによると、

「2020 年 5 月に、ECtHR[欧州人権裁判所]の大法廷は、[カヴァラの]速やかな釈放を求める 2019 年 12 月の決定を追認し、同氏の長期間の未決拘禁は違法であり、『裏の目的』に利用されていると裁定した。2020 年 9 月及び 10 月に行われた事案の審理及び 12 月のその暫定決議において、欧州評議会閣僚委員会は、トルコ政府に対し、ECtHR の裁決を遵守するよう強く要請した。

⁶⁸ アムネスティ・インターナショナル、世界の人権状況、2020/21、トルコ、2021 年 4 月 7 日

⁶⁹ HRW、トルコ：オスマン・カヴァラの釈放、2020 年 9 月 7 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「(中略) 2020年12月、憲法裁判所の総会は、同氏の継続的未決拘禁について人権侵害はないと裁決した。オスマン・カヴァラは2020年末時点で依然として収監されていた。」⁷⁰

6.6.6 2021年5月に、国際人権監視団 (Observatory ihrObservatory ihr) は、カヴァラは3年6か月の間、罪状なしに拘束されていると述べた⁷¹。

6.6.7 2020年12月に、DWが2021年4月に立法化された第7262号法について公表した記事によれば、

「『大量破壊兵器拡散の資金供与防止』と題する新しい制定法は(中略)『テロ資金供与の撲滅』という名目で市民社会団体に対する国家統制を拡大するものだと厳しく批判されている。

「この制定法は[2020年]12月27日にトルコ大国民議会で可決され、承認を求めてタyip・エルドアン大統領に提出された。

「問題視されるこの制定法により、内務省は[今後]、結社の広範囲の構成員を被信託者と交代させ、構成員がテロ関連罪で訴追される場合は、その業務を停止できるようになる。

「NGO及び野党は、新しい法律を、市民社会団体の運営の障害になるとみなしており、民主主義の首を締めることになりかねないと警鐘を鳴らしている(中略)

「人権協会、アムネスティ・インターナショナルトルコ支部及びトルコ女性協会連合 (Federation of Women Associations of Turkey) 等の複数のNGOは、国内の人権擁護活動家は頻繁にテロリズムで告発されており、この新たな制定法は、テロリズムの曖昧な定義に依拠していると警告を発している。(中略)

⁷⁰ アムネスティ・インターナショナル、世界の人権状況、2020/21、トルコ、2021年4月7日

⁷¹ 国際人権監視団、オスマン・カヴァラ：トルコの著名な慈善家の再審理始まる、2021年5月21日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「ベイハン (Beyhan) [アムネスティ・インターナショナルトルコ支部事務局長タリク・ベイハン (Tarik Beyhan)]によれば、新しい制定法は、市民社会団体の運営をほぼ不可能にするものであり、結社の自由の権利に萎縮効果をもたらす。

「同氏は続けて、非犯罪行為を行う又は発言を行う若しくは、NGO 外部の個人をイベントに招待する (中略) 時点で告発される可能性があるため、非政府組織は今後、結社の活動は停止され得ることを念頭に置いて行動しなければならなくなるだろうと述べた。

「この新法によると、公務員は非政府組織の年次調査を実施する権限を付与される。トルコを拠点とする国際組織は、今後は内務省の認可も受けなければならなくなる。

「(中略) この法案は、『テロ資金供与及びマネーロンダリングを防止する』目的で、政府が資産及びオンライン募金キャンペーンを妨害できるようにするものである。想定される罰金の金額も引き上げられた。複数の NGO によれば、この罰金の引上げは、多数の結社の閉鎖につながる可能性があるということである。

「トルコ女性協会連合の会長、カナン・グル (Canan Gullu) によれば、この新しい法律は、多くの協会及び財団、とりわけ、人権、女性、LGBTI 及び難民の権利の分野に携わる協会を標的にしたものである。(中略) グル (Güllü) によると、この新法が批判されている問題の 1 つは、裁判所命令があれば控訴機会を与えずに市民社会団体の活動を停止する権限を内務省に与えたことである。」⁷²

6.6.8 2020 年 3 月付の UN HRC の普遍的定期審査に関する作業部会の報告書は、トルコ代表団が行った以下の声明を報告した。それによると、「集会及び結社の自由は憲法で保護されている。全ての国民は、事前の許可を得ずに平和的示威運動を行う権利を有する。上記の権利に対する制限は、欧州人権裁判所の判例に従って、法律で想定される可能性がある。2015 年から 2019 年にかけて、結社の数は 39 パーセント増加した一方、その収益は 107 パーセント増大した。」⁷³

⁷² DW、トルコ政府は『テロリズムと戦う』ために NGO の取締まりを強化、2020 年 12 月 29 日

⁷³ UN HRC、UPR に関する作業部会の報告書：トルコ (第 18 項)、2020 年 3 月 24 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.6.9 2021年5月に、欧州権利及び自由の保護協会（Association européenne pour la défense des droits et des libertés (Assedel)）が国連人権委員会に提出した報告書で述べたところによれば、

「非常事態宣言法第 667 号は、数百に上る協会、財団及び労働組合を閉鎖に追い込み、同法に付記される一覧に記載される名称を公表する方法でその資産を没収した。ほかの多数の市民社会団体は、非常事態期間を通じて公布されたその他の法令により閉鎖された。これにより、この 2 年間で、合計 1,597 の協会、122 の財団及び 24 の労働組合が閉鎖された。上記の団体は、『トルコの国家安全保障の脅威になるとみなされるギュレン派テロ組織（FETÖ/PDY）に所属する、関係する又はつながりがある』又は、『トルコの国家安全保障に反する行動と国家安全保障会議が定義するテロ組織又はその機構又は構造に所属する、関係する又はつながりがあること』を理由に閉鎖された。上記に対する裁判所の判決が公布されたことはなく、また、調査さえも行われたことがない。上記の市民社会団体は、政府当局の監督下で合法的に運営されていた。市民社会団体は閉鎖後も、それが違法な活動に従事していたことを立証する証拠を入手することを許されなかった。さらに、上記の市民社会団体の創設者及び構成員は、テロ組織に加入したとして告発され、多く異なる刑期の実刑判決を受けた。」⁷⁴

6.6.10 政府の扱いに関する詳細な情報については、基本情報を参照。

第 7762 号法に関する詳細な情報については、「大量破壊兵器拡散の資金供与防止」に関する第 7762 号法を参照。人権擁護者に対するテロ対策法制の利用に関する詳細な情報については、テロ対策法制の用途を参照。人権擁護者に言い渡された実刑に関する詳細な情報については、実刑判決を参照。

NGO の閉鎖に関する情報については、非常事態措置調査委員会を参照。

[目次に戻る](#)

6.7 反体制派

6.7.1 Assedel、欧州権利及び自由の保護協会（European Association for the Defence of Rights and Freedoms）が 2021 年 5 月に国連人権委員会に行った提言で述べたところによれば、「ギュレン運動の支持者の烙印を押された反体制派の人々は、

⁷⁴ ASSEDEL、ASSEDEL（中略）の提言（11 頁）、2021 年 5 月 21 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

その政治的意見又は他の意見を理由に標的にされ、その政治的意見を理由に組織的差別を受ける（中略）」⁷⁵

[目次に戻る](#)

6.8 教育及び学究的環境

6.8.1 フリーダムハウスが 2020 年の出来事を網羅した報告書、「世界の自由 2021」の中で述べたところによれば、

「トルコでは、学問の自由は十分に尊重されておらず、2016 年のクーデター未遂事件後に AKP が実施した政府及び市民社会の粛清によって更に弱体化した。フェトフッラー・ギュレン - その運動がクーデター未遂の責任を問われ、国内でテロ組織とみなされているイスラム教学者となつながらある学校は閉鎖された。左翼主義者、ギュレニスト又は PKK 支持者とみなされたために、略式解雇された学者は数千人に上る。」⁷⁶

6.8.2 豪州 DFAT の国別情報報告書によれば、「2 年の非常事態期間を通じて、当局は（中略）5,705 人の学者を解職した。」⁷⁷

6.8.3 政府の扱いに関する詳細な情報については、基本情報を参照。

[目次に戻る](#)

6.9 容疑段階のギュレニストの家族

6.9.1 USSD HR Report 2020 によれば、

「政府テロ対策法を利用して、指名手配容疑者に圧力をかけるために家族を標的にした。政府が講じた措置には、政府機関から停職又は免職処分を受けた公務員及び当局から逃亡した個人の家族のパスポートの失効が含まれる。政府は、ギュレン運動への関与容疑で指名手配又は告発された海外居住者の未成年の子どものパスポートを失効

⁷⁵ Assedel、提言、第 132 回国連人権委員会（22 頁）、2021 年 5 月 21 日

⁷⁶ フリーダムハウス、世界の自由 2021、トルコ、2021 年 3 月 3 日

⁷⁷ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.38 項）、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

させる又は発給を拒否することもあった。2020年6月に、内務省は、2019年に報告された57,000人に加え、28,075人の旅券制限を解除すると発表した。」⁷⁸

6.9.2 同報告書によれば、ギュレン運動又はクーデター未遂事件への関与で告発された民間人数万人の家族に、海外渡航の制限を拡大したということである。⁷⁹

6.9.3 2020年7月9日のPakistan Pointの報告によれば、フェトフッラー・ギュレンの姪、ゼイネップ・ギュレン (Zeynep Gulen) は、2年7か月の禁錮刑を言い渡された。同氏は、トルコのアスヤ銀行に口座を開設し、2014年に叔父の依頼で35,000ドル (およそ25,270£) 相当をその口座に送金したとして告発された。⁸⁰

6.9.4 2021年3月31日のミドルイースト・アイの報告によれば、

「政府の諜報員は、ケニアでフェトフッラー・ギュレンの甥を捕獲し、トルコに連行した (中略) トルコの国営新聞アナドル紙の月曜日の報道によれば、国外に『逃亡していた』セラハディン・ギュレン (Selahaddin Gulen) がトルコ国家情報機構 (MIT) の諜報員によって、トルコに送還されたと、匿名治安当局筋は伝えている。

「アナドル紙はセラハディンがどこで拘束されていたかを伝えなかったが、5月20日にソーシャルメディアに投稿された画像で、同氏の妻は、夫婦はケニアで暮らしていたこと及びナイロビのある学校で教員をしていた夫からの連絡が5月3日から途絶えたことは間違いないと訴えた。『私達は最近結婚したばかりで、夫は5月3日に身元不詳の集団に誘拐され、どこに連れて行かれたかわかりません』と言った。『私は、夫は誘拐されて5月5日にトルコに連行されたと考えました。夫は、姓がギュレンであるという理由だけで拉致されたと思います』と言っている。

「アナドル紙によれば、セラハディンは『武装テロ集団』の一員になることを目指していたということである。」⁸¹

⁷⁸ USSD、人権報告書2020 (第1節F)、2021年3月30日

⁷⁹ USSD、人権報告書2020 (第2節D)、2021年3月30日

⁸⁰ Pakistan Point、イスラム教指導者ギュレンの姪、およそ3年の禁錮刑 (中略)、2020年7月9日

⁸¹ ミドルイースト・アイ、政府諜報員、ギュレンの甥をケニアで拘束、2021年5月31日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.9.5 2020年6月27日の Ahval News の報道によれば、

「レジェップ・タイイップ・エルドアントルコ大統領の辛辣な批判者である NBA 選手 エネス・カンター (Enes Kanter) の父親は、テロ犯罪で無罪になった (中略) トルコの生物学の教授であるメフメト・カンターは、米国を拠点とするイスラム教説教師、フェトフラー・ギュレンの支持者であったとされる。

「カンター (中略) は解雇され、当初は 5 日間収監された (中略)

「カンターに対する調査で、この教授の携帯電話にギュレンの写真が掲載されていることが明らかになった。このニュースサイトによれば、カンターは、FETÖ とは何の関係もなく、子ども達がオンライン情報を検索している間に偶然ダウンロードしたのだろうと話したということである。

「20 年以上にわたって米国を生活の主な拠点とするエネス・カンターは、ギュレンの盟友であると自認している。この NBA 選手の両親は、2016 年のクーデター未遂事件直後に、息子を公然と勘当した。

「トルコ政府は 2017 年にエネス・カンターの旅券を停止し、テロ犯罪でエネスに対する逮捕令状を発行した。エネスは現在、米国の市民権を獲得しようとしている。」

82

6.9.6 2021年1月19日の Turkish Minute の報告によれば、

「トルコで最も有名なサッカー選手で、元トルコ代表のハカン・シュキル (Hakan Şükür) は、その父親が 3 年の禁錮刑を受けている。45 日はギュレン運動への関与疑惑を理由とするテロ組織のほう助罪である (中略)

⁸² Ahval News、NBA 選手カンターの父、ギュレンとの関係について無罪に、2021 年 6 月 19 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「シュキルの弁護士によれば、セルメト・シュキル（ Sermet Şükür）の書類には犯罪要素はなく、ギュレン運動とのつながりについて申し立てた匿名の証人（中略）を出廷させることができなかった。それどころか、証人保護プログラムから見つけ出すこともできなかった。弁護士によれば、セルメト・シュキルが公判に付された唯一の理由は息子と息子がギュレン運動に所属していたことであった（中略）

「法廷はその判決の中で、セルメト・シュキルはテロ組織への加入容疑で立件されたが、同氏の活動はテロ組織のほう助にあたと述べた。同法廷は、同氏の資産凍結を取り下げると決定し、検察側の資産差し押さえの要求に反対する判決を下した。

「セルメト・シュキルは 2016 年 8 月 12 日にサカリヤ県で拘束され、2016 年 11 月 25 日に保釈された。同法廷は、渡航禁止令も科した。同氏の弁護団によれば、複数の慢性疾患を患っていた当時 75 歳のシュキルは、収監中に虐待を受けて体重が 40 キログラム減ったということである。

「トルコで最も成功したサッカー選手で与党公正発展党（AKP）の元議員ハカン・シュキルは、現在、ギュレン運動への所属を理由に、自主亡命先の米国で暮らしている。」⁸³

6.9.7 オランダ MFA の 2021 年 3 月の報告書によれば、

「トルコ政府が（容疑段階の）ギュレニストの血縁者をどう扱っているかの質問に対する明確な回答はない。特に、高い地位にあるギュレニストの血縁者は、トルコ当局から悪い意味で注目される危険性がある。

「（容疑段階の）ギュレニストの血縁者がそうでない国民にどう扱われるかは、具体的な状況によって変わる。ある筋によれば、（容疑段階の）ギュレニストの血縁者は、社会で生き残るためには必ず、ギュレン運動からもそのギュレニスト血縁者からも距離を置かなければならない。」⁸⁴

⁸³ Turkish Minitte、元サッカー選手、ハカン・シュキルの父に実刑判決（中略）、2021 年 1 月 19 日

⁸⁴ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.9.8 国際人権擁護協会ジュネーブ（ International Association for Human Rights Advocacy Geneva ）(IAHRAG) は、2017年に、「（中略）人権侵害被害者の援助、支援、指導及び精神的指導を意図して設立された。この協会の主な関心事の1つはトルコにおける人権侵害である。協会は、特に、[ギュレン運動]の男性及び女性支持者を支援及び指導する（中略）」(IAHRAGは2021年6月に、国連女性に対する差別撤廃委員会（CEDAW）に提言を行い、[ギュレン運動]の女性を標的とする「トルコ政府の憂慮すべき侵害形態は（これに限らないが）、容疑者が見つからない時にその妻を逮捕することだと報告した。警察が自宅で本人を発見できなかった事例はよく知られており、主婦で5歳の子どもの母親であるジャーナリストの妻を逮捕し、8か月にわたって自宅に軟禁した。」⁸⁵

6.9.9 本項目に関する詳細な情報については、トルコ以外の国のギュレニスト及び強制失踪を参照。

[目次に戻る](#)

6.10 ジャーナリストと表現の自由

6.10.1 USSD HR 報告書 2020 によれば、収監されたジャーナリストの推計人数にはばらつきがあり、ジャーナリスト保護委員会によれば、少なくとも 37 人、国際新聞編集者協会によれば、79 人であった。大多数は、政府を批判する報道に関連する容疑又は PKK 又はギュレン運動への関与容疑を受けた。」⁸⁶

6.10.2 同報告書の続きによれば、

「政府は、たいてい、収監したクルド語報道機関又はギュレン系出版社のジャーナリストを PKK 及びギュレン運動の関係者又は支持者であるとして、『テロリスト』とみなした。こうした報道機関の中には、それを理由に、収監された職員に関する情報及び職員と面会する機会を制限されたものもあった。これも、収監されたジャーナリストの人数にばらつきが生じた原因である。

⁸⁵ IAHRAG、CEDAW が公表した委員会への提言（中略）（7 及び 8 頁）、2021 年 6 月

⁸⁶ USSD、HR Report 2020（第 2 節 A）、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「ジャーナリスト協会（Journalist Association）によると、国外には数え切れないほど多くのジャーナリストがいて、逮捕の恐怖を理由に帰国しないということである。2020年6月に、フアット・オクタイ（Fuat Oktay）副大統領は、半年前にあるHDP議員が議会に提出した質問書に対して、政府は2016年のクーデター未遂事件以降、非常事態宣言の下で、国内53紙、20誌、テレビ局16社、ラジオ局24社及び通信社6社を含め、合計119の報道機関を閉鎖したと述べた。独立した報告によると、政府が2016年からこれまでに閉鎖したメディア企業は200社を超える。」⁸⁷

6.10.3 同報告書の続きによれば、「政府は、慎重な配慮が必要なテーマ、特に PKK のテロ活動及びギュレン運動の抑制に向けた政府の取組みに関する報道に対して、個人又は出版社をテロ関連罪で日常的に訴追した。人権擁護団体及びジャーナリストの主張によれば、訴追行為は、政府は政府に批判的な発言を理由に、ジャーナリスト及び民間人を標的にして脅迫するためだということである。」⁸⁸

6.10.4 同報告書によれば、「検察当局は、クルド語の、クルド人の又はギュレン運動に好意的な書籍の所有をテロ組織への加入の確かな証拠とみなすことがあった。また、反体制的な内容を理由に、当局が書籍を非合法化した事案もあった。」⁸⁹

6.10.5 同報告書の続きによれば、

「当局は国家安全保障を理由に、テロ対策法及び刑法を日常的に利用して表現の自由を制限した。ジャーナリスト保護委員会及びフリーダムハウスなどの団体の報告によると、当局はテロ対策法及び刑法を利用して、ジャーナリスト、作家、編集員、出版社、映画制作者、翻訳者、権利活動家、弁護士、選挙で選ばれた議員及び学生を、テロ組織 - 一般的には PKK 又はギュレン運動のほう助罪で告発した。」⁹⁰

6.10.6 同報告書によれば、政府官僚に対する汚職疑惑を公表したとして告発されたジャーナリストも刑事訴追を受けた。⁹¹

⁸⁷ USSD、HR Report 2020（第2節A）、2021年3月30日

⁸⁸ USSD、HR Report 2020（第2節A）、2021年3月30日

⁸⁹ USSD、HR Report 2020（第2節A）、2021年3月30日

⁹⁰ USSD、HR Report 2020（第2節A）、2021年3月30日

⁹¹ USSD、HR Report 2020（第4節）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.10.7 2021年3月のオランダ MFA の記述によれば、

「2020年12月23日に、裁判所はジャーナリスト、ジャン・デュンダル（Can Dündar）に、スパイ活動及びテロ組織ほう助で27年6か月の禁錮刑を本人不在で言い渡した。デュンダルは、左翼系で世俗志向の反政府系新聞、ジウムフリエト紙の元編集長であった（中略）同紙は、2015年に、国家情報機構（MIT）又はトルコ国家安全保障局がシリアの反乱軍に武器を供給する様子を示すビデオ映像を公表した。検察側によれば、この映像をジウムフリエト紙に渡したのはギュレン支持者だということである。2016年からドイツに在住するデュンダルは、この評決を『政治的動機に基づく』としてはねつけた。デュンダルの逃亡者の立場を考慮し、トルコ当局はトルコ国内の同氏の財産を全て没収した（中略）」⁹²

6.10.8 2021年6月の国境なき記者団（RSF）の記述によれば、

「大統領通信局（Presidency Communications Directorate）（CIB）は数年にわたって、その取材許可証を情報提供の自由の制限に利用している。政府寄りのジャーナリストは、ヘイトスピーチ、誤報又は人権擁護者の執拗な追跡で有罪になった者でも CIB の取材許可証を問題なく取得している。これに対し、一流の反体制派ジャーナリストはここ数年を通じて、CIB の取材許可証を停止される、又は再発行の要求を無視されるようになった。

「この取材許可証を所持しないジャーナリストは、大統領又は政府閣僚の活動を報道できないばかりか、街頭抗議運動の報道さえ妨害される可能性がある。4月27日に国家警察が公布した命令により、抗議デモ中の警察の介入を録画又は録音することは禁止される（中略）」⁹³

6.10.9 RSF の言及によれば「（中略）ジャーナリストと2016年のクーデター未遂以降、より強硬な姿勢を取るようになった当局間で取材許可証をめぐる争いが続いている。この5年間を通じて、当局は、ギュレンを支持する団体と親しいジャーナリス

⁹² オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

⁹³ RSF、トルコ政府、取材許可証を利用してジャーナリストに圧力、2021年6月29日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ト、政府、共和制主義者、世俗主義者及びクルド人支持者に批判的なイスラム主義者を含む、他の政治色のジャーナリストが所持する取材許可証およそ 2,000 人分を剥奪した。

「CIB[大統領通信局]は取材許可証を任された 3 年間を通じて、ジャーナリストが提出した申請 10,486 件のうち 1,371 件を却下し、220 件については依然として処理を終えていない。同局は取材許可証の剥奪も行っており、2019 年から 1,238 人分の取材許可証を剥奪した。トルコジャーナリスト組合 (TGS) の議長、ギョクハン・ドルムシュ (Gökhan Durmus) の推定によれば、国内のジャーナリスト 25,000 人のうち取材許可証を所有するのは 4 分の 1 にすぎない。」⁹⁴

6.10.10 政府の扱いに関する詳細な情報については、基本情報を参照。

[目次に戻る](#)

6.11 裁判官及び弁護士

6.11.1 2019 年 7 月に人権弁務官が実施したトルコ視察訪問に基づく欧州評議会報告書 2020 によれば、

「弁務官は、人権擁護者でありかつ、公正な裁判を受ける権利を保障する司法手続の要である弁護士が退廃的動向に（中略）影響されていることに特に懸念を提起する。その職務の遂行を妨害する制限に加え、膨大な数の訴訟も弁護士に直接降りかかる。弁務官は、当局に対し、この状況がもたらす危険を認識し、根本的問題に取り組むよう強く要請する。」⁹⁵

6.11.2 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「2016 年のクーデター未遂事件以降、政府はギュレン運動への所属で告発された司法当局者のほぼ 3 分の 1 に停職処分、拘禁又は解雇を実施した。政府はその期間を通じて空席を補充したが、司法当局は依然としてこの粛清の影響を受けていた。国際報道機関ロイター通信 (Reuters) による司法省データの分析によると、国内の検察官及

⁹⁴ RSF、トルコ政府、取材許可証を利用してジャーナリストに圧力、2021 年 6 月 29 日

⁹⁵ CoE、欧州評議会報告書 2020、2020 年 2 月 19 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「一部の裁判官の少なくとも **45%**は法曹人としての経験が **3** 年未満だということである。」

96

6.11.3 同告書によれば、

「一部の弁護士によれば、訴追を含む政府による報復を恐れて、特に **PKK** 又はギュレン運動とのつながりで告発された被疑者の裁判を引き受けるのを躊躇するという事である。政府は、テロ関連以外の裁判でも被告側弁護士を威嚇することがあった。

(中略) 複数の人権擁護団体によると、**2016** 年以降、当局は、テロ関連罪で弁護士 **1,500** 人以上を訴追し、**605** 人を逮捕し、**441** 人に長期の禁錮刑を言い渡した。逮捕された弁護士のうち **14** 人は県弁護士会の会長であった。こうした慣行は、**PKK** との関係での告発が頻発し、人口に対する弁護士の割合が低い南東部において、法定代理人の利用機会に偏った影響を及ぼした。**2020** 年 **9** 月の演説において、大統領は、テロ組織と『親密な』弁護士は弁護士資格を剥奪されるべきだと提案した。」⁹⁷

6.11.4 同報告書の続きによれば、

「政府は (中略) 著名な依頼人を多数代表する被告側弁護士の一部を標的にした。**2020** 年 **9** 月に、当局は、アンカラ県で活動する弁護士 **48** 人及び司法修習生 **7** 人に対し、ギュレン運動へのつながりが疑われることを理由に、テロ関連罪に対する拘禁命令を発布した。アンカラ、イスタンブール、イズミル及びガズィアンテプの弁護士会を含め、著名な弁護士会はこの逮捕を非難し、弁護士に対する捜査当局の尋問及び提示された証拠は、弁護士の職業上の活動に関連するものだと報告した。」⁹⁸

6.11.5 アムネスティ・インターナショナルが **2020** 年に関する年次報告書の中で述べたところによれば、「**2020** 年 **9** 月に、警察は弁護士 **47** 人をその業務だけを理由に『テロ組織加入』の容疑で拘禁した。少なくとも **15** 人は現在も未決勾留されている。やはり **2020** 年 **9** 月に、破棄院は、テロ関連法制の下に訴追された現代弁護士協会 (**Progressive Lawyers Association**) の弁護士 **14** 人に対する禁錮刑を支持した。」⁹⁹

⁹⁶ USSD、人権報告書 2020 (第 1 節 D)、2021 年 3 月 30 日

⁹⁷ USSD、人権報告書 2020 (第 1 節 D)、2021 年 3 月 30 日

⁹⁸ USSD、人権報告書 2020 (第 1 節 D)、2021 年 3 月 30 日

⁹⁹ アムネスティ・インターナショナル、世界の人権状況、2020/21、2021 年 4 月 7 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.11.6 USSD HR Report 2020 の続きによれば、「2020 年を通して、政府は、政府関係者に対する汚職関連の捜査又は訴追に着手した警察官、裁判官及び検察官を相次いで訴追し、被告はギュレン運動の命令で捜査を実施したと主張した。」¹⁰⁰

6.11.7 欧州評議会議員会議が 2020 年 10 月に公表された決議の中で、述べたところによれば、

「(中略) 会議は、最近実施された弁護士逮捕及びその業務の非合法化を強く非難する。同会議は、法の支配の基準の適用及び有効な司法行政に弁護士が重要な役割を果たしていることを強調する。弁護士は、これゆえに、独立した立場でかつ安全にその専門的職務を遂行できなければならない。同会議は、テロ関連罪で拘禁される弁護士達が、公正な裁判を要求するために命をかけてハンガーストライキに訴えざるを得ないと考えたことを遺憾に思う。以上を考慮し、同会議は、2020 年 7 月に、適切な協議を行わず、欧州評議会の基準を遵守せず、また、弁護士会の独立を阻害する 1969 年の法定代理人任務法 (Attorneyship Law) の改正の採択を懸念する (中略)」¹⁰¹

6.11.8 2021 年 3 月のオランダ MFA の報告によれば、判事、検察官及び弁護士は、トルコ当局から独立してその専門的職業を実践することを許されない。同報告書の続きによれば、ある秘密筋によると、依頼人がほぼ (容疑段階の) ギュレニストである弁護士は、特に、自身がギュレニストとして訴追される危険にさらされる。¹⁰²

6.11.9 欧州委員会のトルコに関する 2021 年報告書によれば、「2021 年 5 月に、裁判官・検察官評議会は、同評議会の任期終了までに、裁判官及び検察官 3,070 人を配置転換した。クーデター未遂事件以降、合計 3,968 人の裁判官及び検察官が、ギュレン運動への関与疑惑で免職された。」¹⁰³

6.11.10 政府の扱いに関する詳細な情報については、基本情報を参照。弁護士に対するテロ対策法制の利用に関する詳細な情報については、テロ対策法制の用途を参照。弁護士

¹⁰⁰ USSD、HR Report 2020 (第 4 節)、2021 年 3 月 30 日

¹⁰¹ CoE、議員会議、政治的敵対勢力に対する新たな弾圧 (中略)、2020 年 10 月 23 日

¹⁰² オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

¹⁰³ EC、トルコに関する 2021 年報告書 (23 頁)、2021 年 10 月 19 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に言い渡された実刑に関する情報については、量刑手続を参照。本項目に関する詳細な情報については、司法の独立性を参照。

[目次に戻る](#)

6.12 警察

6.12.1 2020年12月のBalkan Insightの報告によれば、トルコ内務省によると、クーデター未遂事件以降に、ギョレン運動への関与疑惑を理由に免職処分を受けた警察官は31,000人を超える。¹⁰⁴

6.12.2 2021年3月のオランダMFAの報告によれば、一部の専門的職業に従事するギョレニストは、ほかの専門的職業に従事する者よりも、当局から悪い意味で注目される可能性が高い。3つの消息筋によれば、警察部隊のギョレニストは、当局から標的にされる可能性が最も高い上位3つの専門的職業の1つである。¹⁰⁵

6.12.3 2021年9月のTurkish Minuteの記述によれば、

「トルコ検察当局は、2016年のクーデター未遂を企図したとしてトルコ政府が告発した143人に対し拘禁令状を発行した。これには、ギョレン運動への関与疑惑を理由とする元官僚が含まれる（中略）アンカラ検察庁が発行した拘禁令状は、元公務員86人に対するものであった。この中には、クーデター未遂後に解雇された警察署長も含まれた。警察当局は容疑者の拘禁に向けて、43の県で摘発を実施した。」¹⁰⁶

[目次に戻る](#)

6.13 国外のギョレニスト容疑者

6.13.1 USSD HR 報告書 2020 の報告によれば、

¹⁰⁴ Balkan Insight、トルコ政府、警察官及び軍関係者 116 人を拘禁、2020 年 12 月 1 日

¹⁰⁵ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

¹⁰⁶ Turkish Minute、ギョレンへの関与疑惑で 143 人が拘禁される、2021 年 9 月 14 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「政府は、ギュレン運動構成員の容疑を受けた個人を逮捕する世界規模の取組みを行った。信頼できる報告によれば、政府は、場合によっては適正手続を行わずに特定の人物を起訴するよう他国に二国間圧力を行使した。2020年5月の複数の国連特別報告者による報告によると、トルコ政府は2016年のクーデター未遂からこれまでに、他の複数国と連携して、100人を超えるトルコ国籍者をトルコに強制的に移送し、そのうち40人が強制的に失踪させられたと伝えられている（中略）

「信ぴょう性のある報告によれば、政府は、極めて乏しい証拠を根拠に、2016年のクーデター未遂事件又はPKKに関連するテロ行為への関与を申し立てて国外在住の特定の個人を標的にする目的で、INTREPOLのレッドノーティスを利用しようとした。

（中略）クーデター未遂後の数年間を通じてギュレン運動の支持者であると疑った個人に対して政府が提出した誤ったパスポートの紛失又は盗難届に関連して、困難な事態に直面した個人に関する報告もあった。標的にされた個人は、たいてい、クーデター未遂事件で明確な役割は果たさなかったが、ギュレン運動と関係していた又は、ギュレン運動に好意的な発言を行ったことがあった。INTREPOLへの通報は、個人の拘禁又は渡航禁止につながる可能性がある（中略）

「政府は財産没収命令を利用して、国外で亡命生活を送る人々に圧力をかけた。（中略）

「政府は、一次在留許可証を持つ他国在住の一部のトルコ人のパスポートの更新を政治的理由で相次いで拒否し、その個人を『ギュレニスト』組織の構成員であると主張した。こうした個人は在住国から他の国に渡航することができなかった。」¹⁰⁷

6.13.2 2021年3月のオランダMFAの報告書によれば、

「2020年7月に、トルコ司法省は、トルコ政府は105か国に対し、ギュレニスト合計807人の引渡しを要請した。同省によると、これまでに27か国からギュレニスト116人が引き渡されたということである。トルコ政府の引渡し要請に応じた27か国の完全なリストはない。ある秘密筋によれば、引き渡されたギュレニストは帰国後に審

¹⁰⁷ USSD、HR Report 2020（第1節E）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

理を受け、長期の禁錮刑を言い渡される。別の消息筋の報告によれば、（引き渡された）ギュレニストは、刑務所内で拷問及び虐待を受ける可能性がある。」¹⁰⁸

6.13.3 2021年7月にラジオ・フリー・ヨーロッパ及びラジオ・リバティー（Radio Free Europe/Radio Liberty (RFE/RL)）が公表した記事によれば、

「現在トルコ当局に身柄を拘束されているキルギス・トルコ セバト学校の教育者 **Orhan Inandi** によれば、2021年5月半ば過ぎに、[キルギスタン]のビシュケクで、キルギス治安当局に所属すると思われるキルギス人男性3人に拉致され、その後、トルコに移送されたということである。同氏はテロ活動への関与容疑で告発されている。

「（中略）RFE/RLが7月13日に弁護士 **Halil Ibrahim Yilmaz** から聞いたところによれば、依頼人は、キルギス警察、治安当局又は別のキルギス国家主体の職員の可能性が高い、流暢なキルギス語を話す男性3人に誘拐されたということである。

「Yilmazによれば、誘拐犯は **Inandi** に目隠しをして車で数時間移動した後、飛行機に乗せてトルコに移送した（中略）

「レジェップ・タイイップ・エルドアントルコ大統領は2021年7月5日に、トルコの諜報部員が **Inandi** を拉致し、トルコに移送したと述べた上で、同氏は、米国を拠点とする聖職者、フェトフラー・ギュレンの運動の『中央アジア支部の最高幹部』だと説明した（中略）

「YilmazがRFE/RLに語ったところによると、依頼人は、テロ組織の一員であるとす
る告発を否認している（中略）

「サディル・ジャパロフキルギス大統領の報道官 **Erbol Sultanbaev** は、この拉致事件に対する当局の関与を否定し、この疑惑を『極めてばかげている』とした。大統領府は声明の中で、トルコ大使館にこの問題に対する正式な異議申立てを発布したと述べ

¹⁰⁸ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。大統領府は、この教育関係者の誘拐未遂事件は過去にも 3 件発生しており、いずれも阻止されたと付言した。」¹⁰⁹

6.13.4 国外のギュレニスト容疑者の扱いに関する詳細な情報については、容疑段階のギュレニストの家族を参照。

[目次に戻る](#)

[第 7 節の更新：2021 年 12 月 20 日](#)

7. その他の政府の行動

7.1 解雇及び停職

7.1.1 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「2018 年に成立した広範なテロ対策法制の下に、政府は相次いで基本的自由を制限し、法の支配を弱体化させた。2016 年のクーデター未遂事件以降、当局は、テロリズム関連の根拠、主に、政府がクーデター未遂の黒幕と非難し、『フェトフッラー派テロ組織』の指導者に指定した聖職者フェトフッラー・ギュレン師の運動への関与疑惑を理由に、60,000 万人を超える警察及び軍関係者及び公務員およそ 125,000 人を免職又は停職処分にし、司法当局者の 3 分の 1 を免職し、90,000 万人を超える民間人を逮捕又は収監したほか、国内 1,500 か所を超える非政府組織を閉鎖した。」¹¹⁰

7.1.2 フリーダムハウスが 2020 年の出来事を網羅した報告書、「世界の自由 2021」の中で述べたところによれば、「2016 年のクーデター未遂に伴う粛清で 125,000 人を超える公共部門の職員が解雇された。停職又は免職処分を受けた職員は、有効な不服申立て手段を与えられなかった。粛清の犠牲者の多くは、連座の誤謬が生じたことにより、民間部門で再就職先を見つけることができなかった。」¹¹¹

7.1.3 2020 年 9 月の豪州 DFAT の報告によれば、

¹⁰⁹ RFE/RL、身柄拘束中のキルギス・トルコセバト学校教育者、拉致されたと語る（中略）、2021 年 7 月 14 日

¹¹⁰ USSD、HR Report 2020、2021 年 3 月 30 日

¹¹¹ フリーダムハウス、世界の自由 2021、トルコ、2021 年 3 月 3 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「当局は被解雇者のリストを公表し、国の社会保険制度（SGK）の登録システム内で被解雇者に不利な目印を付けた。これにより、被解雇者は官民両部門で別の就職先を見つける機会を顕著に減らされかつ、社会的汚名を着せられた。被解雇者は収入だけでなく、医療保険及び退職手当の加入機会を含む社会的便益も失った。被解雇者の多くはパスポートを取り消された（中略）粛清の標的になった個人の経験は一様でなく、免職されたが後日上級職に再任された当局者もいれば、民間部門で成功を収めた者もいる。」¹¹²

7.1.4 解雇に対する上訴に関する詳細な情報については、非常事態措置調査委員会を参照。本項目に関する詳細な情報については、渡航制限を参照。

[目次に戻る](#)

7.2 事業所の閉鎖

7.2.1 2020年9月に欧州 DFAT が述べたところによれば、「2016年7月以降、政府はギョレン運動との関係で告発した国内およそ 1,000 か所の事業所に対し、財産の差し押さえ又は管財人の任命を実施した。これらの事業所は小店舗から上場企業にまで多岐にわたり、推定価額 120 億米ドルである。」¹¹³

7.2.2 USSD HR Report 2020 によれば、「政府はこの3年間を通じて、ギョレン運動との関係で告発した国内数百か所の事業所の差し押さえ及び閉鎖を行ったが、これによって、顧客の個人情報の状況は曖昧になった。」¹¹⁴

7.2.3 フリーダムハウスが2020年の出来事を網羅する報告書、「世界の自由2021」の中で述べたところによれば、「2016年のクーデター未遂事件以降、テロ集団と関係するとみなされた企業、NGO、財団、個人、報道機関及びその他の団体は資産を没収された。2018年に公表された実地調査によると、商店街から大規模な複合企

¹¹² DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.40 項）、2020年9月10日

¹¹³ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.40 項）、2020年9月10日

¹¹⁴ USSD、HR Report 2020（第1節F）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

業まで広範囲に及ぶ民間事業所の没収資産、少なくとも 110 億ドルが差し押さえられた。」¹¹⁵

7.2.4 2021 年 4 月にドイツ移住・難民連邦庁 (BAMF) が述べたところによれば、「複数の報道によると、2021 年 4 月 4 日に、国内の資産凍結者 377 人の名前を掲載する 12 頁にわたるリストが政府の官報 (Resmî Gazete) に公表された。これはテロ資金供与防止に関する法律に照らしたものであった。このリストには、FETÖ の構成員 205 人の名前も含まれると見られている (中略)」¹¹⁶

[目次に戻る](#)

7.3 強制失踪

7.3.1 2020 年の出来事を扱った HRW World Report 2021 によれば、「この 4 年間に発生したおよそ 24 件の強制失踪事案について、有効な調査は行われていない。2019 年 2 月の失踪から数か月後にアンカラ県内の警察の留置場で姿が再確認された 6 人のうち男性 2 人は、2020 年 2 月及び 6 月の法廷審問において、拉致され、拷問され、ギュレン運動との関わりを告白する供述書に無理やり署名させられたと供述した。」¹¹⁷

7.3.2 アムネスティ・インターナショナルが 2020 年に関する年次報告書の中で述べたところによれば、「2020 年 2 月に、フェトフッラー・ギュレン運動への関与で告発された男性 7 人のうちの 1 人で 2019 年から行方不明であったギョクハン・トルクメン (Gökhan Türkmen) は、法廷で、271 日間にわたる強制失踪期間に拷問及びその他の虐待を受けたと詳しく話した。法廷は、同氏の申立てに対する刑事捜査の実施を要求した。」¹¹⁸

¹¹⁵ フリーダムハウス、世界の自由 2021、トルコ、2021 年 3 月 3 日

¹¹⁶ BAMF、短報 (13 頁)、2021 年 4 月 19 日

¹¹⁷ HRW、世界年報：トルコ、2021 年 1 月 13 日

¹¹⁸ アムネスティ・インターナショナル、世界の人権状況、2020/21、2021 年 4 月 7 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.3.3 2020年9月に豪州 DFAT が述べたところによれば、「2019年に元外務省職員のギュレン関連の被疑者が警察での身柄拘束中に失踪した報告が複数あった。トルコ国家警察 (Turkish National Police) は、この申立てを否定している。」¹¹⁹

7.3.4 2021年5月に、欧州権利及び自由の保護協会 (Association européenne pour la défense des droits et des libertés (Assedel))が国連人権委員会に提出した報告書で述べたところによれば、「強制失踪事案はほぼ全て、ギュレン運動の構成員容疑を受けた個人が標的であった。」¹²⁰

7.3.5 外務省を含む行政府の元職員に関する詳細な情報については、公務員及び拘禁時の扱いを参照。強制失踪に関する詳細な情報については、容疑段階のギュレニストの家族を参照。

[目次に戻る](#)

7.4 渡航制限

7.4.1 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利を制限した。政府は、ギュレン運動又は2016年のクーデター未遂事件とのつながりで告発された民間人の一部に対し、相次いで渡航制限を課した。当局は2020年6月に、2019年に解除した57,000人分に加え、更に28,075人分のパスポートの制限を解除したが、現在も海外渡航を禁止されている人数は依然として不明である。」

¹²¹

7.4.2 同報告書の続きによれば、

「政府は、ギュレン運動又はクーデター未遂事件との関係で告発された何十万人もの民間人及びその親戚を含む家族に対し、海外渡航を制限した。当局は、テロ関連疑惑

¹¹⁹ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.38 項)、2020年9月10日

¹²⁰ Assedel、Assedel の提言 (中略) (7 頁)、2021年5月21日

¹²¹ USSD、HR Report 2020 (第2節D)、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を理由に、トルコの二重市民権を持つ一部の外国人についても、出国を制限した。政府は、渡航制限を治安維持に必要なものと主張した。政府に渡航を禁止された一部の個人は、トルコから不法に出国することを選択した。」¹²²

7.4.3 フリーダムハウスが 2020 年の出来事網羅する報告書、「世界の自由 2021」の中で述べたところによれば、「政府は 2019 年に、憲法裁判所が当初の失効を認めた規則を取り下げて以降、パスポートの再発行に向けて尽力していると述べた。」¹²³

7.4.4 フリーダムハウスが特別報告 2021 の中で述べたところによれば、

「引渡しを除き、トルコ政府の最も重要な国際的抑圧手段は、移動の取締りである。クーデター未遂事件以降、当局は、反体制派の疑いがある人物を国内に留め、既に国外に移動した個人の移動を制限する意図で、230,000 人分を超えるパスポートを失効させた。政府は、数知れないほど多数のパスポートの紛失又は盗難届を提出した。国外のギュレン運動の構成員は、トルコ領事館ではパスポートを更新できない又は子どものパスポートを発給してもらえないと報告した。つまり、トルコに帰国しなければならず、逮捕の危険性があるということである。

「数万人分のパスポートの取消しは、その後、正式に解除されたが、解除プロセスは作業の誤りで効果が半減し、これを被った一部の個人は渡航にパスポートを利用した際に相次いで障害に遭遇した。パスポートの無効化は、転じて、渡航時に拘禁する絶好の機会になった。被拘禁者はその後、トルコ当局に送還又は引き渡される可能性がある。トルコ政府は、Interpol を利用して逃亡者を狙った。伝えられるところによれば、政府はクーデター未遂事件後に、Interpol の通知システム上に、60,000 余の名前をまとめてアップロードしようとしたということである。」¹²⁴

7.4.5 同報告書の続きによれば、

「パスポートは様々な様式で取り消すことができる。裁判官は逮捕者に対する代替措置として出国禁止令を発布することを許されており、公布後にパスポートは失効する

¹²² USSD、HR Report 2020（第2節D）、2021年3月30日

¹²³ フリーダムハウス、世界の自由 2021、トルコ、2021年3月3日

¹²⁴ フリーダムハウス、特別報告 2021：トルコ：国際的抑圧の事例研究、2021年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(中略) 旅券法の第 22 条に基づく行政措置の文脈でもパスポートを失効させることができる。内務省は、かかる措置を、テロ組織と関係する教育及び医療機関、財団、協会及び協同組合の創設者、役員及び従業員に対して実施できる (中略)

「出国禁止令及び旅券法の第 22 条に基づく行政措置は、異なる法的事項であるが、その効果は同じ、すなわち、パスポートの無効化である。告発又は有罪判決を受けた個人でなければパスポートの失効が認められないというわけではない (中略) 法的調査を受けている又は上訴中の (容疑段階の) ギュレニスト (中略) 及び野党議員 (中略) はパスポートを失効される。トルコ当局が (容疑段階の) ギュレニストの血縁者のパスポートを失効させたことも知られている (中略)」¹²⁵

7.4.6 本項目に関する詳細な情報については、容疑段階のギュレニストの家族を参照。

[目次に戻る](#)

第 8 節の更新日 : 2021 年 12 月 20 日

8. 逮捕及び拘禁

8.1 基本情報

8.1.1 2020 年 9 月に豪州 DFAT が述べたところによれば、ギュレン運動への関与疑惑で逮捕又は拘禁された個人は 80,000 人にも上る。¹²⁶

8.1.2 Assedel が 2021 年 5 月に国連人権委員会への提言の中で述べたところによれば、

「ギュレン運動への関与疑惑を理由に取り調べられかつ拘禁された者は 50 万人を超え、96,885 人は逮捕及び収監された。さらに、クーデター未遂後にギュレン運動に対して実施された大規模な弾圧の結果、国内 3,003 か所の学校、学生寮及び大学が閉鎖され、150,348 人の公務員が免職され、6,021 人もの大学教員が失業し、裁判官及び

¹²⁵ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

¹²⁶ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.38 項)、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

検察官合わせて 4,463 人が免職され、国内 189 か所の報道機関が閉鎖され、319 人のジャーナリストが逮捕された。」¹²⁷

8.1.3 2021 年 9 月の **Turkish Minute** の報告によれば、「シュレイマン・ソイルトルコ内務相は 2021 年 2 月に、クーデター未遂以降、ギュレン運動への関与疑惑を理由に、合計 622,646 人が捜査対象になり、301,932 人が拘禁され、ほか 96,000 人が収監されたと発表した。同相によれば、この運動への関与疑惑で国内の刑務所に収監されている被拘禁者は、現時点で、25,467 人に上るということであった。」¹²⁸

[目次に戻る](#)

8.2 再逮捕の発生

8.2.1 2021 年 3 月のオランダ MFA 報告書によれば、調査対象者は再逮捕される危険性がある。¹²⁹

8.2.2 釈放後に再逮捕されたオスマン・カヴァラに関する詳細な情報については、司法の独立を参照。

[目次に戻る](#)

8.3 未決拘禁

8.3.1 USSD HR Report 2020 によれば、

「政府は 2018 年に採択されたテロ対策法制の下に、『個人』の犯罪については 48 時間、『集団』の犯罪については 96 時間にわたって、罪状なしに（あるいは出廷させずに）被疑者を拘禁することを許される。この期間は裁判官の承認により 2 度延長することができ、合計すると『個人』の犯罪については 6 日間、『集団』の犯罪については 12 日間になる。人権擁護団体は、罪状なしに個人を最大 12 日間まで拘束する警察の権限は、虐待及び拷問の危険性を高めることに懸念を高めたと懸念を提起した。ギュ

¹²⁷ Assedel、提言：第 132 回国連人権委員会、2021 年 5 月 21 日

¹²⁸ Turkish Minute、ギュレンへの関与疑惑で 143 人を拘禁、2021 年 9 月 14 日

¹²⁹ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ル法務相の声明によると、2020年7月の時点で、国内の未決拘禁者は48,752人に上るとのことであった。」¹³⁰

8.3.2 同報告書の続きによれば、

「国家安全保障、国防、憲法秩序、国家機密及びスパイ行為に関わる犯罪、組織犯罪、テロ関連犯罪を含め、起訴状がある場合に被逮捕者を未決拘禁できる最長期間は7年である。事件の捜査段階における（立件前の）未決拘禁期間は、（国際刑事警察機構（IINTERPOL）が中央刑事裁判所と呼ぶ重罪裁判所の管轄外の事件の場合は6か月間で、重罪裁判所の管轄下の事案については1年間に限定されている。未決拘禁期間は、おおむね、申し立てられた犯罪の最長刑期を超えることはない。高等刑事裁判所で審議されるその他の重罪の最長拘禁期間は2年間で、1年間の延長を3回まで行うことができるため、合計すると5年間になる。

「テロ関連事案の場合は、捜査段階の未決拘禁期間は最大18か月間で、6か月間延長することができるが可能である。

「法の支配の擁護者によれば、政治的動機によるテロ関連罪を伴う事件では特に、未決拘禁の広範囲の利用は、1種の略式刑罰になっていたと指摘した。」¹³¹

8.3.3 同報告書の続きによれば、「弁護人は未決拘禁に異議を申し立てることができ、テロ対策法によってこの可能性は制限される。」¹³²

8.3.4 同報告書の続きによれば、

「2016年から2018年の非常事態以前の裁判待機中又は審理中の被拘禁者は、公判までの保釈の是非を判断するために30日ごとに弁護士同伴で出廷し、対面審査を受ける権利を与えられた。2018年に可決された法律では、対面審査は90日ごと1回となり、30日対面審査は裁判官による単なる事件書類評価に差し替えられた。複数の弁護

¹³⁰ USSD、HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

¹³¹ USSD、HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

¹³² USSD、HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

士会によれば、この法律のこの要素は人身保護の原則に反しており、裁判官が定期的に被拘禁者と面談しないことにより、虐待の危険性が高まった」¹³³

8.3.5 アムネスティ・インターナショナルが2020年に関する年次報告書の中で述べたところによれば、「2020年4月に、COVID-19の国内での蔓延に伴い、政府は刑の執行に関する法律を改正し、最大で90,000人まで受刑囚を早期釈放できるようにした。テロ関連法の下に未決拘禁される収監者及び受刑囚は除外された。」¹³⁴

8.3.6 2021年4月に欧州評議会議員会議が述べたところによれば、

「(中略) 同会議は、クーデター未遂後に出版物、ギュレン運動への加入容疑及びクーデターの策謀容疑を理由に逮捕されたジャーナリスト2人について、Ahmet Hüsrev Altan v. Turkey 及び Murat Aksoy v. Turkey 事案に関連する2021年4月13日の欧州人権裁判所大法廷が下した2件の(暫定)判決を支持する。Murat Aksoy は2017年に未決拘禁から釈放されたが、著名なジャーナリストで作家の Ahmet Altan は、2016年から収監されたままである。裁判所は、証拠不十分、正当な嫌疑不十分及び書類の入手機会不十分による、両事案の原告の表現の自由、自由及び安全の権利侵害であると明確に判断した。(中略)

「(中略) Altan氏はクーデター未遂事件後、ギュレン運動への関与疑惑を理由にテロ関連罪で2016年に逮捕され、『トルコ政府の転覆企図罪』、次いで、『その階層構造に所属しない立場でのテロ組織の意図的及び自主的ほう助』罪で10年6か月の禁錮刑を言い渡された。裁判所は、非合法とされた記事は『報道記者活動の一環として執筆されたものであり、申請者が当該の犯罪を実行したことを示す正当な容疑の根拠になると解釈してはならない、また、大統領の政治アプローチに対する申請者の批判を、2016年7月15日のクーデター計画を申請者が事前に知っていたこと示す要素とみなしてはならないと評価した』(中略)

「2021年4月14日に、最高控訴院は、4年6か月に及ぶ長期間の収監を理由に、Altan氏を釈放するべきだと裁定した。同会議は、最高破棄院のこの迅速な措置及びAltan氏の人権侵害を補償し同氏を釈放とする評決を歓迎する。ただし、これはク

¹³³ USSD、HR Report 2020 (第1節D)、2021年3月30日

¹³⁴ アムネスティ・インターナショナル、世界の人権状況、2020/21、2021年4月7日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一データ未遂後に、同氏が - ギュレン運動への加入疑惑及び執筆した記事を理由に - 刑務所で過ごした長い年月及び多数のジャーナリストが現在も拘禁されているという事実を消し去るものではない。」¹³⁵

8.3.7 2021年3月のデンマーク移民局の報告によれば、

「2021年2月に、トルコ憲法裁判所は、ヒズメト運動（別称、ギュレン運動）への加入を理由にテロ容疑で逮捕された元ニュース編集長が（中略）4年半にわたって未決拘禁されていた時点で人権侵害はなかったと裁定した。この裁決は、特に、5年11か月の拘禁を正当と判断したものを含め、これまでの裁決と比較して正当化された（中略）」¹³⁶

[目次に戻る](#)

8.4 拘禁時の扱い

8.4.1 2019年5月6日から17日にかけて、欧州評議会の拷問及び非人間的又は品位を傷つける扱い又は刑罰防止委員会（CoE CPT）は、トルコ国内の警察及び憲兵隊の施設及び刑務所を視察訪問し、警察に身柄を拘束されている又は最近拘束されたことがある個人数百人の聞き取り調査を行った。委員はその後、2020年8月5日付け報告書を公表した。それによると、

「2017年の訪問時と同様に、代表団は、最近まで拘束されていた個人（女性及び未成年者を含む）から警察官／憲兵による過度な暴力の行使及び／又は身体的虐待の相当な数の申立てを受理した。この申立ては主に、当該個人を手錠又は他の手段で拘束した上での平手打ち、足蹴り、拳での殴打（頭部及び／又は顔面）及び警棒での強打であった。申立ては、移送時又は警察施設内での、自白の確保又はその他の情報の入手を意図した又は、処罰の一環と思われる殴打に関するものがほとんどであった。また、被拘禁者の多くは、脅迫及び耐えがたい暴言を受けたと申し立てた。イスタンブールのオートバイ介入部隊（通称『Yunus』）からやはり過度の暴力の行使及び／又は身体的虐待を受けたという申立ても多数あった。多くの場合、身体的虐待の申立ては、

¹³⁵ CoE 議員会議、トルコの民主的機構の機能、2021年4月21日

¹³⁶ デンマーク移民局、トルコの刑務所の状況（13及び14頁）、2021年3月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

例えば、診療記録に記載された身体的損傷又は代表団の医療従事者による直接観察などの医学的証拠で裏付けられた。CPT は、全体的として、2017 年の聞き取り調査結果と比較して、申し立てられた警察による虐待の過酷性は軽減されたという印象を受けた。ただし、申立ての頻度は依然として憂慮すべきレベルにある。同委員会は、トルコ国内の警察による虐待という環境撲滅に向けて全ての関連当局がより決定的な措置を講じる必要があると改めて主張すると共に、虐待の明確かつ確固たる『ゼロ・トレランス』が、最高の政治レベル、すなわち、共和国大統領から全ての警察官に通達されるべきだという勧告を再度主張する。」¹³⁷

8.4.2 同報告書の続きによれば、

「虐待に対する基本的予防措置に関しては、視察訪問を通じて収集された情報から、血縁者（又は別の信頼された個人）に対する身柄確保の通知はおおむね、逮捕直後に行われており、被拘禁者はたいていは、警察の身柄拘束中に弁護士に接見する機会を与えられていることがわかった。しかし、前回の訪土時と同様に、多数の被拘禁者の主張によれば、警察は（正式な供述を確保するまでは）弁護士を同席させずに容疑に関する正式な取調べを行えるように、かなり時間が経過してから初めて弁護士を求める要求を職権で認めるということであった。CPT は、特定の重罪には、警察の身柄拘束の早い段階で弁護士に接見する機会を阻む法律上の制限がある点についても引き続き憂慮し、虐待防止に向けて、警察の身柄拘束の発生直後かかる機会を保障する重要性を強調する。

「委員会は前回の視察訪問後、具体的な勧告を繰り返し行ったが、警察／憲兵隊の身柄拘束の発生及び終了時における強制的な医療管理制度には依然として、根本的に欠陥がある。特に、ほぼ全ての事例で医療管理の実施時に警察官が同席する事例が相次いでおり、医療管理はたいてい、身体検査を伴わずに行われている。複数の被拘禁者の主張によれば、医療管理の実施時に損傷箇所を見せないよう同席する警察官から脅迫されたということである。」¹³⁸

¹³⁷ CoE CPT、2019年5月6日から17日の訪土に関する報告書（エグゼクティブサマリー）、2020年8月5日

¹³⁸ 2019年5月6日から17日の訪土に関する報告書（エグゼクティブサマリー）、2020年8月5日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

8.4.3 CoE CPT 代表団の視察結果に関する詳細な情報は、2019年5月6日から17日の訪土報告で閲覧できる。

8.4.4 USSD HR Report 2020 によれば、「2020年8月に、ギュレン運動とつながりがあるとして有罪判決を受けた44歳の男性は、新型コロナウイルス感染症の症状を示した後、グムシェン（Gumushane）刑務所の隔離房で死亡した。複数の報道によれば、この受刑囚は何度も治療を要求したが、刑務所当局は治療を行おうとしなかった。」¹³⁹

8.4.5 同報告書によれば、「複数の人権擁護団体によると、PKK又はギュレン運動への所属が疑われた個人は、虐待又は暴行を受ける可能性が高くなる。」¹⁴⁰

8.4.6 2020年9月の豪州 DFAT の記述によれば、「信ぴょう性のある報告によると（中略）2019年に、元外務省職員であったギュレン関連容疑者は、警察の身柄拘束中に拷問を受けた。トルコ国家警察（Turkish National Police）はこの主張を否定している。」¹⁴¹

8.4.7 ヒューマンライツ・ウォッチが世界年報 2021 の中で述べたところによれば、「警察及び軍による身柄拘束時及び刑務所内での拷問、虐待及び残忍かつ非人間的な又は品位を傷つける扱い申立てはこの4年間で増え続けており、これにより、トルコ政府のこの領域における4年前の進歩は後戻りした。標的になった人々には、政治犯罪及び通常犯罪で告発された者が含まれる。」¹⁴²

8.4.8 USSD HR 報告書 2020 の続きによれば、

「公的報告書によると、2019年を通じて、ギュレン運動への関与疑惑を理由に2016年から2018年の非常事態宣言下で免職された外務省の元職員を含め、100人が警察の身柄拘束中に虐待又は拷問を受けた。アンカラ県弁護士会は、被害者と目される個人に行った聞き取り調査の詳細を示す報告書を公表した。弁護士会が聞き取り調査を行った

¹³⁹ USSD, HR Report 2020（第1節A）、2021年3月30日

¹⁴⁰ USSD, HR Report 2020（第1節C）、2021年3月30日

¹⁴¹ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.38項）、2020年9月10日

¹⁴² HRW、世界年報：トルコ、2021年1月13日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

被拘禁者 6 人のうち、5 人が警察当局から拷問されたと報告した。2020 年 8 月に、ア
ンカラ検察庁は、証拠不十分としてこの申立てに基づく訴追を行わないと決定した。

「複数の人権団擁護体の報告が指摘したところによれば、警察当局は、警察署の敷地
外で被拘禁者を虐待しており、虐待及び拷問の申立てはどちらかと言うと南東部の一
部の警察施設で広く行われた。」¹⁴³

8.4.9 USSD HR 報告書 2020 の続きによれば、

「信頼できる報告によれば、当局はテロ関連罪で収監された一部の被拘禁者に対し、
長期にわたる隔離監禁、不必要な脱衣所持品検査や体腔検査、戸外運動及び房外活動
の厳しい制限、所内図書館及びメディアの利用機会の拒否、治療の延期及び、場合によ
っては治療の拒否を含む、様々な虐待行為を行った。報告によれば、当局は、テロ
関連罪で告発された収監者の面会者に、被拘禁者への訪問者は、家族との面会機会の
制限などの非情な扱い及び脱衣所持品検査を含む刑務所看守による品位を傷つける扱
いを行ったということである。」¹⁴⁴

8.4.10 2021 年 6 月に、国際人権擁護協会のジュネーブ支部が UN CEDAW に対する 提言で報告したところによれば、

「トルコの刑務所及び拘禁施設では、特に、HM[ギュレニスト運動]に所属する女性、
クルド人女性及び野党党员に対する違法な脱衣検査が頻繁に行われている。かかる脱
衣検査を受けた女性は、HM への所属疑惑を理由にテロ関連罪で拘禁又は逮捕された
者がほどんどのようなのだが、受刑囚の女性血縁者も含まれる。AKP の代議員による脱衣
所持品検査に関する申立てが否定されたのを受けて（中略）

「かかる行為を受けた女性達は、2016 年 7 月のクーデター未遂後に、拘禁又は収監中
に行われた違法かつ屈辱的な脱衣所持品検査の経験及び、被ったトラウマを抱えなが
ら生きるのが女性達にとってどれほど困難かを関連付ける映像をソーシャルメディア
に投稿した。上記の女性には、ジャーナリスト、弁護士、元教員、主婦及び学生など

¹⁴³ USSD, HR Report 2020 (第 1 節 C)、2021 年 3 月 30 日

¹⁴⁴ USSD, HR Report 2020 (第 1 節 E)、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が含まれる。トルコ当局及び AKP の代議員は、国内の刑務所及び拘禁施設が実施した嫌がらせ及び脱衣所持品検査の報告を隠匿しようとした。

「これに伴って、特に、2016年7月15日のクーデター未遂事件以降に刑務所及び拘禁施設内で強姦された HM の女性の証言も多数発生した。アンカラ県警察署が実施した、拘禁施設として使われている体育館での身体検査の実施を担当させられた医師は、目にした光景、具体的には、強姦、性的暴行、激しい殴打のような過酷な拷問方法を初めて公表した（中略）男性被拘禁者も、拘禁施設内で女性が強姦されるのを聞いたと主張した（中略）

「上記の要素は全て、クーデター捜査に関わる国家諜報員の全面的刑事免責を定める法令第 667 号で扱われている。女性はトルコ国内の拘禁施設及び刑務所内で横行する虐待を受けたが、懲戒処分又は刑事訴訟のいずれの形態においても加害者の説明責任は問われないようである。」¹⁴⁵

8.4.11 この項目に関する詳細な情報については、虐待対応措置及び起訴手続を参照。元公務員、特に外務省職員に関する詳細な情報については、公務員及び強制失踪を参照。

[目次に戻る](#)

8.5 虐待対応措置

8.5.1 トルコ政府は、CoE CPT の 2019 年 5 月の視察訪問報告書に対する回答を提出した。これによると、

「トルコ政府は、この場において、拷問に対するゼロ・トレランス政策に向けた同国の確固たるかつ長年にわたる取組みを維持し、CPT との協力に向けた決意を再確認する。トルコ政府は、CPT の勧告及び論評を十分に考慮し、これに基づいて、拷問及び非人間的又は品位を傷つける扱いの防止及び処罰の領域において、適宜、必要な措置を引き続き講じる意向である。」¹⁴⁶

¹⁴⁵ 委員会への提言（中略）（8 頁及び 9 頁）、2021 年 6 月

¹⁴⁶ トルコ政府、CoE CPT の報告に対する回答、2020 年 8 月 5 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

8.5.2 トルコ代表団が 2020 年 3 月付の UN HRC の普遍的定期審査に関する作業部会の報告書の中で報告したところによれば、

「トルコ政府は、拷問に関するゼロ・トレランス政策に引き続き取り組んでいる。非常事態期間においても、トルコ政府はあらゆる拷問及び虐待行為を予防し、調査し、訴追し、罰するための立法及び制度状の枠組みを更に拡大する措置を講じてきた。例えば、2017 年に採択された改正法では、拷問は警察官の免職理由になった。拷問罪に対する時効は、2013 年に廃止された。」¹⁴⁷

8.5.3 同報告書の続きによれば、

「内務省の代表は、テロ組織との戦いという文脈での拷問及び虐待防止に向けた手続上の対策には、訴訟手続の全段階での健康診断、被拘禁者の血縁者に対する速やかな通知、弁護士との自由な接見機会及び、拘禁室のビデオ監視などがあると述べた。調査の効果を高め、刑事免責を防ぐ意図で、トルコ政府は、2019 年 9 月に、法執行監視委員会を設立した。これは独立した機構で、これまでに 19 件の申請を受理している。」¹⁴⁸

8.5.4 USSD HR Report 2020 によれば、

「HRA[人権協会]は、2020 年 1 月から 11 月までの間に、拘禁中に又は拘禁施設外で拷問及びその他の形態の虐待を受けたと訴える 573 人の不服申立てを受理したと報告した。HRA の報告によれば、警察当局による被拘禁者の脅迫や侮辱は日常的であり、被害者は報復を恐れて警察による虐待を報告しなかった。2020 年 6 月の内務相の報告によれば、内務省が 2019 年 10 月以降に受理した拷問及び虐待の不服申立ては 396 件に上るとのことである。野党共和人民党 (CHP) の人権報告書によれば、2020 年 5 月から 8 月までに、223 人が拷問又は非人間的扱いを報告した。

「(中略) 司法省の 2019 年の統計データによると、政府は拷問及び虐待の申立て 2,767 件の調査を実施した。このうち、1,372 件は検察官による措置が講じられず、

¹⁴⁷ UN HRC、UPR に関する作業部会の報告書：トルコ (17 項)、2020 年 3 月 24 日

¹⁴⁸ UN HRC、UPR に関する作業部会の報告書：トルコ (26 項)、2020 年 3 月 24 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

933 件は刑事訴訟に至り、462 件はそれ以外の決定が下された。政府は拷問の申立ての調査については、データを公表しなかった。」¹⁴⁹

8.5.5 ヒューマンライツ・ウォッチが世界年報 2021 の中で述べたところによれば、「検察官は、[警察及び軍による身柄拘束時の虐待の申立て]の有意義な調査を行わず、虐待に関わった治安部隊職員及び警察官に対する刑事免責が文化になっているということである。」¹⁵⁰

目次に戻る

8.6 拘禁施設

8.6.1 欧州評議会の CPT が、2019 年 5 月のトルコ視察訪問に基づく 2020 年 8 月の報告書の中で、拘禁施設について述べたところによれば、

「拘禁状態に関しては、視察訪問した全ての警察施設における拘禁施設は良好な状態に修繕されており、おおむね清潔であった。ただし、主として構造上の欠陥により、上記の施設は数日を超えて継続する拘禁には不適切であると CPT は考える。特に、監房の多くは採光設備がなく、訪問した施設にはいずれも、被拘禁者が新鮮な空気に触れる機会に関する取決めはなかった。被拘禁者はたいてい、極めて窮屈な状態で（例えば、9m²の監房内に最大 4 人まで）収容されるという事実により状況は更に悪化していた。警察に一晩身柄を拘束される者が、たいていは、マットレス（及び毛布）を与えられない状況が続いている点も憂慮される問題である。また、多数の被拘禁者の主張によれば、警察の拘置所で過ごす期間を通じて、食料を、また場合によっては水も全く又は十分に与えられず、個人向け衛生製品を提供されなかったということである。CPT は、上記の不足点を是正するべきだと勧告する。」¹⁵¹

8.6.2 CoE CPT 代表団の視察結果に関する詳細な情報は、2019 年 5 月 6 日から 17 日の訪土報告で閲覧できる。

¹⁴⁹ USSD, HR Report 2020（第 1 節 C）、2021 年 3 月 30 日

¹⁵⁰ HRW、世界年報：トルコ、2021 年 1 月 13 日

¹⁵¹ CoE CPT、2019 年 5 月 6 日から 17 日の訪土に関する報告書（エグゼクティブサマリー）、2020 年 8 月 5 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

第9節の更新日：2021年12月21日

9. 司法手続

9.1 司法の独立性

9.1.1 欧州評議会報告書 2020 によれば、

「司法行政及び司法の独立性は、弁務官事務所の長年にわたる懸念事項であったが、[欧州評議会の人権弁務官]によると、特に、2016年7月から2018年7月まで実施された非常事態以後の数年を通じて、状況は顕著に悪化しているということである。裁判官の独立性を支える憲法上及び権力構造上の保障の漸次的低下及び、略式解雇及び採用のようなこの独立性に直接影響を及ぼす措置に加え、弁務官は欧州人権裁判所の最近の判決で確認された、政治的利益に対する司法の偏向を示す証拠に留意する。

「この状況が刑事司法制度に与える影響は特筆すべきものであり、未決拘禁の濫用のような積年の複数の問題が悪化しただけでなく、新たな懸念要素も増えている。テロ関連罪及び組織犯罪の場合は特に、トルコの司法当局は公正な裁判の基本的保障を無視して、合法的な行為に刑法を極めて不用意に適用しており、これによって、法の支配の真髄を脅かすレベルの法的不確実性及び恣意性を生む結果になっていると弁務官は考える。」¹⁵²

9.1.2 同報告書の続きによれば、

「トルコの司法当局の現状の深刻性は緊急を要しかつ行動すべき喫緊の課題であると強調すると共に、弁務官はトルコ当局に対し、第1段階として、裁判官の独立性に必要な憲法上及び構造上の保障及び公正な審理手続の保障について、現状を非常事態以前の状態に戻し、その上で、上記を徐々に強化していくことを要求する。弁務官はまた、欧州評議会の諸機関が数年にわたってトルコ政府に既に提示した明確な手本に照らして、刑事立法を徹底的に見直すよう勧告する。司法当局に浸透している姿勢が今日の司法行政に関する主要な問題の1つであることを踏まえ、弁務官はトルコ当局に

¹⁵² CoE、欧州評議会報告書 2020（4頁）、2020年2月19日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

対し、方針を変換し、人権の義務がトルコ当局の表明された又は認識上の利益に反する司法措置を要求する時は特に、その発言及び行動の両面において司法の独立性を尊重するよう強く要請する。弁務官は当局の司法改革戦略を喜んで受け入れる一方で、これまでに講じられた措置は、より包括的かつ断固たる対応が必要な現在及び今後のニーズに符合するものではないと考える。」¹⁵³

9.1.3 欧州評議会議員会議が 2020 年 10 月に公表された決議の中で述べたところによれば、

「(中略) 欧州評議会の人権弁務官の 2020 年 2 月の報告書で改めて強調された様に、司法制度の機能は、懸念される重大な領域であり、今後の課題が多数ある。これには、司法の独立性の欠如及び公正な裁判を確保するための手続上の対策及び保障の不足などがある(中略) 同会議は、ベネチア委員会が 2017 年の意見書の中で指摘した、三権分立を保証していない裁判官・検察官評議会の構成及び憲法的枠組みの改正を要請する。」¹⁵⁴

9.1.4 ヒューマンライツ・ウォッチが 2020 年の出来事を網羅する世界年報 2021 の中で報告したところによれば、

「司法当局及び検察側の決定に対する行政府の介入は根深い問題である。これは、エルドアン政権が批判者又は反体制派とみなす個人を偽証された過度に広範なテロ関連罪及びその他の容疑で拘禁し、訴追し、実刑判決を下す当局の組織的慣行に反映されている。(中略) 最大の標的集団は、米国を拠点とするスンニ派聖職者フェトフラー・ギュレンを代表とし、2016 年 7 月のクーデター未遂時間の責任を問われた運動との関係を疑われた個人である。」¹⁵⁵

9.1.5 USSD HR 報告書 2020 によれば、

¹⁵³ CoE、欧州評議会報告書 2020 (4 頁)、2020 年 2 月 19 日

¹⁵⁴ CoE、欧州評議会報告書 2020 (4 頁)、2020 年 2 月 19 日

¹⁵⁵ HRW、世界年報：トルコ、2021 年 1 月 13 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「裁判所は事件によって法律を不均一に適用する場合があります、法学者及び人権活動家は、裁判所及び検察官の決定は行政府の干渉を受けることがあると主張した。2020年1月に、アンカラ控訴院は、クーデター未遂事件への参加容疑で告発されたメティン・エイディル（Metin İyidil）元中將に終身刑を下した下級裁判所の判決を覆した。エイディルの釈放から2日後に、別の裁判所から同氏の2度目の拘禁命令が發布された。エルドアン大統領はアンカラ控訴院の無罪判決を公然と批判しており、この裁判所がエイディルを再逮捕を裁決したのはその後のことであった。裁判官・検察官評議会は無罪判決についての調査を開始し、無罪の決定を下した判事3人に停職処分を下した。」¹⁵⁶

9.1.6 同報告書の続きによれば、

「検察官及び判事に与えられる幅広い裁量権は、公平さを維持する義務を脅かしており、裁判官が国家利益を優先する傾向は、矛盾した法適用を生み出した。弁護士会、弁護士及び学者は、検察官及び裁判官の応募手続が極めて主観的であるとして懸念を示しかつ、この手続は採用過程での政治的リトマス試験を可能にすると警告した。

「司法当局は、裁判官に対する脅迫や配置転換及び、行政府による介入疑惑を含め、司法の独立性を制限する様々な問題に直面した。

「監視団は、一部の裁判は、結果があらかじめ決まっていたようであった又は、司法介入を暗示するものだったことに懸念を示した。2020年2月に、イスタンブールの裁判所は、慈善家のオスマン・カヴァラ（Osman Kavala）及びほか8人に対し、2013年のゲズィ公園抗議運動を利用した国家転覆企図容疑について無罪判決を言い渡した。異文化及び異宗派間の対話を目指す組織、アナドル・カルチャー（Anadolu Kultur）の創設者であるカヴァラは、2017年から未決拘禁されていた。裁判長はカヴァラの弁護士が依頼人を代理して弁論することを認めたが、他の被告人の弁護士には同様の行為を認めなかった。被告の最終陳述後、評議のための休廷はなく、裁判長は、判決が既に記載されていたように見える1枚の書類を提出した。裁判所は罪状についてカヴァラを無罪とし、速やかに釈放するよう命令したが、当局はカヴァラが出所した当日に、2016年のクーデター未遂事件に関連する新たな諜報活動及び国家転覆

¹⁵⁶ USSD, HR Report 2020（第1節C）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

企図罪容疑で同氏の身柄を拘束した。（中略）2020年12月に、憲法裁判所は、同年2月のカヴァラの釈放後に再逮捕した際に、政府はカヴァラの権利を侵害しなかったとする判決を下した。2020年末時点で、カヴァラは依然として拘禁されていた。」¹⁵⁷

9.1.7 本項目に関する詳細な情報については、憲法裁判所を参照。

[目次に戻る](#)

9.2 適性手続

9.2.1 フリーダムハウスが2020年の出来事を網羅する報告書、「世界の自由2021」の中で述べたところによれば、「2016年から2018年までの非常事態期間を通じて、適性手続の保障はほぼ損なわれた。この権利は非常事態宣言の解除以来、実際面では回復していない。特に、テロ関連罪を伴う事案では適性手続及び証拠の基準が脆弱であり、被告は、最長で7年間まで長期の未決拘禁状態で拘束される。」¹⁵⁸

9.2.2 USSD HR Report 2020によれば、「人権団体によると、2016年のクーデター未遂事件以降、当局はギュレン運動又はPKKとの関係が疑われる個人数十万人の拘禁、逮捕及び裁判を相次いで行ったが、たいていは、証拠の基準に疑問の余地がありかつ、法が定める完全な適性手続を経ていなかった。」¹⁵⁹

9.2.3 同報告書によれば、「国内外の法律及び人権専門家は、当該事案[ギュレン運動又はPKKへの関与疑惑を受けた個人が関わる事案]で検察官が提示した証拠の質を疑問視し、訴訟手続を批判し、裁判には公平性が欠如し、被告はその告発の原因になった証拠の開示を拒否されることがあったと主張した。」¹⁶⁰

9.2.4 本項目に関する詳細な情報については、未決拘禁を参照。訴訟手続期間の拷問防止に向けた講じられた措置に関する情報については、拘禁時の扱いを参照。

[目次に戻る](#)

¹⁵⁷ USSD, HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

¹⁵⁸ フリーダムハウス、世界の自由2021、トルコ、2021年3月3日

¹⁵⁹ USSD, HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

¹⁶⁰ USSD, HR Report 2020（第1節D）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.3 弁護士との接見機会

9.3.1 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「検察官は法により、弁護人と依頼人間の特権を停止し、被疑者とその弁護人の会話を監視及び記録する権利を有する。複数の弁護士会の報告によれば、政令によって弁護士 - 特に国が選任する弁護士以外の弁護士 - の被告に接見する機会及び刑務所への立入りが制限されていること及び、2016 年のクーデター未遂事件へのつながりで政府が告発した個人の弁護を不本意とする弁護士が多いことにより、被拘禁者は弁護士に速やかに接見する機会を得にくいことがある。人権擁護団体の報告によれば、弁護人との 24 時間以内の接見機会の制限は恣意的に適用されており、テロ関連の事案では、当局はたいてい、法の定める逮捕後 24 時間以内に拘禁の詳細を被告側弁護人に伝えなかった。人権擁護団体及び弁護士会の報告によれば、かかる場合には、弁護士は依頼人の裁判書類を閲覧する権利を起訴準備ができるまで数週間又は数か月間にわたって制限され、これによって依頼人を弁護する能力を阻害されるということである。」¹⁶¹

[目次に戻る](#)

9.4 裁判

9.4.1 2020 年 9 月の豪州 DFAT の報告書によれば、クーデター未遂に特に関連した事案で審理を受けた被告はおよそ 5,370 人に上るということである。¹⁶²

9.4.2 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「公正な公開審理を受ける権利は憲法の定めるところであるが、弁護士会及び権利擁護団体の主張によれば、司法に対する行政介入の拡大及び非常事態規定を利用した政府の措置により、この権利は損なわれた。

「被告の推定無罪及びその裁判に出廷する権利は法の定めるところであるが、注目度の高い事案の多くでは、本人出廷ではなく、刑務所とつながるビデオリンク越しで被告が出席する事案が増えた。裁判官は、特定の種類の犯罪（国家安全保障に反する犯

¹⁶¹ USSD, HR Report 2020 (第 1 節 D)、2021 年 3 月 30 日

¹⁶² DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.38 項)、2020 年 9 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

罪、組織犯罪（中略）を含む）については、依頼人が起訴されるまで、被告側弁護人による依頼人の裁判書類の利用を制限することができる。

「どの裁判も、1人の裁判官又は裁判官の合議体が判決を下す。法廷審理は、被告として未成年者を伴う裁判を除き、おおむね公開形式で行われる。政府は、例えば『国家反逆罪』に関連するものなどの、治安問題に関わる審問及び審理に非公開裁判を認める条項を利用することが多くなった。起訴状、事案要約、判決及びその他の法廷の答弁を含む裁判記録は、訴訟当事者を除き非公開とされており、ジャーナリスト及び監視団体などを含む公衆が訴訟の進捗状況又は結果に関する情報を入手することは困難である。政治的に慎重な配慮を要する一部の訴訟では、裁判官が法廷への立ち入りや記録の閲覧をトルコ人の弁護士のみを制限したため、国内外の団体は一部の裁判を監視することができなかった。

「被告人は裁判に出廷し、自身が選んだ弁護人と適時に相談する権利を有するが、弁護士によると、政府は被告人に、国選弁護人を選ぶよう強要した。複数の監視団体及び人権団体によれば、注目度の高い一部の裁判では、被告人は上記の権利を認められなかった（中略）

「被告人は刑事訴訟で法定代理人を立てる権利及び経済的余裕が場合は公費で代理人を提供してもらう権利を有する（中略）必要に応じて裁判所が通訳を提供することは法律で定められている。人権団体は、通訳は常に無償で提供されるわけではなく、経済力のないトルコ語を話さない被告人の中には、通訳の費用を支払う必要により不利な立場に置かれる者もいると主張している。

「複数の監視団体は、テロ支援に関連した訴訟では、検察官及び裁判所は、たいてい、起訴状及び有罪判決を裏付ける証拠の確立を怠ったと述べ、適正手続の尊重及び信ぴょう性の高い証拠基準の遵守に関する懸念を強調した。当局は、多数の事案、特に国家安全保障に関連する事案では、被告側弁護人及び被告に入手経路がない、又は法廷で反対尋問及び異議の申立てができない秘密の証拠又は証言を利用した。政府は秘密の証言の存在を認めないこともあった。」¹⁶³

¹⁶³ USSD, HR Report 2020（第1節E）、2021年3月30日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.4.3 欧州評議会議員会議は 2020 年 10 月に公表した決議の中で、「テロ関連容疑で拘禁される弁護士達が、公正な裁判を要求するために命をかけてハンガーストライキに訴えざるを得ないと考えたことを遺憾に思う。」と述べた。¹⁶⁴

目次に戻る

9.5 罪状及び量刑

9.5.1 2020 年 9 月に公表された豪州 DFAT の報告書によれば、「解雇又は逮捕された個人で、実際にクーデター未遂に参加した容疑で告発された者はごく少数で、判決はむしろ運動に加入した容疑及び公務員の場合は不適切な公職への抜擢が根拠になっていた。」¹⁶⁵

9.5.2 USSD HR 報告書 2020 によれば、

「2020 年 4 月に、裁判所当局は二重国籍のトルコ人、セルカン・ゴルゲ (Serkan Golge) を司法的管理 (仮釈放) から解放した。2018 年に、裁判所はギュレン運動に言及し、『テロ組織加入』罪でゴルゲに 7 年 6 か月の禁錮決を言い渡した。控訴院はその後、罪状を『テロ組織ほう助』に軽減し、刑を禁錮 5 年に減刑した。ゴルゲは後日撤回された目撃者証言を含む、見かけだけの証拠を理由に 2016 年に当局によって逮捕された。ゴルゲは 3 年近く刑期を務めた末に釈放された。2020 年 6 月に、ゴルゲは出国を許された。」¹⁶⁶

9.5.3 UN HRC が 2021 年 6 月 9 日に公表した論文の中で、人権擁護者の状況に関する国連特別報告者メアリー・ローラー (Mary Lawlor) が述べた論評によれば、

「(中略) 同氏はトルコ政府に、現代弁護士協会 (Çağdaş Hukukçular Derneği - ÇHD) の弁護士及び会員 9 人を含め、10 年以上刑期を務めている人権擁護者 14 人に対する懸念を伝えた。このうちの 1 人、エブル・ティムティク (Ebru Timtik) は 2020 年 8 月に、本人及び同僚弁護士の公正な裁判を求めるハンガーストライキの決行中に

¹⁶⁴ CoE、議員会議、政治的敵対勢力に対する新たな弾圧 (中略)、2020 年 10 月 23 日

¹⁶⁵ DFAT、国別情報報告書 - トルコ (3.38 項)、2020 年 9 月 10 日

¹⁶⁶ USSD, HR Report 2020 (第 1 節 E)、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

未決拘禁扱いで死亡した。ロウラーによれば、同氏はこの事案についてトルコ当局と話し合いを続けているということである（中略）

「人権擁護者及び市民社会の構成員複数がテロ関連罪を理由に審理されており、有罪判決を下される場合は、最高で 14 年の禁錮刑を受けることになる。これには、例えば Eren Keskin などの NGO、人権協会 İnsan Hakları Derneği (İHD) の委員及び市民社会活動家で人権擁護者の Erol Önderoğlu 及び Şebnem Korur Fincancı が含まれる。」¹⁶⁷

9.5.4 2021 年 3 月のオランダ MFA の報告書によれば、

「（容疑段階の）ギュレニストに関わる訴追手続について、ある秘密筋が述べたところでは、穏健派の判事は、『受動的』ギュレニストと『能動的』ギュレニストを差別化する傾向がある。この点では、アスヤ銀行に銀行口座を所有する及び/又はギュレン派紙のザマン紙を定期購読するだけのギュレニストは、ギュレン系ニュースサイトの執行役員よりも軽い刑を受けることが予想される。同筋によれば、他方、強硬派の判事の場合は両者を区別しない。」¹⁶⁸

9.5.5 同報告書によれば、

「利用可能な情報によると、（容疑段階の）ギュレニストの刑事訴追の是非に関して恣意性がどの程度存在するかを判断するのは難しい。ある機密筋によると、（容疑段階の）ギュレニストの訴追の是非に対するトルコ政府の決定は、極めて恣意的であるように見える。また、同筋によれば、トルコ当局は、手段がないだけで、ギュレニスト及びその他の反体制派を全て訴追する意向なのかもしれない。他の 2 つの消息筋によれば、トルコ政府は、本節の初めで特定された基準を 1 つ以上満たす個人を訴追する決意を一貫して示している[Bylodk 及びその他お危険要因を参照]。両消息筋によれば、この刑事訴訟の結果は恣意的であり、穏健派の判事は強硬派の判事に比べて受動的ギュレニストに対する量刑が軽くなる。」¹⁶⁹

9.5.6 同報告書の説明によれば、

¹⁶⁷ UN HRC、トルコ：人権擁護者（中略）を拘禁するための法の濫用の中止の要請、2021 年 6 月 9 日

¹⁶⁸ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

¹⁶⁹ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「(中略) トルコ政府は、ギョレン運動をテロ組織とみなしている。これにより、
(容疑段階の) ギョレニストは以下を根拠に禁錮刑を言い渡されることが多い。

- ・「テロ組織に所属していること (TPC 第 220 条 (2))
- ・「テロ組織の指導者であること (TPC 第 220 条 (5))
- ・「テロ組織を支持していること (TPC 第 220 条 (7))
- ・「テロ組織を宣伝活動を広めていること (TPC 第 220 条(8))

「2016 年のクーデター未遂への直接関与で有罪判決を受けた者はたいてい、以下の理由で禁錮刑を言い渡される。

- ・「武力行使による憲法秩序の廃止、交代又はその実施妨害の企図 (TPC 第 309 条 (1))
- ・「大統領暗殺の企図 (TPC 第 310 条 (1))
- ・「武力行使によるトルコ政府の廃止又はトルコ政府の職務遂行の妨害企図 (TPC 第 312 条(1)) 」¹⁷⁰

9.5.7 2021 年 7 月の BBC の報道によれば、「[クーデター]の策謀容疑を受けた被告の審理が多数実施され、裁判所は 2,500 件を超える終身刑を公布した。」¹⁷¹

9.5.8 国軍関係者に言い渡された実刑判決に関する情報については、国軍を参照。
上記の集団に関する詳細な情報については、裁判官及び弁護士及び、市民社会と人権擁護者を参照。

[目次に戻る](#)

9.6 政治犯

9.6.1 USSD HR Report 2020 によれば、

¹⁷⁰ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021 年 3 月 18 日

¹⁷¹ BBC、トルコでは、2016 年のクーデター計画で数百人が終身刑 (中略)、2020 年 11 月 26 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「政治犯の数は、2020 年末の時点で依然として異論があった。2020 年 7 月に、内務省は、政府は 2016 年からこれまでに、クーデター未遂事件に関連して 282,790 人を拘禁し、このうち 25,912 人は未決拘禁者であると報告した。NGO 推計は、テロ関罪を理由とする被拘禁者は 50,000 人と推計した。監視団体の中には、この一部を、政府が異議を唱える罪状である、政治犯とみなすものもあった。

「被告側弁護士及び反体制派集団によれば、検察当局はテロリズム及び国家安全保障の脅威の広義の定義を利用して、また場合によっては、法的に問題がある証拠を利用して、ジャーナリスト、野党党员（主に HDP 党员）、活動家及びその他の政府に批判的な個人を含む、様々な個人を刑事告訴及び訴追した。

「企業、慈善団体及び事業所の資産を没収するなどの目的で、ギュレン運動の構成員又はギュレン運動の系列団体に対し（中略）当局はテロ対策法を広範囲に利用した。人権団体の申立てによれば、被拘禁者の多くはテロリズムとの実質的な関係はなく、批判的意見を沈黙させる又は野党勢力を弱体化する目的で拘禁された。

「学生、芸術家及び組合の構成員は、主にソーシャルメディアへの投稿を理由に、テロ関連活動の容疑で犯罪捜査の対象になった。政府はギュレン運動への関与（中略）疑惑による身柄拘束者を政治犯とみなさず、人権団体又は人道的機関にとの面会機会を認めなかった。」¹⁷²

[目次に戻る](#)

9.7 E-Devlet 及び UYAP

9.7.1 e-Devlet は、全ての公共サービスへのアクセスを 1 つの窓口から提供するオンラインの電子政府ゲートウェイウェブサイトである。このシステムの目的は、情報通信技術を利用して、国民、事業所、公共機関に公共サービスを有効かつ効率的に提供することである。¹⁷³e-Devlet システムは、そのほかに、社会保障に関する情報、民間保険、税金、抵当及び犯罪歴に関する個人情報も格納する。¹⁷⁴

¹⁷² USSD, HR Report 2020（第 1 節 E）、2021 年 3 月 30 日

¹⁷³ トルコ政府、政府について、日付不詳

¹⁷⁴ トルコ政府、政府について、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.7.2 UYAP（国家司法情報システム）は、迅速で信頼できるかつ正確な司法システムを確保するためにトルコで開発された電子司法プラットフォームである。UYAP は中央情報システムの1つとして全ての司法機関及び、その他全ての諸官庁を網羅する。上記にはコンピュータが装備され、全ての法制、上訴審の判決及び裁判記録にアクセスできる。裁判手続及び司法取引は現在、1つのインターネット環境に送られる。UYAP は、2000年から司法省が管理している。¹⁷⁵

9.7.3 欧州委員会ウェブサイトに掲載される日付不詳の報告によれば、「国民は自身の訴訟に関する情報を[UYAP]にアクセスして調べることができ、裁判所に出頭しなくても審理期日を把握することができる。裁判又は審問期日についてもウェブサイトで情報を得られる。国民は電子署名を用いて裁判所に申立てを提出し、インターネット上で書類を確認することができる。」¹⁷⁶

9.7.4 カナダ移民・難民委員会（カナダ IRB）が2018年12月10日に公表した様々な情報筋を引用する報告書によれば、「欧州裁判官評議会（Consultative Council of European Judges）の（中略）文献によれば、トルコ当局によると、裁判の当事者及びその弁護人は、裁判に関連する『保護文書又は情報』にアクセスすることは許されず、アクセスが許可された文書に限り閲覧できる。」¹⁷⁷

9.7.5 同報告書によれば、

「UYAP のウェブサイトによると、SMS 情報システムは、『係争中の裁判、法廷審問の期日、[最新の]裁判及び訴訟内容又は、原告（dept）[原文のまま]の申立ての変更』のような裁判に関する通知を、テキストメッセージ形式で被告及び弁護士に送付する（中略）同報告書によれば、SMS サービスの購読料は、直接出廷するための公共交通機関の費用より安い（中略）

「e-CODEX の試験段階についてトルコ当局が提出した回答によれば、当局者、判事及び検察官を含め、利用者は全員、電子署名を使って UYAP にアクセスすることになっており、『[不]正アクセスは許可されない』（中略）

¹⁷⁵ JoinUp、トルコの電子司法システム（UYAP）、2007年6月11日

¹⁷⁶ 欧州委員会、トルコの電子司法プロジェクト：『UYAP』、日付不詳

¹⁷⁷ カナダ IRB、情報要求に対する回答（中略）、2018年12月10日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「UYAP ウェブサイトによると、『全ての調書、手続及び書類は標準化されている』
(中略) 同報告書の説明によれば、裁判調書は1つのテンプレートから作成され、担当職員が1つずつ作成する必要はなく、データは自動的に命令、起訴状、審問調書及び判決などの文書に追加される。

「UYAP 内での逮捕状へのアクセスは訴追段階によって決まる。検察官が捜査段階を通じて秘匿命令を提示する場合は、訴訟当事者及びその弁護人は逮捕状にアクセスできない。ただし、裁判の捜査段階で UYAP にアップロードされた新規の文書について裁判所書記官に質問を提示する方法で、弁護人が特定の個人に逮捕状が発行されたか否かを確認できることもある。

「『評決／実刑判決』に関する裁判所の決定は、第一審裁判所で公布される。『テロ関連罪の裁判では、管轄裁判所は高等刑事裁判所になる。』

「トルコ国民は、以下の条件で判決を閲覧することが許される。

- ・当該個人は『e-devlet』のアカウント及びパスワードを持っていること。
- ・当該個人は訴訟当事者であること。

「『裁判に係る裁判調書は全て同じインターフェイスにアップロードされるため』、弁護人は、『自身の依頼人に関連するか否かを問わず』、担当する裁判に関連する全ての判決にアクセスできる (中略)

「判決及び逮捕状は『特定のテンプレートに準拠する。各文書の外観は、県、警察署又は司法裁判所によって異なることはない。』 UYAP 文書の最上部には、『当該文書に電子署名が記載されたことを示すリボン状の記号がある。』どの頁にも、当該文書は UYAP 文書であること及び適用される文書コードが一番下に記載される。文書の末尾には、当該訴訟に関わる裁判官の司法 ID 及び電子署名が付記される (中略)」¹⁷⁸

[目次に戻る](#)

第 10 節の更新日 : 2021 年 12 月 20 日

¹⁷⁸ カナダ IRB、情報要求に対する回答 (中略)、2018 年 12 月 10 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10. 救済手段

10.1 憲法裁判所

10.1.1 2019年7月に実施されたトルコ視察訪問に基づく欧州評議会報告書 2020 の報告によれば、人権弁務官は「主として、憲法裁判所の判決の主旨及び明確な判例法の遵守に対する検察官及び下級裁判所による組織的抵抗により、人権侵害に対する国内の救済措置である、憲法裁判所に対する個々の申請の有効性が脅かされている最近の動向について懸念を（中略）」提起した。¹⁷⁹

10.1.2 USSD HR Report 2020 によれば、「人権侵害容疑の場合、被拘禁者はその刑事訴訟が進行する間に救済を求めて憲法裁判所に直接上訴する権利を有する。しかし、憲法裁判所の未処理事案により手続の進行は遅滞し、迅速な救済が妨げられている。」¹⁸⁰

10.1.3 同告書によれば、

「憲法及び人権に関わる問題については、個人が憲法裁判所に直接上訴することも法律で規定されており、理論上は、係争中の判決における人権侵害の申立てについて、上級裁判所のより迅速かつ簡略な再審理に臨むことを許される。このメカニズムにもかかわらず、非常事態下での解雇に対する膨大な上訴及び司法当局における粛清措置に起因する司法能力の低下は、裁判手続の遅滞という結果をもたらしたと、批判者は苦情を述べた。」¹⁸¹

10.1.4 報告書の続きによれば、

「公式統計によると、2020年9月30日の時点で、憲法裁判所は 30,584 件の申請を受理しており、申請の 20%に人権法違反を認めた。2019年の申請は 30%が依然として未決であった。国内の救済手段を全て使い尽くした国民は ECHR に是正を申請する権利を有するが、政府が ECHR の判決を実施することはまれだった。NGO、European Implementation Network によると、トルコ政府はこの 10 年間に下された

¹⁷⁹ CoE、欧州評議会報告書 2020（4 頁）、2020 年 2 月 19 日

¹⁸⁰ USSD, HR Report 2020（第 1 節 D）、2021 年 3 月 30 日

¹⁸¹ USSD, HR Report 2020（第 1 節 E）、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ECHR の判決の 60%を実施していない。例えば、トルコ政府は、2016 年のクーデター未遂事件の後に逮捕され、有罪判決を受けた元憲法裁判所判事のアルパルスラン・アルタンの未決拘禁の違法性を正した ECHR の判決をまだ実施していない。アルタンは 2020 年末の時点で 11 年の禁錮刑に服している。」¹⁸²

10.1.5 憲法裁判所に関する懸念についての詳細情報は、司法の独立性を参照。

[目次に戻る](#)

10.2 非常事態措置調査委員会

10.2.1 豪州 DFAT の 2020 年 9 月の報告書によれば、

「トルコは、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約及び、拷問及び非人道的又は品位を傷つける扱い又は刑罰の防止のための欧州条約並びに、両条約の追加議定書の批准国である。これらの条約により、トルコ国民は欧州人権裁判所（ECHR）に上訴する権利を与えられている。2016 年 7 月のクーデター未遂事件後、ECHR は、ギョレン運動との結び付きがあるとして拘禁されたトルコ人からの申請を多数受理した。トルコ人からの申請は ECHR の 2017 年の総受理件数 85,951 件のうち 31,054 件（36%）を占めた。申請者は国内の救済措置を全て利用した上で ECHR に申請を提出するものとするという ECHR の要件により、トルコ人の申請のうち 30,063 件（96.8%）は受理不可又は棄却と申告された。

「裁判所が対応不能になるのを避けるために、トルコ政府は、2017 年 1 月に、非常事態期間に法令で解雇された個人に一定レベルの司法審査を行うための、非常事態措置調査委員会（Inquiry Commission on the State of Emergency Measures）を設置することに同意した。同委員会は、次に挙げる 4 つのカテゴリー、すなわち、公職、専門的職業又は組織からの解雇又は追放、学生の身分の剥奪、協会、財団、労働組合、報道機関、学校及び高等教育機関及び、出版社の閉鎖並びに、退役軍人の階級の無効化のうち 1 つ又は複数に該当する非常事態措置について『評価を実施し、決定を下す』ことを義務付けられている。

¹⁸² USSD, HR Report 2020（第 1 節 E）、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「委員会は7人の委員で構成され、このうち5人は政府から直接任命され、2人は裁判官・検察官高等評議会（High Council of Judges and Prosecutors）から任命された。

「2020年7月3日時点で、126,300件の申請が同委員会に届け出られ、108,200件に決定が發布された。このうち96,000件は棄却され - すなわち、当初の非常事態宣言時の決定が指示された - 12,200件は上訴申請が認められた。棄却された申請は、今度は裁判制度により憲法裁判所に上訴することを許される。その後は、理論的には、ECtHRに申請する選択肢を与えられる。

「ECHRの立場を批判する個人は、トルコの司法制度は過度に政治化されかつ機能不全に陥っているため、国内の効果的な救済手段になり得ないと主張し、さらに、調査委員会が棄却する事案の比率が高いことを証拠として挙げている。

「2018年3月のOHCHRの報告書は、付託権限の範囲が狭いこと、非常事態措置を採択した同じ当局が委員を任命したことを所与とする、認識上の独立性及び公平性の欠如、論拠の正当化又は公表を要求されないことを所与とする、透明性の欠如及び、非現実的な作業量を理由に、委員会を批判した。OHCHRは、申請者に対する公正さの欠如を批判した。申請者は解雇された機関に不服申立てを提出しなければならず、証言する又は証人を出廷させる機会を与えられない。不服申立者は委員会の決定に関係なく、解雇処分以前に就労していた同じ組織に復職することはできず、補償を受けることもできない。」¹⁸³

10.2.2 同報告書によれば、「非常事態慣行調査委員会は（中略）[ギョレン運動への関与疑惑を受けた被用者の]解雇を再検討する目的で設置されたが、当初の解雇決定をほぼ全面的に支持している。」¹⁸⁴

10.2.3 欧州委員会が2020年10月に公表されたトルコ2020年報告書の中で述べたところによれば、

¹⁸³ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（2.48項）、2020年9月10日

¹⁸⁴ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.39項）、2020年9月10日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「非常事態措置調査委員会は（中略）非常事態下の命令を通じて発生した 150,000 件を超える解雇に関連する不服申立てを全て個別に再検討したと相次いで主張した。2020 年 3 月末時点での申請数は 126,300 件であった。このうち、調査委員会が再検討したのは 105,100 件で、復職に至ったのはわずか 11,200 件であり、93,600 件の不服申立ては却下された。復職の決定 57 件は、クーデター未遂後に閉鎖された組織の再開に関連するものであった。係属中の申請は 21,200 件であった。申請の処理率を見ると、各事案が個別に検討されているかについて懸念を覚える。被解雇者の抗弁権及び、国際基準に準ずる査定手続が尊重されていない点が強く懸念される。聞き取り調査が行われなかったため、申請者の手続上の権利はないに等しく、決定は、当初の解雇に関する文書に基づいて下された。決定はいずれも、調査委員会がどの程度有効な法的救済になっているかに疑問を付すものであった。」¹⁸⁵

10.2.4 USSD HR Report 2020 によれば、

「結社の自由は法の定めるところであるが、政府はこの権利を相次いで制限した。政府はテロ対策法の規定を利用して、国家安全保障の脅威と目されることを理由に以前閉鎖した協会及び財団の再開を妨害した。非常事態措置調査委員会は 2019 年 12 月の報告書の中で、2016 年のクーデター未遂事件後に閉鎖された協会及び財団 1,727 か所のうち、208 か所が再開を許可されたと述べた。複数の監視団が広く報告したところによれば、非常事態措置調査委員会による救済を求める団体のための上訴手続は、依然として不透明かつ非効果的であった。」¹⁸⁶

10.2.5 トルコ人権協会及び世界拷問防止機構（World Organisation Against Torture）が調査委員会について報告したところによれば、

「非常事態命令により免職処分を受けた又は所属組織が閉鎖された可能性がある申請者は、免職又は所属組織の閉鎖に対する個々の理由を伝達されなかった。調査委員会に非常事態措置に対する異議を申し立てる場合は、申請者は『テロ組織との関係又は接触』があるとみなされた理由を推測することを義務付けられ（中略）（iltisak ve irtibat）考え得る理由に基づいて自己弁護しなければならなかった（中略）告発に関連

¹⁸⁵ 欧州委員会、トルコに関する 2020 年報告書（21 頁）、2020 年 10 月 6 日

¹⁸⁶ USSD, HR Report 2020（第 2 節 B）、2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

する十分な情報及びその告発の根拠になった具体的な証拠がなかった場合は、申請者の抗弁権はこの手続の原点の時点で侵害されたことになる。

「調査委員会は、聞き取り調査を行わずに書類上で申請を審査している(中略) 調査委員会の業務報告書によると、同委員会は、申請を審査し、申請者のテロ組織との関係又は接触の有無を決定する際に、特に、以下の要素、すなわち、通称 **FETO/PDY** が利用しているとされる **Bylodk** メッセージアプリの利用 (中略)、**FETO/PDY** と関係があるとされるアスヤ銀行との取引履歴又は口座開設、非常事態命令により閉鎖された協会／財団／労働組合への加盟、**FETO/PDY** と関係する組織との関係及び／又は雇用契約歴及び、行政及び刑事捜査／訴追を考慮する (中略) 上記の要素は、非常事態命令による被解雇者に関する査定と理論的には関連がある。ただし、この分析が閉鎖された組織にどう適用され得るのかは不明であり、この点における詳細な情報は提供されていない (中略)

「決定は公表されず、この決定を、委員会が証拠及び個別の論拠で裏付ける正規の要件はない (中略) ため、市民社会関係者が委員会の実施した査定を包括的に分析することは極めて困難である。国際イニシアティブの複数の報告によれば (中略) 多くの場合、調査委員会の査定は、諜報機関から入手した情報、秘匿扱いの証人の発言、申請者の同僚／雇用主の申立て、また、場合によってはその社会的人脈に基づいて行われた。手続を通じて、上記の文書又は情報のいずれも申請者には提供されず、情報は委員会の決定で言及される範囲に限定してその存在だけが伝えられる (中略)

「調査委員会はその決定を下すにあたって、上記の基準に基づく詳細な又は個別の分析さえも行わない又は、一部の決定を収集及び分析した国際イニシアティブはそのように報告した (中略) このため、『分析』はたいてい、『**FETO/PDY** が利用するメッセージアプリが当該申請者の携帯電話番号からダウンロードされた』と述べるだけに留まり、このアプリが確かに申請者によってダウンロードされたのか又は、アプリはそもそも使われていたのかは審査されず、ましてや、このアプリがテロ組織の構成員との連絡目的に利用されたかは一切審査されない (中略)

「(中略) 調査委員会がどのような順番で申請を審査したかは今のところ市民社会関係者にはわかっていない。特定の個人又は、報道機関及び／又は人権擁護団体のようなその閉鎖が会員及び／又は職員以外の個人に影響を及ぼす特定の組織が優先されて

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いるようには見えない（中略）申請は、時系列的に審査されているようでもない。なぜなら、最初の非常事態期間に発布された法令で職を追われた多数の学者の申請は、解雇から4年以上経った現在も決定されていないからである（中略）市民社会関係者の知る限り、非常事態期間の法令で閉鎖された人権擁護団体の事案について公布された決定はまだ1つもない（中略）

「起訴手続は、調査委員会の決定が下されて初めて開始することが認められる。」¹⁸⁷

10.2.6 本項目に関する詳細な情報については、市民社会と人権擁護者を参照。

[目次に戻る](#)

第11節の更新日：2021年10月7日

11. 社会的障害

11.1 汚名

11.1.1 2020年9月の豪州 DFAT の記述によれば、「ギュレン運動への加入容疑で告発された個人は、信ぴょう性のある証拠がない場合には、特に自身の名前の公表により多大な社会的汚名及び制限に遭遇する。」¹⁸⁸

11.1.2 2021年3月のオランダ MFA の報告書によれば、

「ギュレニストは社会的に困難な立場にあることを自覚している。ギュレニストがギュレン派でない同国民にどう扱われるかという疑問に対する明確な答えはない。ギュレン派でない同国民による（疑惑段階の）ギュレニストの扱いは、村八分から敵意まで多岐にわたる可能性がある。ギュレニストは、政府を支持する国民及び世俗主義者の両方で構成されるトルコ社会の大半は、ギュレン運動に憤怒及び嫌悪の感情を抱いていることを念頭に置くべきである。ギュレニストであることは社会的汚名にもつながる。ギュレン派でない国民の多くは、（疑惑段階の）ギュレニストと距離を置き、関係を断つ。この態度は必ずしも、敵意や嫌悪に拠るものではなく、一種の自己防衛

¹⁸⁷ IHD, OMCT、トルコ第2部：危険にさらされるトルコの市民社会（中略）（29-31頁）、2021年5月

¹⁸⁸ DFAT、国別情報報告書 - トルコ（3.41項）、2020年9月10日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

である。ギュレン派でない国民は、ギュレニストと関係した場合に刑事訴追を受けることを恐れている。

「(疑惑段階の)ギュレニストは敵意及び汚名により、トルコ社会で生き残ることが困難になる。雇用主は、自身がギュレン運動の支持者又は構成員とみなされることを恐れて、ギュレニスト(の疑いがある)個人を雇いたがらない。従業員がギュレニスト家系であることを雇用主が突き止める場合は、そのギュレニスト従業員は解雇される可能性が高い。解雇されたギュレニストが街頭のインフォーマル経済又は、先祖代々の村で自給自足農家としての一生に追いやられたという話は複数ある。

「免職処分を受けたギュレニストは、公務に復帰することはできない。トルコにおける2年間の非常事態期間(2016年7月から2018年7月まで)を通じて免職された公務員は125,678人に上る(中略)

「ギュレニストの教育、医療及び住宅の取得機会について入手可能な情報は比較的少なく、利用可能なごく少ない情報はばらつきがある。ある消息筋によれば、刑務所から釈放された(疑惑段階の)ギュレニストは、住宅、教育及び保健医療の利用機会を与えられる。別の消息筋によれば、地主は、ギュレニスト家系(と目される)賃借人を追放することがあり、医者(疑惑段階の)ギュレン派の経歴を持つ患者の治療を拒否することがある。同じ筋によれば、かかる慣行は特に、住民がお互いをよく知る小規模コミュニティでよく見られるということである。」¹⁸⁹

[目次に戻る](#)

¹⁸⁹ オランダ MFA、出身国情報総合報告書、2021年3月18日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

付属書 A

在アンカラ英国大使館

Sehit Ersan Caddesi 46/A 06680 Cankaya / Ankara

電話 : 00 90 312 455 3200

ファックス : 00 90 312 455 3352

www.fco.gov.uk

2017年6月17日にトルコの日刊紙サバフ（Sabah）がトルコ語で公表した記事¹⁹⁰は、「FETO」を実質的にテロ組織に指定し、当該組織に関連する今後の事案の先例を作る最高控訴院の決定を報じた。法的に見て、これは英国がテロ組織を非合法化するプロセスにほぼ匹敵する。

記事の該当箇所を以下に翻訳する。

「『武装テロ組織』の定義は、最高裁判所の決定に記載された。

最高控訴院の歴史的裁定により、FETÖは、上級司法当局により初めて、武装テロ組織の烙印を押された。この裁定では、この組織の構成員であることになる基準も定義された。この裁定は今後の先例になるため、FETOの事案を担当する判事がこれまでより迅速な裁定を行うための道筋をつけるものになるだろう。トルコ政府は、一部の国にFETOの構成員を引き渡すよう要請した際に、「司法当局はこれが1つの組織であるとする正式決定を下さなかったとする口実を設けた」。

目次に戻る

¹⁹⁰ <http://www.sabah.com.tr/gundem/2017/06/17/silahli-teror-orgutu-tanimi-yargitay-karariyla-tescillendi>

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

調査委託事項

「調査委託事項（ToR）は、CPIN が扱う事項に関する大まかな概要である。ToR は国別情報の節の基礎となる。英国内務省の国別政策及び情報チームはこの主要項目に応じて複数の標準化された ToR を使用した上で、当該の国に合わせて項目を調整している。

この特定の CPIN に関しては、原案を作成する前に、関係があるものとして以下のテーマが特定され、調査はこれらの項目について実施された。

- ・ギョレン主義
 - 歴史
 - 構成員、人数、役割
 - 2016 年のクーデター未遂への関与疑惑
- ・関連法、例えば、テロ対策法など。
- ・政府の扱い
 - 最も標的になりやすい集団
 - 停職処分及び復職
 - 逮捕
 - 拘禁状態、処遇を含む拘禁
 - 公正な裁判及び適性手続を含む訴追手続
 - 刑期
 - 渡航及びその他の制限
- ・救済手段
- ・社会の扱い
 - 汚名
 - その他の問題、例えば解雇など

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版管理

認可

以下はこの情報ノートが認可された時点の情報である。

- ・第3版
- ・2022年2月2日から有効

公式 - 機密：ここから

本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 - 機密：ここまで

この情報ノートの最終版からの変更

国別情報及び審査の更新

[目次に戻る](#)